

内閣委員会議録 第十一号

(三〇八)

平成十六年四月二十八日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 山本 公一君

理事 今津 寛君

理事 河本 三郎君

理事 宇佐美 登君

理事 中山 義活君

理事 江崎洋一郎君

理事 西川 公也君

理事 葉梨 康弘君

理事 平沼 起夫君

村上誠一郎君

泉 健太君

大畠 章宏君

原口 一博君

横路 孝弘君

穀田 恵二君

市村浩一郎君

島田 久君

山内おさむ君

太田 昭宏君

石毛 錠子君

小野 清子君

西川 公也君

宮腰 光寛君

佐藤 英彦君

吉村 博人君

樋渡 利秋君

小幡 純子君

(警察庁長官)

(国家公安委員会委員長)

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

政府参考人

(法務省刑事局長)

(上智大学大学院法学研究科教授)

(参考人)

(弁護士)

(東京都立大学法学部長)

内閣委員会専門員

本日の会議に付した案件

は本委員会に参考送付された。

政府参考人出頭要求に関する件

委員の異動

四月二十八日

辞任 吉井 英勝君

補欠選任 吉井 英勝君

○山本委員長 これより会議を開きます。
警察に関する件について調査を進めます。

本日は、本件調査のため、参考人として、上智

大学大学院法学研究科教授小幡純子君、弁護士市

川守弘君、東京都立大学法学部長前田雅英君、以

上三名の方々から御意見を承ることにいたしてお

ります。

この際、参考人各位に一言ございさつを申し上

げます。

本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を

賜りまして、まことにありがとうございます。参

考人各位におかれましては、それのお立場か

ら忌憚のない御意見をお聞かせいただきたいと存

じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、議事の順序について申し上げます。

小幡参考人、市川参考人、前田参考人の順に、

お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存

じます。

なお、参考人の方々に申し上げますが、御発言

の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くだ

さるようお願い申し上げます。また、参考人は委

員に対し質疑をすることができないことになつて

おりますので、御了承をお願い申し上げます。

それでは、小幡参考人にお願いいたします。

○小幡参考人 本日は、警察行政に関して意見を

申し述べる機会を与えていただき、大変光栄に存

じます。

私の専門は行政法という法律科目でございまし

て、警察法や警察に関する法制度も、行政法各論

ます。警察というのは強力な執行権力をを持つ専門

本来的な自治体警察というのと国家警察としての要請をこのような形で両立させている制度であらうと思いますが、ただ、警察というのは、あくまで本来的には自治体警察であって、自治体住民の信任を得て存在し得るものであるという現行制度の根底の理念は忘れてはならないと思つております。

もう一つの特徴が公安委員会制度でございまして、警察を民主的に管理し、その政治的中立性を確保する制度として、一般の方が警察という官僚組織の上に立つ公安委員会制度が設けられております。警察というのは強力な執行権力をを持つ専門

一

家集団でございますから、その運営が独善的にならないよう、市民の代表である公安委員会が警察組織を管理するというシステムでございます。民主的な警察制度を担保するものとして、大変重要な役割を担つて 있다고 생각합니다.

さて、その公安委員会制度でございますが、平成十一年秋以降の一連の警察不祥事をきっかけといたしまして、平成十二年に警察法の改正が行われました。当時、公安委員会が国民の良識の代表

として警察の運営を管理する機能を十分果たして
いるのかという議論がございまして、その管理能
力を強化するなど、公安委員会の充実、活性化と
いうのが求められたものでございます。

こうした議論を受けまして、改正警察法では、
公安委員会が監察についての具体的、個別的な指
示を警察に対して行うことができるということを明
確にいたしまして、さらに、その指示が履行さ
れているかどうかを点検するシステムも設けられ
ました。

また、公安委員会は、そもそも警察を管理することとされていますが、その概念が必ずしも明確でなかったので、公安委員会運営規則を改正いたしました。公安委員会の定める事務運営の準則や事務処理の基本的な方向、方法に適合しないような事務処理がなされた場合には、警察に対し公安委員会が必要な指示を行なうという管理の内容が明らかにされています。

さらに、公安委員会のこのような管理機能を充実させるため、公安委員会の実際の活動を補佐するための事務体制を整備しなければならないといふことで、補佐体制の確立も求められております。

す
されでは、その後、実際に、このような公安委員会の監察機能強化という制度設計に即した運用がなされているかという点について見ていきたいと思います。

まず、実際に監察の指示の発動がなされているかどうかでございますが、既に四つの道県公安委員会において、警察法四十三条の二第一項に基づく

連の不正経理事業に関しては、本年三月に北海道公安委員会が北海道警察に対し特別調査の指示を行つております。今月に入つてからは、福岡県公安委員会が福岡県警察に対し、捜査費等の執行状況、会計経理に関する業務手続について監察の指示を行つている状況が見られます。

これらは、市民の良識を代表する公安委員会が、市民が疑惑を抱くような問題が生じたとき、警察を民主的に管理するという立場から、まさに具体、個別にわたる事項について指示するものでございます。公安委員会というものは法制度上、人事上の権限も含めまして、警察に対して非常に強力な管理権限を有しておりますので、少なくとも同種の不祥事の再発防止には一定の効果が期待できるのではないかと思つております。

公安委員会の現状がどのようになつてゐるかと、いう点につきましては、最近、各地の公安委員会で公表しているホームページ等を見ますと、数年前とは大きく違つていて正直驚かざるところでございます。公安委員会の委員のプロファイルや仕事の内容、何月何日に会議があつて何を議論したか、苦情申し出はここに言つてくるようなどうふうなことまで事細かに公表されております。もちろん自治体によって多少の差はござりますが、公安委員会というのがまさに市民の代表であつて、警察と市民との良好な信頼関係を築こうとしているという努力の方向はうかがわられるのではないかと思われます。

公安委員会のこのような活動を支えるためには、しっかりと補佐体制が必要であることは言うまでもないことでございますが、現在では、公会が警察から直接報告を受けることができにくく、安委員会の補佐体制も相当程度に充実が図られてゐるようでございます。

実は、公安委員会が完全に独立した事務局を持つべきではないかという声もかねてからござります。ただ、かえつて二重構造となつて、公安委員会が警察から直接報告を受けることができにくく、安委員会の補佐体制も相当程度に充実が図られてゐるのではないかという問題がござりますし、組

組織的にも、この行革の時代に公安委員会の独立した事務局機関を別途増設するということは、それによって得られる効果がどれほどあるかということを考え合わせますと、必ずしも適当でないようと思われます。

さて、警察を監視、監察する機能という観点から見た場合に、現状の公安委員会制度で十分かと、いう点につきましては、もちろんさまざまな方法論の可能性はあると思います。ただ、現時点での、警察プロパーに対する外部監察機関をさらに設けるべきかということになりますと、私は疑問ではないかと考えております。

と申しますのは、先ほども申しましたように、平成十二年以降の制度改正によりまして、公安委員会の管理機能の充実強化がかなり進んでいると考えられますのでござります。公安委員会といふのは、内部監察といいましても、警察という官僚組織の上に第三者機関として置かれておりまして、その第三者機関が警察組織に対して人事上の権限も含めて管理権限を持つという、そもそもそういう仕組みになつております。そういう観点からいふと、少なくとも法制度上は、監察制度としてかなり有効に機能するものではないかと思ひます。

さらに、現行の警察制度は、冒頭に申しましたように、都道府県警察でございますので、実は、自治体の情報公開制度や住民監査請求、住民訴訟制度などによる自浄作用というのがかぶつてしまひります。行政法的に申しますと、それがかなり大きな役割を果たし得るのではないかと思つてします。

警察以外の一般行政に関しては、既に各地で市民オンブズマンの方々からの情報公開請求などによって架空請求とか空出張などが明らかになります。官官接待が排除されたり公務員倫理法が制定されたりと、そういうふうに導いてきたことは顯著な事実でございます。したがつて、今回のような経理的な不正行為につきましては、警察に対しても情報公開制度や監査請求がかなり強力

な監視機能を果たし得ると思われますので、そこで判明した問題について公安委員会が的確に監察権限行使して正していくという姿もあり得るのではないかと思います。

また、不正経理以外にもさまざまなもので不祥事というのは想定され得るわけでございまして、全国の警察には多くの警察官がいて、現実に捜査活動を行っている以上、これを完全に一〇〇%予防するということは困難と思います。

ただ、私は、その点は、公安委員会に対する苦情申し出制度、これが大変大きく機能するのではないかと期待しております。どんな小さなことでも、市民からの警察への不満を直接公安委員会が聞くことによって、大きな不祥事になる前に何らかの対応が可能になるのではないかと考えておきながらでございます。

もう一言だけに済ませます。

私は、警察というのは、行政の中でもとりわけ国民からの信頼を得ていなければならぬ存在であると常々考えておりまして、今回このようないい祥事が判明したことは大変残念なことだと思います。ただ、一足飛びに別の監察制度を設けるというのではなくて、平成十二年に導入された制度を十分活用することを通じて、事案の解明と再発防止に努めていくはいかがかと考えております。

以上、時間が来ましたので、私の意見陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○山本委員長 次に、市川参考人にお願いいたします。

○市川参考人 札幌から参りました。

私が昨年の十二月、北海道警察の不正経理疑惑問題にかかるわるようにになって、私の身の回りからいろいろなことの忠告を受けました。一番大きいのは、大丈夫か、身辺に気をつけた方がいいぞという忠告が多かったのです。これはどういう意味かといいますと、警察というのは、どういうところか、わけのわからないところだから、身辺によつぱり気を配った方がいいよという忠告なんです。

す
ね

私は、それを聞いて非常に驚きました。警察と
いうのは本来、国民の市民生活、国民の生活を守
るために組織にもかかわらず、国民の多くの人、
少なくとも私の身の回りの人たちは、警察はわ
けのわからないところだ、警察の疑惑問題なんて追
及していると身が危ないよという忠告をする、そ
ういう国民意識が世論として少なくとも私の身の
回りにはあるということに実は驚いたわけです。
そういう国民の世論を前提とするならば、現在問
題となっている警察の疑惑を徹底して明らかにし
て信頼できる警察にするということは、かなり至
難のわざではないかというふうに考へていること
です。

先生方御存じだと思いますけれども、国費、北海道あるいは都道府県費を問わず、支出関係書類を偽造して、真実支出していないにもかかわらず、支出したことにしてそれを裏金に回す、裏金に回したお金がどのように使われているかは国民には全くわからないという疑惑です。

その後、弟子署という道東にある小さな警察署ですが、そこの元次長が実名で告白をしました。彼は、みずから金庫番として裏金をブールしてしまった、その裏金を幹部交際費等に渡しておきましたという告白をしました。

た。彼によりますと、彼は内閣委員会で証言して

う設定書です。

これは中規模署ですから、五十人前後の小さな

おりますけれども、退職するまで十七の所属でいわゆる裏金づくりに関与していた。また、その一部を受け取り、または接待などに費消したことがあると切っておりります。具体的には、会計担当者が本部会計部門から内示された予算を、架空の支出来関係書類を所属の職員などに作成させ、これを現金化、各所属のナンバーワンの副署長等が裏帳

簿で管理するシステムが戦然と存在していたと証言いたしました。対象予算は、道費に限らず、国

費の旅費、検査費、あらゆる費目に及んでいふと
いうことでした。

このような不正疑惑が現在北海道で起ころっているわけですが、最近は、北海道にとどまらず、全

国にこのような疑惑が指摘されているというふうに報道で知っております。

では、このような不正疑惑を引き起こす警察が信頼回復のために必要なことは何なのか。単純だ

と思います。一つは徹底した真実の究明、もう一つは迅速な情報公開。この二つさえあれ

ば、警察は優に信頼を回復できるだろう。

田宏二さんが指摘するような厳然としている裏金づくりシステム、これを明らかにすることであ

る。もう一つは、つくった裏金をどのように使つたか、使ハ道を明らかにすることだらうと思いま

きょうは時間がありませんので、その裏金シス
トムを仕事で使うことを思いました。

まことに田原がおもむかげの暮会ミーティングについて、では、今まで真相が明らかになつたのかどうかこつひいて触れたいと思ひます。

まず一つは、弟子屈署の問題です。

第二、届署では監査が行われております。きょう監査結果が発表されるというふうに聞いておりましであります。監査費が長会あります。監査費は、直費に限らず、複数費が長会あります。

おりまことにれども 通費は限らす 探査費が裏金に回つていた。

今 私の手元に その検査費の設定書というものがあります。設定書というのは、裏金をつくる

に当たって、だれにどのような領収書を書いてもらうのか、にせの領収書を書いてもらうのかとい

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 平成十六年四月二十八日

ます。

時間がありません。これ以外にも、例えば、監査用のチェックリスト、こういうものを提出しないとか、チェックしなさいとか、あるいは問答集ですね、監査においてこういう指摘があつたけれども、こうこうこういうふうに答えなさいというような資料も内部告発として私の手元に入つております。

このようなことを考えますと、依然真相は全やみの中、解明されていないということです。ですから、真相が解明されていない以上、これからやらなければいけないし、やらない以上は警察の信頼は絶対に回復できないであろうと私は思つております。

以上です。(拍手)

○山本委員長 次に、前田参考人にお願いいたします。

○前田参考人 都立大学で刑事法を三十年間研究しております者で、刑事法の立場から、今回の不祥事に関して若干意見を述べさせていただきたいと思います。

私のような者にこのような機会を与えていただきます。

簡単なレジュメをお手元にお配りさせていただいたのですけれども、私、もちろん政府・与党の方々に御相談を受けるということが多いんですが、最近は野党の方、民主党なんかもそうですね、御相談を受けることが多くて、まさに政治的な課題として、治安をどうするかということが喫緊の課題になってきてている。

総理府の調査がはつきり出ていますけれども、治安のよさが國の誇りだったということが消えていった。刑法犯の認知件数、そこにグラフをかいたんですが、戦後どさくさのもうどうしようもない時期が二千なんですね。この犯罪率というのには、犯罪の一番基調になる指標ですけれども、どこにも載っているものなんですが、こうして見て、戦後の最悪の時期を超してしまったという認識、非常に危機的だという認識は、ごく最近だと

思います。

このような状況の中で、先ほどから御指摘がありましたような捜査費を含めて、不正経理問題といふのは非常に重い問題だと私も受けとめております。その中で、どう考えていくべきか。私のような者が僭越なことを申し上げるべきではないのかかもしれませんけれども、一言申し上げさせていただきたいということでございます。

一つ、その前提として、このような非常に厳しい治安状況、犯罪がふえてきた、その原因について、少年犯罪、外国人犯罪、いろいろあります。が、それに加えて、最近は国際テロとか、サイバー犯罪とか、国民の利益を守るために、市民の利益を守るために警察がやらなければいけないことが非常にふえてきている。その中で起きた問題をどう考えるかということだと思います。

そこに示しました強盗罪の検挙率、ほかの犯罪もそうなんですが、検挙率が落ちている。これは、国民が、体感治安という言葉が最近使われますけれども、不安を感じる、治安が悪くなつたという一つの象徴だと思いますが、強盗というのには、八割以上捕まつていたのが、今二件に一件捕まらなくなつた。この状況をどうするか。

一つは、非常に単純なことで、マクロで申し上げますと、事件数に対して警察官が足りないから捕まらないんですね、検挙率というの。ですから、合理的な、いろいろのものを合理化して、検挙率を上げようすれば兆の単位のお金がかかります、我々試算しますと。そんなことは今の国家の課題になつてきてている。

ただ、その点をきちっとするということと、警察批判で、すべて警察が問題を含んでいるから根本的に直さなければいけないみたいなものは、ちょっと私は違うのではないか。もちろん、情報を出すとか徹底的に真実を究明するという意味で警察の仕事、これはやはり国民から見て、不満は細かいところでありますけれども、信頼に足るものである。私は、そう受けとめられていると、個人的意見かもしれませんけれども、考えておりません。その意味で、極端な議論をしますと、角を矯めて牛を殺すということになりかねない。

一つ悪いことがあれば、非常に、後は全部疑心暗鬼になります。某私立大学の先生が痴漢行為をした、大学の教師はみんなそんなものである、大学の教師は全部疑うべきであるというような議論をされば、我々困るんですね。やはり、客観的なデータに基づいて、しかし、正すべきは正すとということをきちっとやつていただきたいということです。

二番目に、警察に期待される役割として、一つ

す。そのため、先ほど御指摘がありましたよう

に、事実を明らかにして、情報を公開していく、その視点は決定的に重要だということだと思います。

私は、重ねてそれを申し上げる必要はないかと

思いますので、別の角度を、もう一つの側面を強調しておきたいと思うんですが、今の日本の置かれの犯罪に関する危機的状況、これはやはり直視しなければいけない。これにさらに信頼が失われ思いますが、その中で、そのような重要なポイント。これがとまっていきますと、今の長官、私は歴史に残る方になつていくと思うんですが、非常に積極的ないろいろな施策を打つていかれた。もちろん、警察の政策だけでは犯罪の動向が動くものではないであります。今までに剣が峰だということだと思います。

ただ、その点をきちっとするということと、警

察批判で、すべて警察が問題を含んでいるから根本的に直さなければいけないみたいなものは、ちょっと私は違うのではないか。もちろん、情報

を出すとか徹底的に真実を究明するという意味で警察の仕事、これはやはり国民から見て、不満は細かいところでありますけれども、信頼に足るものである。私は、そう受けとめられていると、個人的意見かもしれませんけれども、考えておりま

せん。その意味で、極端な議論をしますと、角を矯めて牛を殺すということになりかねない。

一つ悪いことがあれば、非常に、後は全部疑心暗鬼になります。某私立大学の先生が痴漢行為をした、大学の教師はみんなそんなものである、大学の教師は全部疑うべきであるというような議論をされば、我々困るんですね。やはり、客観的なデータに基づいて、しかし、正すべきは正すと

いうことをきちっとやつていただきたいということです。

三番目の、治安対策の新たな展開ということでござりますけれども、先ほど見ていただいた犯罪

状況のグラフというのは、まさに危機的で、V字形を、ヨーロッパ社会の戦後は、ある意味では物

すごい勢いでふえていった。ただ、ある時期、と

まついくんですね。ただ、それにはなりふり構わぬの大変な努力をする。今の日本は、ある意味で、イギリスでそうであつた、ドイツでそうであつた、フランスでそうであつた、一つの危機的な状況を踏まえたなりふり構わぬ対応をしている時期だと思います。

一ページのグラフをちょっと見ていただくとおわかりなんですが、とまつたんですね、去年初めに残る方になつていくと思うんですが、非常に積極的ないろいろな施策を打つていかれた。もちろん、警察の政策だけでは犯罪の動向が動くものではないであります。今までに剣が峰だということだと思います。

その中で、刑事司法、これはどこもそうです、警察だけではないです。裁判所も事件がふえて、過労死が出てもおかしくない、いろいろな状況。刑務所で、私の弟子の職員なんかは一年間に有給休暇が全然とれていません。それは事件、収容者が多過ぎるから。この中で、どういうふうに国の資源を配分して、犯罪に対する取り組んでいただけるか。それは、決して官だけではなく、民の力、地域住民の力、ボランティアの力、これを有効に生かしていただきたいということだと思います。

その中で、刑事司法、これはどこもそうです、警察だけではないです。裁判所も事件がふえて、過労死が出てもおかしくない、いろいろな状況。刑務所で、私の弟子の職員なんかは一年間に有給休暇が全然とれていません。それは事件、収容者が多過ぎるから。この中で、どういうふうに国の資源を配分して、犯罪に対する取り組んでいただけるか。それは、決して官だけではなく、民の力、地域住民の力、ボランティアの力、これを有効に生かしていただきたいということです。

そのような状況の中で、やはり核となるのは、一つは二十六万の警察官なんですね。その人たちが不祥事で信頼を失うと、ボランティア活動に対しても非常に大きなマイナスを与える。その意味でも、襟を正すということについては、できる限り可能な施策をとつていただきたい。

ただ、そのときに、もう後は小幡先生のような専門家にお任せしなければいけないんですけれども、具体的にどういうチェックをかけるのが最も警察の力を生かしながら国民の信頼を得られるか。一者抓一ではないと思います。具体的な、どういう施策が最も合理的であるかということなん

ですね。

我々、刑事の世界では、戦後、犯罪が減り続けた社会の中では、やはり警察に対しては厳しいハードルを課していく。被疑者的人権という観点から、捜査をやりにくくしていけばいくほど人権が守られていいという時代であったと思います、戦後の刑事法学というのは。しかし、先ほど見ましたように、一九七五年を転換点に、日本の治安状況は大きく変化していくわけです。やっとその危機的な状況というのに気がつき出して、政府の行動計画が出てくるのはごく最近です。このような状況の中で、物の考え方、理論も大きく変わりつつあると思います。

人権侵害がいいなんて言う人はだれもないですね。ただ、片一方で、その人権を大きく一番害されているのは被害者なんですね。被害を受けた人の不利益もなるべく少なくしていかなければいけない。——失礼しました。もうこれで終わりますけれども、その意味で、非常に抽象的な話で申しわけないんですが……

○山本委員長　あのチャイムは全然違いますから。

○前田参考人　そうですか。申しわけありません。私、素人というか、こういうところで、緊張しておりますので、チーンと鳴ると怒られるのかと思いまして。

要するに、そこに書きましたように、ハードルがなければ捜査が行き過ぎる、国家権力というのは自由にさせれば行き過ぎてしまうということなんですね。そのための具体策として、国家公安委員会の制度、それから地方の公安委員会の制度、それから情報公開。

今私なんか若干、刑事の側から、情報公開、どこまで警察情報を出すのが合理的か、やらせていただいております。そのときに、出せば出すほどいいという議論は全くナンセンスです。どこの

国でもそうすれども、国防、警察に関して自由に出す国はないです。その情報をどこまでどう出していいか、しかも、国民の信頼を得るために、出すのはどうするのが一番合理的か。それは国民一般、マスコミに出す形がいいのか、それとも一部の委員に、有識者に見ていただくという形で出すのがいいのか。いろいろなやり方があると思います。

いずれにせよ、これは國家の存亡にかかる非常に重要な問題ですので、慎重な御審議、先生方のお知恵を出していただきたい、日本のために、よりよくなるものを御審議いただければと思います。

非常に優越な言い方ですが、これで終わらせていただきます。（拍手）

○山本委員長　以上で各参考人からの意見の開陳は終わりました。

○大村秀章　おはようございます。自由民主党の大村秀章でございます。

参考人の皆様方におかれましては、本当にありがとうございました。次これを許します。大村秀章君。

○山本委員長　おはようございます。自由民主党の大村秀章でございます。

参考人の皆様方におかれましては、本当にありがとうございました。身近なところでひしひしと、何となしに、安全が本当に大丈夫かなというようなことでも今言われているような状況になりました。

私の地元でも、とにかく町内会単位で自警団みたいなもの、夜回り組織みたいなものを町内会の役員のOBの人々がつくって、パトロール隊と称したりがとうございました。また、今大変有益な御意見を見をいただきましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、順次お三方の参考人の先生方に、また補足をしてといいますか、御質問をさせていたただければというふうに思っております。

今三人の先生方言われたとおりでございますし、最後に前田先生が言われました自治体、地域住民、ボランティアの取り組みなどは本当に大事だなというふうに身をもつて思わせていただいていることがあります。

そういう意味で、まずは前田先生にちょっとお伺いしたいのですが、警察に期待される役割ということで、これはお三方の先生方にもそれぞれお伺いしたいと思います。

私も、まさに政治の役割、国政でも地方自治でもうだだと思いませんけれども、やはり國民生活も安心で安全で暮らしていくというのを思っています。それが何よりも大切なことです。ですから、解明するということも大事な

ことについて、やはりまず信頼を回復して、その再発を防止するということが必要だと思います。

そのこととあわせまして、もう一度、繰り返しに

なるかもしれません、今私が申し上げたよう

な、まさにそこに住んでいる市民、國民が、本當に安心で安全な生活を送りたい、そのためには

一肌脱ごうじゃないかという人が本当にふえて

いるという意味で、これがこの数年来といいます

か、この十年来といいますか、まさに脅かされて

いるということであつたと思います。刑法犯が大

相手を、お互いを信頼できるということがあつて

初めて、経済活動もそういうことで発展をして

いくということだろうと思います。

そういう意味で、これがこの数年来といいます

か、この十年来といいますか、まさに脅かされて

いるということであつたと思います。刑法犯が大

反比例して検挙率が落ちてきていたということ、

そういうことをご存じます。

ちなみに、私の地元は愛知県でございます。

愛知県とか名古屋というのはもともと非常に平和

で、余り大きな事件も事故もなくいいところ

だった、こういうことでござりますけれども、ど

うも今、来日外国人の犯罪件数は日本一だそうで

ございまして、身近なところでひしひしと、何と

なしに、安全が本当に大丈夫かなというようなこ

とも今言われているような状況になりました。

私の地元でも、とにかく町内会単位で自警団

のだけではなく、そのときには非常に大きい

だけではなく、そのときには非常に大きい

かといふことも考えていただかない、そこのところはいろいろ私は具体的に考えていただいたいと思つております。

いずれにせよ、警察の不祥事というのは、対立するものじやなくて、要するに、こういうものが地域のそういう活動によつて無関係のものではなくて、おっしゃるとおり、非常に重要なつながりがあつて、そのためにもきちつとしたチェックをしていただきたい。

私は、大部分のところでは信頼を得てゐるし、これから何が出てくるかわからませんので何とも断言は申し上げられませんけれども、ただ、さつき申し上げた趣旨は、今の治安を少しでもよくする方向でやるには、やはり手を携えて頑張つて、ただすところはたゞすけれども、ただ悪いからたたくというだけの議論でも困る。ともかく、直して、前向きにやつていただかなきやいけないぎりぎりのところにやつてあるということを申し上げたつもりでございます。

○大村委員 ありがとうございます。

言われたこと、それぞれに本当に大事なことだと思います。そして、信頼回復ということをございます。これがやはり一番大事だと思います。その中で、やはり事実の解明とそして情報公開、まさにおっしゃるとおりだと思います。

その点について市川参考人にもお伺いしたいと思うのでありますけれども、先ほど冒頭、こうしたことについて、警察の疑惑の追及、そしてまた活動をしていると、いろいろな人から身辺に気をつけろというようなことを言われたとか何かそういうのでありますけれども、それについて具体的に何か変わったことがあつたというようなことはないとは思ふんですけれども、そういう話が耳に入るものでありますけれども、それについているところは、確かに警察組織自体に、警察に対する信頼が高いいといいます。今前田先生言わされましたように、多くの市民、國民の皆さん、やはり警察は悪い人を懲らしめ

てくれる、取り締まつてくれるということで信頼はあると思うんですけれども、どうもやはり普通の組織とはちょっと違うということで敷居が高い

といふところがあるんじやないかと思うんですけれども、そういう中で、これは後ほど小幡先生にもお聞きしたいと思うのですが、一つの組織といふのが、外部からのチェック、そういうのがないところは、やはりどうしても独善的になりやすいと思うんですね。

これは別に警察だけがどうということじゃなく、やはり地方自治体である都道府県であり市でもあり、また国でもそうですねけれども、また民間企業でもそうだと思います。大きくなればなるほどどうしても独善的になる。民間企業の場合には、どうしてもやはり最終的に利益とか市場のチエックとかそういうところがきます。ただ、行政とか特に警察、こういった権力行政をやるとそこはなかなかチエックがききづらい、そういう意味で、私は今回の事案、事件につきましては、事実解明と真相究明、そして情報公開、もうそのとおりだと思いますし、進めていかなければなりません。このことはやはり重要だと思います。その点についてお考えをまず市川参考人にお伺いさせていただきたいたいと思います。

○市川参考人 まず最初の地域社会との信頼の問題という点で、私は先生おっしゃるとおりだと思います。ただ、地域社会で、私も現場の警察官は非常に信頼しております。先ほどそういう忠告してくれる人がいると言いましたが、反面、パトカーに乗つてお巡りさん、現場のお巡りさん、市民と一緒にこに笑つて会釈してくれたんですね、この問題を扱つてから僕は非常にうれしかつたんですけど、やはり、現場のお巡りさん、市民と一緒にこに笑つて会釈してくれたんですね、この

北海道は寒いです。古い警察署では、依然昔ながらの窓ガラス、本州と同じような窓ガラスで、サッカーボールが窓ガラスをサッとしてほしいと言つたら、会計担当が何と言つたかというと、ああ、それは昨年サッシにかわつてることになつてます。つまり、物品購入費、工事費、これが裏金などどうしても独善的になる。民間企業の場合には、どうしてもやはり最終的に利益とか市場のチエックとかそういうところがきます。ただ、行政とか特に警察、こういった権力行政をやるとそこはなかなかかききづらい、そういう意味で、私は今回の事案、事件につきましては、事実解明と真相究明、そして情報公開、もうそのとおりだと思いますし、進めていかなければなりません。このことはやはり重要だと思います。その点についてお考えをまず市川参考人にお伺いさせていただきたいたいと思います。

そういう意味で、私は、外部チエックもいだらうと思いますが、そういうのはやはり重要だと思います。その点についてお考えをまず市川参考人にお伺いさせていただきたいたいと思います。

○市川参考人 まず最初の地域社会との信頼の問題という点で、私は先生おっしゃるとおりだと思います。ただ、地域社会で、私も現場の警察官は非常に難しい問題があると思います。しかしながら私、今、情報公開の裁判をやっています。

どういう裁判かといいますと、稻葉事件という事件がありました。現職の警部が覚せい剤を売買し、みずからも打つていて起訴されました。ただ、彼は二十人に及ぶ捜査協力者をつけて銃器の摘発をして、七十丁の銃を摘発しました。そのおかげで北海道警察の銃器対策の予算は莫大な額にふえた。そのお金が現場に回らないために、彼は協力者のいろいろな生活の面倒を見るために覚せい剤売買に手を出したという事案であります。私は非常に稻葉さんがかわいそうでな

いことをも先ほど先生から詳細に御説明をいたしました。すると、北海道警察本部長はどういう決定をしたかというと、存否を明らかにしない決定、つまり、あるかないかを答えるという決定をいたしました。捜査協力者がいるということは、ほかの裁判ではつきりしていて、うち一人は拘置所で死んでいます。そ

ういう事件であるにもかかわらず、あるかないかを答えないということあります。

それはさらに複雑な事件がありま

す。それが、これもO.B.の警察官から聞きました。

それとか、これもO.B.の警察官から聞きました。

派出所勤務しているときに、時計が壊れていた。

それが壊れている、いすを直してくれと何度も言つても直してくれない、しようがないでガムテー

プでびりびり張つて交番勤務をしていた。

こういう、警察官が、まじめな警察官がちゃんと仕事できないで本当に国民の信頼を得られるのか、地域社会の人たちの信頼を得られるのか、非

常に大きな問題だと思います。

それからもう一点、外部チエックという点です

が、私は、外部チエックもいいだらうと思いますが、まずはできるところ、つまり情報公開をやつていくべきだと思っています。

先ほど前田先生からの御指摘もありました。私

も非常に難しい問題があると思います。しかしな

がら私、今、情報公開の裁判をやっています。

どういう裁判かといいますと、稻葉事件という

事件がありました。現職の警部が覚せい剤を売買

し、みずからも打つていて起訴されました。

ただ、彼は二十人に及ぶ捜査協力者を

つけて銃器の摘発をして、七十丁の銃を摘発し

ました。そのおかげで北海道警察の銃器対策の予算

は莫大な額にふえた。そのお金が現場に回らない

ために、彼は協力者のいろいろな生活の面倒を見

るために覚せい剤売買に手を出したという事案で

あります。私は非常に稻葉さんがかわいそうでな

いことをも先ほど先生から詳細に御説明をいた

しました。

そこで、私は、稻葉さんの捜査協力者、もう明

らかになつて二名があります、その二名に対

する協力費の謝礼の支出についての書類の情報公

開請求をいたしました。すると、北海道警察本部

長はどういう決定をしたかというと、存否を明ら

かにしない決定、つまり、あるかないかを答える

といふ決定をいたしました。捜査協力者がいる

ということは、ほかの裁判ではつきりしていて、

うち一人は拘置所で死んでいます。そ

ういう事件であるにもかかわらず、あるかないか

を答えないということあります。

それはさらに複雑な事件がありま

す。それが、これもO.B.の警察官から聞きました。

それとか、これもO.B.の警察官から聞きました。

派出所勤務しているときに、時計が壊れていた。

それが壊れている、いすを直してくれと何度も言つても直してくれない、しようがないでガムテー

プでびりびり張つて交番勤務をしていた。

こういう、警察官が、まじめな警察官がちゃんと

仕事できないで本当に国民の信頼を得られるのか、地域社会の人たちの信頼を得られるのか、非

常に大きな問題だと思います。

それからもう一点、外部チエックという点です

が、私は、外部チエックもいいだらうと思いますが、まずはできるところ、つまり情報公開をやつしていくべきだと思っています。

先ほど前田先生からの御指摘もありました。私

も非常に難しい問題があると思います。しかしな

がら私、今、情報公開の裁判をやっています。

どういう裁判かといいますと、稻葉事件という

事件がありました。現職の警部が覚せい剤を売買

し、みずからも打つていて起訴されました。

ただ、彼は二十人に及ぶ捜査協力者を

つけて銃器の摘発をして、七十丁の銃を摘発し

ました。そのおかげで北海道警察の銃器対策の予算

は莫大な額にふえた。そのお金が現場に回らない

ために、彼は協力者のいろいろな生活の面倒を見

るために覚せい剤売買に手を出したという事案で

あります。私は非常に稻葉さんがかわいそうでな

いことをも先ほど先生から詳細に御説明をいた

しました。

そこで、私は、稻葉さんの捜査協力者、もう明

らかになつて二名があります、その二名に対

する協力費の謝礼の支出についての書類の情報公

開請求をいたしました。すると、北海道警察本部

長はどういう決定をしたかというと、存否を明ら

かにしない決定、つまり、あるかないかを答える

といふ決定をいたしました。捜査協力者がいる

ということは、ほかの裁判ではつきりしていて、

うち一人は拘置所で死んでいます。そ

ういう事件であるにもかかわらず、あるかないか

を答えないということあります。

それはさらに複雑な事件がありま

す。それが、これもO.B.の警察官から聞きました。

それとか、これもO.B.の警察官から聞きました。

派出所勤務しているときに、時計が壊れていた。

それが壊れている、いすを直してくれと何度も言つても直してくれない、しようがないでガムテー

プでびりびり張つて交番勤務をしていた。

こういう、警察官が、まじめな警察官がちゃんと

仕事できないで本当に国民の信頼を得られるのか、地域社会の人たちの信頼を得られるのか、非

常に大きな問題だと思います。

それからもう一点、外部チエックという点です

が、私は、外部チエックもいいだらうと思いますが、まずはできるところ、つまり情報公開をやつしていくべきだと思っています。

先ほど前田先生からの御指摘もありました。私

も非常に難しい問題があると思います。しかしな

がら私、今、情報公開の裁判をやっています。

どういう裁判かといいますと、稻葉事件という

事件がありました。現職の警部が覚せい剤を売買

し、みずからも打つていて起訴されました。

ただ、彼は二十人に及ぶ捜査協力者を

つけて銃器の摘発をして、七十丁の銃を摘発し

ました。そのおかげで北海道警察の銃器対策の予算

は莫大な額にふえた。そのお金が現場に回らない

ために、彼は協力者のいろいろな生活の面倒を見

るために覚せい剤売買に手を出したという事案で

あります。私は非常に稻葉さんがかわいそうでな

いことをも先ほど先生から詳細に御説明をいた

しました。

そこで、私は、稻葉さんの捜査協力者、もう明

らかになつて二名があります、その二名に対

する協力費の謝礼の支出についての書類の情報公

開請求をいたしました。すると、北海道警察本部

長はどういう決定をしたかというと、存否を明ら

かにしない決定、つまり、あるかないかを答える

といふ決定をいたしました。捜査協力者がいる

ということは、ほかの裁判ではつきりしていて、

うち一人は拘置所で死んでいます。そ

ういう事件であるにもかかわらず、あるかないか

を答えないということあります。

それはさらに複雑な事件がありま

す。それが、これもO.B.の警察官から聞きました。

それとか、これもO.B.の警察官から聞きました。

派出所勤務しているときに、時計が壊れていた。

それが壊れている、いすを直してくれと何度も言つても直してくれない、しようがないでガムテー

プでびりびり張つて交番勤務をしていた。

こういう、警察官が、まじめな警察官がちゃんと

仕事できないで本当に国民の信頼を得られるのか、地域社会の人たちの信頼を得られるのか、非

常に大きな問題だと思います。

それからもう一点、外部チエックという点です

が、私は、外部チエックもいいだらうと思いますが、まずはできるところ、つまり情報公開をやつしていくべきだと思っています。

先ほど前田先生からの御指摘もありました。私

も非常に難しい問題があると思います。しかしな

がら私、今、情報公開の裁判をやっています。

どういう裁判かといいますと、稻葉事件という

事件がありました。現職の警部が覚せい剤を売買

し、みずからも打つていて起訴されました。

ただ、彼は二十人に及ぶ捜査協力者を

つけて銃器の摘発をして、七十丁の銃を摘発し

ました。そのおかげで北海道警察の銃器対策の予算

は莫大な額にふえた。そのお金が現場に回らない

ために、彼は協力者のいろいろな生活の面倒を見

るために覚せい剤売買に手を出したという事案で

あります。私は非常に稻葉さんがかわいそうでな

いことをも先ほど先生から詳細に御説明をいた

しました。

そこで、私は、稻葉さんの捜査協力者、もう明

らかになつて二名があります、その二名に対

する協力費の謝礼の支出についての書類の情報公

開請求をいたしました。すると、北海道警察本部

長はどういう決定をしたかというと、存否を明ら

かにしない決定、つまり、あるかないかを答える

といふ決定をいたしました。捜査協力者がいる

ということは、ほかの裁判ではつきりしていて、

うち一人は拘置所で死んでいます。そ

ういう事件であるにもかかわらず、あるかないか

を答えないということあります。

それはさらに複雑な事件がありま

す。それが、これもO.B.の警察官から聞きました。

それとか、これもO.B.の警察官から聞きました。

派出所勤務しているときに、時計が壊れていた。

それが壊れている、いすを直してくれと何度も言つても直してくれない、しようがないでガムテー

プでびりびり張つて交番勤務をしていた。

こういう、警察官が、まじめな警察官がちゃんと

仕事できないで本当に国民の信頼を得られるのか、地域社会の人たちの信頼を得られるのか、非

常に大きな問題だと思います。

それからもう一点、外部チエックという点です

が、私は、外部チエックもいいだらうと思いますが、まずはできるところ、つまり情報公開をやつしていくべきだと思っています。

先ほど前田先生からの御指摘もありました。私

も非常に難しい問題があると思います。しかしな

がら私、今、情報公開の裁判をやっています。

どういう裁判かといいますと、稻葉事件という

事件がありました。現職の警部が覚せい剤を売買

し、みずからも打つていて起訴されました。

ただ、彼は二十人に及ぶ捜査協力者を

つけて銃器の摘発をして、七十丁の銃を摘発し

ました。そのおかげで北海道警察の銃器対策の予算

は莫大な額にふえた。そのお金が現場に回らない

ために、彼は協力者のいろいろな生活の面倒を見

るために覚せい剤売買に手を出したという事案で

あります。私は非常に稻葉さんがかわいそうでな

いことをも先ほど先生から詳細に御説明をいた

しました。

そこで、私は、稻葉さんの捜査協力者、もう明

らかになつて二名があります、その二名に対

する協力費の謝礼の支出についての書類の情報公

開請求をいたしました。すると、北海道警察本部

長はどういう決定をしたかというと、存否を明ら

かにしない決定、つまり、あるかないかを答える

といふ決定をいたしました。捜査協力者がいる

ということは、ほかの裁判ではつきりしていて、

うち一人は拘置所で死んでいます。そ

ういう事件であるにもかかわらず、あるかないか

たところでございます。

そういった中で、この公安委員会の今の制度、そして改正したものによりまして、そのことが、私も確かに、強化をして、今回のいろいろな不正経理疑惑につきましても、北海道、福岡、そしてまたそういうところでその事実を解明するということ、いろいろ監察指示とか出して機能していると思思います。が、それについての、公安委員会制度が今改正をしてうまく機能しているかどうか、その評価と、そして、さらに外部チェックが必要なのか。

それからまた、先ほども言わされました、公安委員会の独立した事務局が要るのかどうか。私も、これはいきなりつくつても、確かに実際の実務部隊である警察組織との間の調整とかまた新しい仕事が出てきて、本当にうまく機能するかどうかといふのは若干疑問がありますけれども、そういった点。

そしてまた、この不正経理疑惑の問題の中で、よく言われます、私も先月北海道に参りましたが、原田さんにお話を伺いましたが、やはり警察自身の予算制度の問題、余りにも実態とかけ離れているんじゃないかというような御指摘も、原田さんも言わせておりました。そういうものも含めて、やはり、より捜査をやりやすいように変えていくべきじゃないかという御提案もあると思うんです。

そういうことも含めて、ちょっと御見解をお聞かせいただけたらというふうに思います。
○小幡参考人 公安委員会制度で監察・監視機能が足りるかということであるかと思いますけれども、平成十二年改正で、実質的には平成十三年ごろから本当に変わっているということをございます。今回こういう問題が発覚いたしましたけれども、まさに拡張、しっかりと充実させていくという過程にある公安委員会でございますので、今回こういうふうに発覚してきたものをどのように公安委員会が具体、個別の指示を使って解明、そして再発防止策を講じていただけるかというところ、

まさにそこに公安委員会の力量が問われるところではないかと私は考えております。

ですから、もちろん方法論的にはいろいろござりますけれども、例えば外部の方がよろしいのでないか。ただ、公安委員会というのは非常に独

特として、第三者機関として上に乗っておりま

での、一種、多少外部的な色彩も持っているけれども、内部と一体となつて警察というピラミッド

組織に対して完璧な管理権限を有している、そういうもので、かなり果たし得るのではないかと思います。

それから、不正経理の問題は、先ほどから、情報公開もかなり有効ではないか、私も申しましたが、そういう指摘がございますけれども、やはり捜査費のようなものといふのは、従来どうも必ずしも明快な形で使われていなかつたし、予算的にもきちっとした透明な形で組まれていなかつたのではないか。ここで明らかになつたとすれば、それに対して今後どういうふうにしていくかといふこと。これは何か予算執行適正のためのマニュアルみたいなものを警察庁が発表されたということがでござりますけれども、今後、そういうふうな形でやつていかなければいけない。

実は、情報公開で、ほかの行政の各分野でもさまざまにこういうふうな指摘がされて、従来の運用が変わつてきているという状況があるわけでござります。外務省などはまだ若干ござりますけれども、警察の捜査費も少しそういうふうな性格を持っていた。多少おくれてこういう問題が発覚しました。最近よく、藤田まことさんの「はぐれ刑事」ですか、こんななを見たり、または「踊る大捜査線」なんか見ていても、感じることは随分あるわけですね。あいうのを見てますと、今回のいろいろな起きてきた事故の内容なんかもだんだん盛り込まれてきているんですね。つまり、キャラクターが明確になつた以上は、今後、そういうことがなります。現場の警察官がやりやすいような形で、しっかりと経費の方も透明にしていくべきではないかと思っております。

○大村委員 ありがとうございました。

とにかく、今、国民の中の一番最大の関心事

は、やはり治安の回復、そして安心、安全だと思います。特にテロ対策とかいろいろ言われておりま

ますから、そういう中で、やはりこれを守つていくためには、どうしても一番の現場で、第一線で頑張つていただいている警察官の皆さんによります。

ですから、もちろん法論的にはいろいろござりますけれども、例えば外部の方がよろしいので頑張つていただけるよう、そういう組織にしていかなきゃいけないと思いますし、そういうあります。

そういう意味で、私ども引き続き、よりよい警察のあり方を求めて頑張つていただきたいと思います。

それから、不正経理の問題は、先ほどから、情報公開もかなり有効ではないか、私も申しましたが、そういう指摘がござりますけれども、やはり捜査費のようなものといふのは、従来どうも必ずしも明快な形で使われていなかつたし、予算的にもきちっとした透明な形で組まれていなかつたのではないか。ここで明らかになつたとすれば、それに対して今後どういうふうにしていくかといふこと。これは何か予算執行適正のためのマニュアルみたいなものを警察庁が発表されたということがでござりますけれども、今後、そういうふうな形でやつていかなければいけない。

実は、情報公開で、ほかの行政の各分野でもさまざまにこういうふうな指摘がされて、従来の運用が変わつてきているという状況があるわけでござります。外務省などはまだ若干ござりますけれども、警察の捜査費も少しそういうふうな性格を持っていた。多少おくれてこういう問題が発覚しました。最近よく、藤田まことさんの「はぐれ刑事」ですか、こんななを見たり、または「踊る大捜査線」なんか見ていても、感じることは随分あるわけですね。あいうのを見てますと、今回のいろいろな起きてきた事故の内容なんかもだんだん盛り込まれてきているんですね。つまり、キャラクターが明確になつた以上は、今後、そういうことがなります。現場の警察官がやりやすいような形で、しっかりと経費の方も透明にしていくべきではないかと思っております。

○大村委員 ありがとうございました。

とにかく、今、国民の中の一番最大の関心事

は、やはり治安の回復、そして安心、安全だと思います。特にテロ対策とかいろいろ言われておりま

ますから、そういう中で、やはりこれを守つての不祥事ばかりなんですよ。これでは子供たちがテレビを見ていても、刑事ものを見ていて、必ず悪いやつは捕まるんだ、悪いことはしちゃいけないんだ、こういうような道德的なところから外れてくると思うんですね。私は、そういう面でも、今回のこのいろいろな事件というのは、大変憂え

る一人なんです。

そこで、いろいろ自治体警察、身近な警察署が近くにあります。この警察署、自治体の警察、つまり都道府県の警察と都道府県の公安委員会、この関係、先ほど小幡先生からいろいろ御説明がありました。しかし、これは全国規模で起きていますね。ということは、これはある地域の不祥事として考えるのか、日本全国同じようなことをやつて出でてくるのか、この辺をまず聞きたいと思うんです。

○小幡参考人 先ほどもお答えの中で申しましたように、およそほかの行政でも空出張とか架空請求とかいうことはござりますけれども、警察に関することは、確かに捜査費等は、どうも捜査報償費等を協力者に対して何がしかとか、そのあたりといふことは、今まで捜査にかかるわるということで余り明確にされていなかつたところではないかと思うところでござります。そういう意味で言うなら、こういう問題というのは、一応警察が捜査活動を行つている以上は内在し得る可能性はある問題ではないかと思います。

○大村委員 ありがとうございました。

とにかく、今、国民の中の一番最大の関心事

は、やはり治安の回復、そして安心、安全だと思います。特にテロ対策とかいろいろ言われておりま

ますから、捜査費というものの使い方ですね、

警察の経理問題についてこれまでの若干不透明であり得た部分について、やはり根本的に正すべきであるというふうな姿勢、これは私は必要であると思いますし、しかるべき対策、今とらえているので十分かどうかわからせんけれども、少なくともそういうとらえ方は必要ではないかと思つております。

○中山(義)委員 私どもは、四県か五県で出てきたら、これはもう全国的なものだと思うんですね。しかし、相変わらず公安委員長は、これはある地域の問題としてとらえて、そこの公安委員会が責任を果たしてやるべきだというような意見なんですが、総理は、何かニュアンスからいくと、いや、全国的なレベルで行われているんじゃないかと思うような発言をするわけですよ。

私は、やはりこういう制度そのものに制度疲労が来ている。実はある地域で起きている問題は全国的な問題なんだ。先ほど市川先生からお話をありましたとおり、ある地域に手引書がある。これは横の連絡が非常に強い警察ですから、あるところに手引書があつたりチエックリストがあつたりするということは、ほかにもあるんじゃないかな、全国的なことじゃないか。これが全国的なことだったら、やはり国会で一つのこの組織の方を徹底究明すべきなんですよ。ところが、いつも、いや、あれは、北海道のことは北海道の公安委員会がやっていますというふうに逃げられたんですね。

全国レベルでこういうことをやっているという小幡参考人 先ほども申しましたように、そういうふうな可能性は潜在的に秘めていると私は思っています。

ただ、それに対して国家公安委員会がどういうふうなことをなさるかということにつきましては、国家公安委員会もまさに国民の代表として委員がいらっしゃるわけでございますので、そこはまことに中立的な、民衆の声を聞いて御判断なさることではないかと存じております。

○市川参考人 私は、当然、全国的な問題だと理由は二つあります。一つは、手口が全く同じであります。一つは、手口が全く同じであります。一つは、手口が全く同じであります。

○中山(義)委員 この会計課長が、検査費の方は国費ですから、特に今言ったように、同じレベルで全国的に行われていると私たちもとらえているわけです。ですから、この国会で国家公安委員長に、あなたの指導がしっかりとしなかつたらこれは直らないよ、こういう話をずっとしてきたのですね。

私たちも、やはり警察の信頼を取り戻す、私たちは、やはり警察の信頼を取り戻す、私が先ほど申し上げているように、テレビや雑誌やそういうところで、悪いやつは必ず捕まる、悪いことをしたら絶対に捕まつていくという正しい視点のもとに、子供たちにもそういうことを教えていたわけです。悪いことはしゃべりきれないよと。それは世の中の道徳観をつくっていくという面でも大事なわけですね。ですから、警察の信頼を失うというだけじゃないんです。日本国民全体の何か大人に対する信頼までおかしくなつてくるわけです。

○中山(義)委員 先ほど、いろいろお話をあつて、手引書、チエックリスト、これは警察全体に回っているんじやないかと。

我々は、何回も公安委員長に、全国的なレベルだということを言つてゐるわけですね。この宮城県のものとか、それから福岡の方で、シユレッターで資料を削つてしまつたり、または神奈川県のものも、保存期間、期限切れ前に廃棄してしまつた、こういうのがどんどんどんどん出てくるんですね。

私は、そういう面で、これは国家公安委員会が取り締まつていくんだ、こういうような意気方に燃えた人が新しく就職していく、そういう面からいっても、これは全国的な、日本全体の問題なんですね。

○小幡参考人 都道府県警察だというのは、私

まさしく中立的な、民衆の声を聞いて御判断なさることではないかと存じております。

○市川参考人 私は、当然、全国的な問題だと理由は二つあります。一つは、手口が全く同じであります。一つは、手口が全く同じであります。

理由は二つあります。一つは、手口が全く同じであります。一つは、手口が全く同じであります。

ただ、私のような学識者は、やはりやや億病といいますか、全国規模で起つてゐるかどうかというのは學問的にきちんと研究しないと、全国的な問題と言い切れるかどうかは私は断定できません。それは、やはり学者の良心として、会計課長がキヤリアーの人で、全部で回つてゐるからどうかというのも、そこも私ちょっと調べてみないとわからんのですが。

先ほど小幡先生のお話では、自治体警察という話がありました。しかし、北川さんにもこの間聞話をいたしました。北川さんが知事のときは警察とはどうでしたと言つたら、いや、人事権はないし、指揮権もないしね、言うことを聞かないというような感じだったですよ、言い方が。そうすると、知事さんは予算を執行しているわけですよ。だから、報償費や何かは県費だから、これは完全に知事が全部握つてなきやいけない。だけれども、それができない。全体の問題として、国家公安委員会ができない、地方の公安委員会もできない、知事もできない。では、これはだれがコントロールするんですか、警察を。

小幡先生にこんなことを文句言つてもしようがないんですが、先生の見解として、現実こういうことが起きてるんですけど、ちょっとおかしいという感じがしませんかね。

○小幡参考人 都道府県警察だというのは、私

初めて申しまして、まさに制度上そういうふうになつております。都道府県警察の上に都道府県公

安委員会があつて、公安委員は知事の任命による

ことになつてござります。

したがつて、知事部局と警察部局が、ある程

度、余りべつたりでない形で、政治的中立性を保つて、まあ種の、ちょうどよい距離感という

のが一番望ましいんだと思つますけれども、確かに、かなり知事部局と警察との間で多少分離があるというところがあるという状況は私も知つてお

先頭に立つてやらなかつたらまずいと思うんですね。地域地域の自治体の警察だという観点から、やっぱり国家全体の問題だ、このように考えてやるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○前田参考人 お答えいたします。

おっしゃるとおり、警察の影響といいますか、警察に対する不信というのは教育の問題までつながらるような大問題で、先生の御指摘のとおりだと思います。

ただ、私のような学識者は、やはりやや億病といいますか、全国規模で起つてゐるかどうかというのは學問的にきちんと研究しないと、

地方レベルの問題でも、宮城県知事さんとそれを提出した、また引つ始めた。これは、知事さんと警察との関係。

先ほど小幡先生のお話では、自治体警察という話がありました。しかし、北川さんにもこの間聞話をいたしました。北川さんが知事のときは警察とはどうでしたと言つたら、いや、人事権はないし、指揮権もないしね、言うことを聞かないというよう

な感じだったんですよ、言い方が。そうすると、知事さんは予算を執行しているわけですよ。だから、報償費や何かは県費だから、これは完全に知事が全部握つてなきやいけない。だけれども、それができない。全体の問題として、国家公安委員会ができない、地方の公安委員会もできない、知事もできない。では、これはだれがコントロールするんですか、警察を。

小幡先生にこんなことを文句言つてもしようがないんですが、先生の見解として、現実こういうことが起きてるんですけど、ちょっとおかしいという感じがしませんかね。

○小幡参考人 都道府県警察だというのは、私

初めて申しまして、まさに制度上そういうふうになつております。都道府県警察の上に都道府県公

安委員会があつて、公安委員は知事の任命による

ことになつてござります。

したがつて、知事部局と警察部局が、ある程

度、余りべつたりでない形で、政治的中立性を保つて、まあ種の、ちょうどよい距離感という

のが一番望ましいんだと思つますけれども、確かに、かなり知事部局と警察との間で多少分離があるというところがあるという状況は私も知つてお

ります。ただ、それがすべてというわけではございませんで、東京都などでも、このごろ知事部局と警視庁、いろいろなところでのすり合わせ、治安をこれからよくしていこうというところで協力関係というところもござりますので、必ずしもそれがすべてというところ、まあ、県によつてちょっとと際立つてあるところはあるかと思いますけれども、それは自治体によるかと思います。

制度上は、今申しましたように、都道府県公安委員会が、これは警察に対し人事上の権限それから管理権限含めて行使できる、具体個別に指示できるということになつてございますので、文書の廃棄等の問題についても、それ自身、不正が行われたとすれば、都道府県公安委員会の方でしかるべき権限行使して、そういうことがないよう

にというコントロールは当然できるものと私は理解しております。

○中山(義)委員いや、私は、これは浅野知事は大変無念だと思うんですよ。これは警察から、やはり予算を執行している者が国民の前に、または自分が知事をやっているんですから県民の前に、こういうふうに明らかにしたい、情報はすべて開示したい、これが浅野知事さんの気持ちだと思うんですよ。それが開示できないことは、非常に無念だと思うんですね。

だからこそ、我々は、国家公安委員会がやるべきだ、もっと上からちゃんと指示を出してやつていいべきだと思います。

それから、今度は市川先生にお聞きしたいんですが、これを全国レベルだというのは、原田さんとか島崎さん、福岡県警の方の島崎さんも、恐らく全国で同じようなことが行われているんじやないかというような発言を聞いています。

私たちももし全国的なレベルなら、さつきから言つているように、道徳や教育のために早く終わらせたいんです。早く終わって警察の信頼を取り戻したいんですよ、我々は。そして、若い人たちは警察にあこがれて、おれたちはこんなすばらしい仕事をやるんだといつて警察に入署しても

らいたいわけですね。警察こそ日本の國の中で治安を守る一番大切な仕事だ、こういうふうになつてもらいたいわけですよ。そのためにやつては、私は警察を批難しているわけでも何でもない。早く、しっかりと、あこがれの警察になつてもらいたい。私なんかいつもあこがれになつてもらいたい。私なんかいつもあこがれられるから、だから警察物のテレビをしおつちゅう見てるわけですよ。だから、そういうものを取り戻してもらいたい。

こういう面で、市川先生、原田さんと島崎さんは言つていることは、全国で、あつちでもこっちでも行われているんじゃないでしょうかねと言つていることは、先生の今までの御経験や、ずっとていることを一つずつ言つていただきまして、私から三十秒間ぐらいで、これとこれとこれをやれどいきで、何回かのいろんな検証で、どうでしようか。

○市川参考人 難しい質問なんですけれども、ですから、明らかになつたところでは手口が全国共通しているので、そうであれば同じように行われているのではないだろうか、これは私は確信しております。それに反する証拠というか事実というものは出てきていませんということが、はつきりしているのはない。

○小幡参考人 私は、そういう捜査費等の経理問題について、透明にやれるようなシステムを今後つくつしていくべきであろうと思っております。つくれば、これは推測してよろしいのではないかとも思つてます。それに反する証拠というか事実というものは出てきていませんということが、はつきりしているのはない。

○市川参考人 国費については会計検査院が、都道府県費については各都道府県の監査委員が、徹底した監査を全警察署について行うべきであると思つております。

○中山(義)委員 大体、先生方のお話を伺つても、または、感覚的に總理がぱつと同じようなことを感じたと思うんですよ。どこでも行われていて、調査されていくほしと国民の一人としているような問題じゃないかというような発言が、あるやに聞いているんですよ。

そこでなんですが、これから我々の委員が国家公安委員長に厳しく迫ると思うんですね。全国レベルで、国家公安委員長の指導力がなかつたらこそ、本当にやつては、私は警察が最後にやつては、やめてもらいたい、こう思つてはいるわけですよ。本当にやつぱりこういうことがあれば警察の信頼を失つていくことは間違いないんです。

そこで、とにかく早く今までのことを開示して直すためには何をやつたらいいのか、こういうことですが、先生方に最後、時間がないので、もう三十秒間ぐらいで、これとこれとこれをやれどいきで、何回かのいろんな検証で、どうでしようか。

○市川参考人 難しい質問なんですけれども、ですから、明らかになつたところでは手口が全国共通しているので、そうであれば同じように行われているのではないだろうか、これは私は確信しております。それに反する証拠というか事実というものは出てきていませんということが、はつきりしているのはない。

○小幡参考人 私は、そういう捜査費等の経理問題について、透明にやれるようなシステムを今後つくつしていくべきであろうと思っております。つくれば、これは推測してよろしいのではないかとも思つてます。それに反する証拠というか事実というものは出てきていませんということが、はつきりしているのはない。

○市川参考人 国費については会計検査院が、都道府県費については各都道府県の監査委員が、徹底した監査を全警察署について行うべきであると思つております。

○中山(義)委員 最後に、もう一言。僕は、本当に、ちょっとしたテレビを見ていてもいろいろなことを感じてはいるんですけど、「踊る大捜査線」というのがありましたね。あのときには、一番現場で捜査をした者が最後撃たれるわけですよ。それで、キャリアの人たちは、もう捜査が終わつたからとさつと帰つちゃう。でも、本当に現場は大変な思いをしているわけですよ。常に我々は、本当に現場の警察員が一生懸命やつてはいるわけですよ、一生懸命捜査をしている。こういう人たちに光が当たるようになつてもらうために、やはり上の方向でおかしなことをしてもらつては困る。こういうことなんぞあります。

そういう面でも、警察の一層の奮起を期待するわけですが、今言つたようなことを、できるだけ早く、きょうは、こういう参考になつた意見を、あとは公安委員長に向けて厳しく我々は糾弾していきたい、このように思います。

以上で質問を終わります。

○山本委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 市村でございます。

きょうは、参考人の皆さん、本当に忙しい中ありがとうございます。

まず、市川先生にお尋ねしたいんですけど、まず、市川先生にお聞きしますと、いろいろな資料をお手元にお持ちだということをございます。ですが、残念ながら私ども手元にございません。きょうお持ちの資料について、ちょっといろいろまた詳しく述べてお聞かせいただけます

○市川参考人 きょう持つてきました資料は、私のところに内部告発として届いた資料ばかりです。

何があるかと言わっても私も困るんですけども、先ほど言いました、取扱注意の「新任副署長・次長研修資料」、先ほど読み上げましたので、こういうものがあります。

そのほか、「国費会計事務に係る実地監査の実施について」。つまり、事前に、警察本部会計課が検査に入るまで準備するようについて指示の文書。これは、用済み後廃棄ということが記載されています。おもしろいのは、その中の「提出すべき書類一覧」の中で、先ほど弟子届署のところを指摘しました、報償費、検査費の設定書といふもの、裏金をつくる設定書というものを提出するようになつております。

そのほか、北海道が監査するときの指導事項という資料もあります。この中で、非常におもしろいなと思つたのは、「監査時に指導する事項」。この指導事項が、一体だれがどういうふうに言つたのかどいうのは私もいまいちよくわからないんですが、例えば、研修会を開催し食糧費を執行している、そういう指摘がどうもあるらしいんですね。「出席者の中で、生活安全課長が振替日となつており、会議に出席した勤務記録が確認できない」という指摘があつた。「かかるることのないよう十分注意します。」という回答なんですが、その中で、「研修会が事前に分かっている場合は、振替日の指定を考慮するなど十分調整する」と。つまり、実際に振りかえ日でないにもかかわらず、いたことにして支出されている、以後気をつけますという資料ですね。

そのほか、「チェックリスト」というのがありますね。どういう点を監査に当たつて注意すべきかという「チェックリスト」というのがあるんですね。どういう点を監査に当たつて注意すべきかといふ旅行命令簿」。「発令日に、命令権者、受命者、担当者等の押印者は、在庁するか。つまり、もうでき上がつていて旅行命令簿の発令している日に本当にその人がいるかどうか、ちゃんと確認しなさいと。

あるいは、「出勤整理簿」なんというのもおもしろいんですね。「旅行命令期間について、「出張」が漏れなく表示されているか。」とか。

つまり、勝手につくつたということを前提にして、それが事実と合つていてあるか、あるいはそれがほかの書類と整合性が保たれているのかどう

うか、ちゃんと突合するようにというチェックを指示している、そういう書類ばかりです。

○市村委員 ありがとうございます。
市川先生、その資料なんですが、差し支えない

は可能でございますでしょうか。

○市川参考人 できる限り、情報公開を言う以上、私もできる限り公開したいと思います。ただ、出してくれたとの信頼関係がありますので、隠させていただくところは隠させていただきますけれども、出したいというふうには思つております。

○市村委員 ありがとうございます。
委員長、今、参考人の方から資料を出してまいりま

いという話がありましたので、ぜひともこの委員会に、今、差し支えない限りの資料を出していただくよう要請を申し上げます。

○山本委員長 本日の委員会は意見を聞いて質疑を行つて、その上で、必要であるならば、市村君が責任を持つて預かるということではいかがかと思います。

○市村委員 ありがとうございます。
それで、私が責任を持つて預からせていただ

ります。私はその前提でやつておりますので、そのことはまた改めて申し上げまして、質問を続けます。

今、私もこの間いろいろな議論を聞いてきましたので、国家公安委員会もしくは公安部員会システムというものが本当に機能しているのかどうか、甚だ疑問であります。

先ほどから小幡参考人の方は、これは機能する

というお話をされました。このような不祥事といふのは、小幡参考人の中ではどうとらえていらっしゃるのか、教えていただけますでしょうか。

○小幡参考人 私が参考人として呼ばれましたのは、本委員会において警察に関する不適正経理問題についての議論がなされているということです。ざいまして、新聞報道とかにござりますように、北海道、福岡等々の新聞報道は拝見しております。したがつて、私のレベルでは、その新聞報道も今出でている状況でございまして、小幡参考

等、真偽は必ずしもまだ明らかではございません。完全に判明しているということではないとは思いますけれども、そういう疑惑があるのでないはいかということが当委員会で話題になつていて、それがもし真実であれば、どういうシステムでそれに対応して監察・監視機能を働かせることが一番適切であるかという話を、私、行政法の立場から発言せよということで、こへ参つたわけでございます。そういう理解でござります。

○市村委員 今、この内閣委員会では、ずっとこの警察の問題についての話を議論してまいりました。私どもとしては、これは、先ほどから出ておりますように、全国的に裏金をつくるシステムがあつて、これがもう恒常化しているということを、そして、私どもは、もっと高く、もっと上を断定しております。多分私的流用があるのではないか、こういうところまで思いを込めて、今、警察の問題についていろいろと話を進めているところでございます。そのような観点から私どもはやつてきました。

ただ、先ほどから出ておりますように、警察の信頼を失つてはならないということは、当然、私どももその前提でやつておりますので、そのことはまた改めて申し上げまして、質問を続けます。

今、私もこの間いろいろな議論を聞いてきましたので、国家公安委員会もしくは公安部員会システムというものが本当に機能しているのかどうか、甚だ疑問であります。

先ほどから小幡参考人の方は、これは機能する

であろう、特に警察改革の中でいろいろ改善もさられたから機能するであろうというような話があつたのですが、私がいろいろ聞いている限りにおいては、どうも機能していないな、国家公安委員長

というふうな改正が平成十二年になされているわけでございます。

したがいまして、実質はどうかといいますと、私はいろいろな自治体のことを知つてゐるわけではございませんけれども、たゞ、なるべく機能させていこうという、平成十二年改正から、今、平成十六年でございますけれども、その増強過程にまた、幾ら文書を保持しろと言つても、うつかり破つてそれは捨てました、こういうようなことも今まで出てきている状況でございまして、小幡参考

人の話、法制度上は確かに機能するような姿があるかもしれないけれども、しかし、実態上、それを動かしていたのは人でございまして、人の中はそう簡単には動かないということでございます。

その件について、小幡参考人の方は学者としての立場があると思いますけれども、しかし、学者としていろいろな現場の声も聞いていらっしゃると思うんですが、では本当に機能しているのかどうか、改めて僕は小幡参考人にお尋ねしたいと思います。

○小幡参考人 私は、法律の専攻でございますので、実態分析までははつきり申しまして責任を持つてお答えできませんけれども、公安部員会自身は、戦後の当初から、そして警察法改正で設けられたものでございまして、それが必ずしも、一般の素人の方がただ上に飾り物のようになつて実質的ななかなか機能しないのではないかというふうなことがございましたので、平成十二年に警察法を改正いたしまして、従来から一応そういう建前にはなつていていたんですけど、きちっとした個別具体的な指示ができると、このことも明記いたしましたし、管理権限というのは、具体的な公安部員会の言ったことに対する警察の方がそのとおもになかつたら、きちっとコントロールできるんであるということも明確にいたしまして、それから、経理問題については、必ずしもそれほどかかわらないかもしれません、苦情申し出制度もつくるというふうな形で、公安部員会を何とか実質的に、法制度上プラス實質含めて機能するよう

て、たゞ、どうも機能していないな、国家公安委員長というふうな改正が平成十二年になされているわけでございます。

したがいまして、実質はどうかといいますと、私はいろいろな自治体のことを知つてゐるわけではございませんけれども、たゞ、なるべく機能させていこうという、平成十二年改正から、今、平成十六年でございますけれども、その増強過程にまた、幾ら文書を保持しろと言つても、うつかり破つてそれは捨てました、こういうようなことも今まで出てきている状況でございまして、小幡参考

に公安委員会が本当に実質的に機能し得るのかと

いうことが試されていると言つてもよろしいので
はないかと思いますので、私自身としても、公安
委員会の方で速やかに適切な措置をしていただけ
ればと思つております。

○市村委員 ありがとうございます。

次に、前田先生にお尋ねしたいんですが、先ほ
どから、どんどんこの国会でも知恵を出してほ
しいということをおっしゃつていただきました。そ
の中で、先生が、具体的な施策を講じていかなければ
いかぬということをおっしゃつていただいたと
思いますが、残念ながら、その中で先生の具体的
な施策というものがちょっとお聞きできなかつたの
で、ここで、ではこれからどうすればいいかとい
うことにつきましての先生がお考えになる具体的
な施策、つまり、先生のお知恵をかしていただきた
いと思います。よろしくお願ひします。

○前田参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、会計の問題で、
透明性を持つて、警察が信頼を回復していくとい
うのは非常に重要なことだと思うんですね。私は、
専門は刑法というが刑事法ですので、システムと
して刑事システムをどうするかという設計はあれ
ですかね、会計の処理の仕方をどうするのが
合理的かというようなことは申し上げる立場には
ないですが、ただ、従来型のものより透明性を
高めた会計処理システムを、実際、警察庁もつく
り上げられて指示されていると聞いております。
ちらつと見せていただいております。

私はやはり、そういうものを動かしてみて、
どこがまずいかという考え方。御指摘のお立場は
わかるんですが、これだけ大きな不祥事があるか
ら根本的に全部何か新しいシステムを今度持つて
きてということなんですねけれども、一つは、公安
委員会に関しては、先ほど小幡先生から御指摘あ
りましたように、平成十二年の改正で動かしてみ
て、実際に機能するかどうか。御懸念はそのとお
りだと思いますですよ、人次第だし、システムを
やつても。ただ、逆に言うと、そのどこを変え

ていただけというのも、動かしてみて。

今回のものをチェックするのは、もう一つ別の
レベルの細かい会計処理の、書類の出し方とか
チェックの仕方とかあると思うんですね。それに
関して私が具体的に申し上げられる内容というの
は、会計処理に関しては持つていませんが、
そのあたりを現場できちっと踏まえてやつていた
だきたい。

刑事の協力者の報償とかなんとかという問題
は、私は、現場の議論を聞いていますと、やはり
どうしても必要なんだと思うんです。先ほどどの弁
護士の市川先生の御議論にもありましたように、
捜査協力者がいないと捜査がうまくいかない。そ
のことを表向きにばんと計上するのはなかなか難
しいという問題があると思うんですね。それらを
いかに合理的に国民の、国民自体じゃなくて国民
の代表がチェックするのもいいと思うんです、
議員さんのレベルの方がチェックするのでもいい
と思うんですが、それがチェックできるようなも
の、証拠を残していくようなシステム。それは、
今動かして、動き始めていると私は思つております
ので、というか、つくり出そうとしておられる
と思いますので、そこをぜひ考えていただきた
い。

ただ、私が意見を述べるように言われたのは、
日本の刑事司法全体状況の中で警察のあり方一般
を問うということなんで、このくらいの答えで勘
弁していただきたいと思います。

○市村委員 ありがとうございます。

それでは、また市川参考人に戻りたいんです
が、今、私どもは、全国的に裏金がつくられて
いる、その仕組みがあるという考え方でございます
が、市川参考人は、その裏金に関する何か資料と
いうのはお持ちではないでしょうか。

○市川参考人 溝みません、具体的に、裏金に関

する資料というのは……

○市川参考人 例えれば、裏金の帳簿とかいうものに
ついてはお持ちではありませんですか。

参考人はいかがお考えか、ちょっとお聞かせいただ

がつくられた裏金帳簿は、きよう持つてきて
おります。それから、先ほど、ほかの警察署で

の、それは、帳簿というか、会計の人が現金を副
署長に渡すときの帳簿ということです。

○市村委員 その帳簿は、先ほどのお示
しidaいたところには入つてましたでしょ

うか。

○市川参考人 それとはまた別に持つてきており
ますので、先ほど、質問に入つていなかつたもの
で答えていません。

○市村委員 できれば、もし差し支えなければで
きる範囲で、参考人が入手されているというその
裏帳簿についてもまたこの委員会にも御提出いた
だきたいんですが、いかがでございましょうか。

○市川参考人 構わないと思いますが、先ほど言

いましたように、一つは提供してくれた方との信
頼関係の問題と、それから、一部、実名がありま
すので、その部分は、私、参考人という身分です

から、名譽毀損等の該当性がありますので、伏せ
させていただきた上で提出することを考慮した
い、検討したいとは思つております。

○市村委員 委員長、私、また先ほど資料に加
えて、今、市川参考人がおっしゃつていただいた
資料についても、私が責任を持って取り扱います
ので、またこの委員会に出すことをお許しいただ
ければと思いますが、どうでしょうか。

○山本委員長 先ほど申し上げましたとおり、當
委員会は質疑応答を行つておりますので、市川君が責
任を持って預かるということにしていただきた
いと思います。

○市村委員 わかりました。私が責任を持って預
かる形で。

それから、市川参考人にお尋ねしたいんです
が、今、市川参考人にお尋ねしたいんです
が、今、私どもは、全国的に裏金がつくられて
いる、その仕組みがあるという考え方でございます
が、市川参考人は、その裏金に関する何か資料と
いうのはお持ちではないでしょうか。

○市川参考人 溝みません、具体的に、裏金に関

する資料というのは……

けますでしょうか。

○市川参考人 少なくとも、今のところ、裏金で
あるという帳簿上はつきりしているものについて
は渡つていないということだろうと思います。そ
れから、先ほどの国費の捜査費の分も含めて。

これは、先ほど、捜査協力者の、必要なものも
あるというふうに言いました。

ところが、これは、今持つているのは旭川中央
警察署でのものです。ですから、道費です。道費
の報償費というのは捜査費と比べて極めて小さ
い、言い方としては小さい事件です。例えば道路
交通法違反とか、窃盗といつても非常に小さい窃
盜だと思います。

こういうものが実際に協力者に捜査協力したか
らといって払われているのかと云うと、これは原
田さんがよくおっしゃるんですけれども、日本人
は、警察官に、警察の捜査に協力することについ
てお金をもらうという風習はない。そもそもな
い。つまり、私自身の経験からしても、ごめんな
さい、経験はないんですが、考え方からしても、目
前の何か犯罪が行われている、例えば自転車を
盗もうとしている、あるいは万引きをしている、
それを目撃したとき、いついつ、どこで、だれだ
れ、こういう人が万引きをしているのを目撲しま
したと警察に言つたとき、お金を、じゃ、幾らく
ださいと言えるかと云うと、私は言えないと、言
うという自覚もそもそもないです。ところが、
そういうお金が協力者に払われているという書類
になつてているんです。

ですから、本当にお金を払うような捜査協力者
が必要な事件というのはどういう事件なのか。ど
ういう協力について、例えば放火を目撃したの
か、あるいはだれかが逃げていくのを見たのか、
それともマッチをすつてたばこを吸つているよう
な様子を見たのか、いろいろな、目撃によつて中
身は変わつてくると思うんですね。どういう情報
提供について幾らなのか、そういうものが全く今
決められていない。

それから、先ほど稲葉さんの事件のことを言い
ました。では、実態上、本当にそんなに捜査費とい
うのが、捜査の協力者に対してお金が渡つている
のかという実態なんですが、これについて市川参
考人はいかがお考えか、ちょっとお聞かせいただ

ました。当時は、S名簿、SというのにはスパイのSですね、S名簿というのがあったそうですが、今はそれもないそうです。つまり、そういう人たちをどうのよろに管理するのか。暴力団とかそういう組織と関係のある人たちですから命もねらわれるであろう、そういう人たちをかばうときにはじや、具体的にどうかばうのか、そういうシステムあるいは決まりが今ないんですね。ないのにもかかわらず、そういう協力者の生命身体を守るために必要だということで情報を出さない。これは非常にアンバランスなわけですね。

ですから、本当に必要であれば、どういうケース、どういう事案について、どういう場合に幾ら払うのか、協力した人をどう守るのか、具体的な規則がなければならないと私は思っております。○市村委員　あと、これまでの委員会の議論の中で、ひょっとしたら、本来必要なものに対してもお金が回らないから裏金をつくっているのではないかというような議論もあつたんですが、その点、市川参考人の方に、本当に使うべきものというのとは予算としてないとお考えですか。それとも、どうお考えか、その辺お聞かせください。

○市川参考人　日本警察は戦前から継々と統合しております、いわゆる行政組織ですね。あえて言えども、中国四千年の歴史を引き継ぎ、日本二千年の歴史を引き継ぐ官僚組織です、厳然とした。そういう官僚組織が、使うべきお金の予算費目がない、なんということはあり得ない。あり得ない。実際には、すべての費用はちゃんとあるわけですよ。これは、道府県だってあるし、外務省だってあるし、もちろん国会だってあるはずです。国会で使えない費用、予算費目というのはありますか。僕はなさいと思います。

つまり、警察の今言つてゐるあのような、本来は別の費目で出すべきものを出せなかつたので、その言いわけであらうと私は思つております。必要な費目はすべて予算として計上されているはずで、それを適正に使わないだけの話だと。

○市村委員 費目はあるということで、市川参考人の方では、じゃ、費目はあって、あと、それに對する十分な予算措置もされているというお考えでいらっしゃいますか。

○市川参考人 私はそう思つております。なぜなら、十分でなければ裏金に回すお金すらないであろうと思うからです。

○市村委員 あと、監査の問題があると思います。

これは本当は小幡参考人にお聞きすればいいかもしれませんけれども、ちょっと市川参考人に聞かせていただきたいんですけど、この監査。例えば監査委員がいますけれども、この監査委員は確かに守秘義務があるとはいえ、やはり何でも聞ける立場だと私は認識をしているんですけれども、それはいかがでござりますか。

○市川参考人 ええ、私は、監査委員は何でも聞ける立場である。それが自治体としての権限として知事によって与えられているものであると理解しております。

○市村委員 また、何でも聞けて、かつ、何でも提出させるだけの力を持つていると私は思ふんですけど、いかがでしょうか。

○市川参考人 もちろんあると思います。あるとと思うというか、見せてはいけないという規約、規程、法規がないということです。監査委員というのは、地方自治体の財政についての、その用途が適正に執行されているのかどうかを監査するという権限ですから、あえて地方分権論を言うまでもなく、自治体の権限としてある。

私は比較したいんですが、宮城県でもそうでした、北海道でもそうでした。警察は協力者の領収書類を検査上の支障があるからということでお出しをしない。では、国費の場合どうなのか。「検査費経理の手引き」というのがございます。これによると、検査費の場合について、「当該証拠書類」これは領収書類などですが「一部を証明責任者が保管し、会計検査院からの要求に応じて提出することとされている」つまり、国費の検査費につ

さなければいけない。

つまり、捜査費と捜査報償費と、中身は何の区別もない。かえつて捜査費の方が、広域の窃盗団とか銃器問題とか、非常に重大犯罪ですね。そちらの場合には捜査上の支障は出てこないんですね、会計検査院の要求に応じて出さなければいけない。にもかかわらず、監査委員が要求したら、捜査上の支障と言つて提出をしない。これは理由にならないんですね。同じような使用方法の捜査に要する費用について、捜査上の支障というのではなく理由にならない。そうすると、理由になるのは何だろうか。考へても何にもないわけですね。

つまり、私は、監査委員に対して、捜査報償費に関してやはりすべて開示すべきであるというふうに理解しています。それが正しい地方自治法の解釈であると考えております。

○市村委員 時間になりましたので終わりますが、できたら捜査諸雜費のことにつきまして、今現在、そうやつて改善されて捜査諸雜費というのができるたどりうことです、これについていろいろまた疑問がわきますので、せひとも、後の委員にまたお任せして、これにて私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○山本委員長 次に、泉健太君。

○泉(健)委員 きょうは参考人の皆様、本当にお忙しい中ありがとうございます。

我々内閣委員会すべての委員が、やはり警察再生活を願つて、今、日々頭を悩ませているところでございます。

そういった中で、まずお伺いをしたいんですねが、実は私も市川参考人同様、同僚議員や地元の方から、警察のこの問題にかかるとあんたも次選挙がないよなんという話を聞かれている。まあ、それはあくまでおもしろおかしく言う話だが、いうふうには思つてゐるわけですが、しかし、やはり、一般的の国民の皆さんが見ることの警察に対する部分というのは、確かにそういうところもある

のかも知れないなというふうに懸念をしております。そういうことは決してないようになっていますけれども、市川参考人からのお話がありましたことを受けて、小幡参考人、前田参考人、警察がこういった言われ方をするということころをどうお感じになられるか、ちょっと御意見をいただきたいと思います。

○小幡参考人 何度も申しましたように、私は法律を専門にしておりますので、こういった言われ方というのが、なかなか私自身としては理解がちょっとできないところでございまして、法制度上は、何度も申しますけれども、公安委員会という方が警察の上にございます。ですから、警察に対して市民からの信頼がないのではないかということになりますれば、その市民に対する信頼回復のために、公安委員会に直接苦情申し出という制度もございますので、そういう観点からは、必ずしも今の警察が、私の意見としては、それほど市民の信頼を全く失っているというふうにはちょっと理解しておりません。

今回の不正経理問題について、もちろん、特に警察というのは、もし不正があるとすれば、こういうことを絶対してはいけないというふうに言われるということは当然でございますけれども、そのほか全般の問題については、それほどではないのではないかという印象を持っております。

〔委員長退席、今津委員長代理着席〕

○前田参考人 お答えいたします。

私もそんなに、こういった指摘の仕方というのを特定して議論するのは、ちょっとイメージがぴんときていらないところがあるかもしれませんけれども、先ほども申し上げたように、國民から警察が信頼されなくなるような議論になるということ是非常に好ましくない。先ほど申し上げた趣旨で、今犯罪がこれだけふえて國家的な課題になつてゐるときに、非常に好ましくないことだと思つております。

が、不正經理問題が果たしてどの程度全国レベルなのか、どの程度構造的な問題なのかということは、やはり後の審議で当局に対しきちつと御下
問い合わせて、それから事実をきちつと踏まえて
やつていただきたい。

ホームページそのものをつくっているのは事務局ということになってしまふわけでして。これは、我々も、理想を言えば独自の事務局を設けて、予算も別にとつてなんというふうには思つてはいるものの、現実的なところから始めるので

すると一般の国民から求められているのは、内部と外部に對しての警察自身の中立性、いわゆる内部に對してもちやんと厳しく対処をする姿勢といふものが求められているのかなどいうふうに私感するわけです。

警察が一般の国民に對して公平に接することは当然のこととして、内部に對するときも一般国民に対するのと同じように中立性というものが今確保されているというふうにお感じになられますでしょうか。これは小幡参考人だけで結構です。

○小幡参考人 御質問の趣旨は公安委員会がどうすることでござりますか。（泉健委員「警察が組織内不祥事などについて」と呼ぶ）
それは、警察自身、当然公務員でございますので、法律に従つて、不正をしてはいけない、適法な行為をしなければならないということは当然全員についてあるわけでござります。もしそれを違法するような者がおりましたら、それは組織として当然改正にそれを調査して、そしてしかるべき

でしかないものなわけですね。ですから、すべての検査費が解決をしたわけではなくて、小まめに使う分に関してのみはそういう制度をとりますよ」という話でありますから、ほかの旅費あるいはさまざまな費用も含めて、まだまだ実はその使用と、いうものが適正になされているかというところは非常に明らかになつていないとこが多いといふうに我々審議を通じて認識をしております。

そういった中で、きょうも、先ほど指摘がありました、新聞に、また神奈川県警が会計文書を大量廃棄するという事件が起つた。私の調べる限りでは、先日も、これは福岡、九州管区でありますたけれども、文書廃棄で処分をされたケースというのは、これまで私の知る限り一回もないわけですね。それがここに来て、たつた一ヵ月ぐらいで二回起きている。

ここは警察の方も意図的でありませんでしたと、いうことを早々と表明されるわけですが、何をもつて、どういう調査をもつてそういうことを表すのですね。

いうのもありますでしょ、あるいは、警察自身が、我々、決してそういうつもりはないんですけれども、こういった問題に取り組む人々との関係といいますか、その部分では、やはりこういうものに取り組むと、ついそういう見た見られ方をされているのではないかというふうな言われ方もする事がありますので、冒頭お伺いをさせていただきました。

せつからくですから、小幡参考人には公安委員会、そして前田参考人には治安について、また市参考人については裏金のことについて、少しお伺いをしたいというふうに思います。

く警察とは関係ない一般の方がなるということであり、さらにその独立の事務局を、完全に警察と關係ない方で事務局をまた独立してつくるということになったときに、逆にスムーズにいかない部分、実際に切り込めないのではないかとかそういう心配もございますので、独立の事務局の、行革という、それから予算ですね、組織というのはまたもう一つつくりますとさまざまなお費等も必要になりますのでという観点から、私は今のままでもやれるのではないかというふうにお話し申し上げましたけれども、もちろんそういう選択肢はあると思います。

ですから、もし警察の組織の中で、どうしても組織内部でそういうことは、いろいろな組織の中に入クローズしてしまいますとさまたまなことが起こり得る、そこで公安委員会がきちっと監察をすること、そこは第三者機関としての公安委員会の重要な役割ではないか。そういう意味での中立性、内部に対する中立性は公安委員会が担わなければならないと思つております。

こういったさまざまなものについて、現在もいろいろなものの中の一つであるいは他方への流用、それが続いていると見られるかどうか、まずこれを伺いたいと思います。

○市川参考人 続いて見られるかどうかと
言われても、私も詳しくはわからないんです。
私が知る限りでは、私のところにOBあるいは現職の方が電話をくれる、その範囲での情報でしかわかりませんが、北海道では、昨年旭川中央署の問題が発覚して騒ぎになるまで続けられていました。そういうふうに言っています。それから、捜査諸小口ですが、それも裏金に回されていますというのもあります。

第一類第一号 内閣委員会議録第十一号 平成十六年四月二十八日

は、国が最後、治安の責任を持つという線をき
ちつと守つていただかないと困ると、私個人の考

え方として思つております。
ですから、今、駐車禁止に関する、民間に広げていくとかいろいろ動きがありますが、非常に安全部門でといいますか、問題のない範囲でやつておりますが、力としてはどんどんどんどんそちらの方向に動いていつてはいるというのには先生の御指摘のとおりだと思います。

○泉(健)委員 それで、ちょっともう時間がありませんのであれでされども、前田参考人の方には、こういった、犯罪がふえてきた、検挙率が下がってきたという状況の中で、私はやはり、犯罪に対応することは大切なですが、それ以上に、本来、防犯教育というものが大切なだろうとうふうに思います。これを、今、政府の中では余り一元化をされていないというか、リーダーシップの部分ではつきりしないところがあるのではないか。例えば学校教育の中で防犯教育というものがしつかりと位置づけをされているかということも含めて、この防犯教育というものについて、どこが主導権を握つていくべきかということを質問させていただきたいと思います。

それで、小幡参考人には、公安委員会として、先ほどの組織的中立性、内部に対しての対応と一般市民に対する対応というものを同じくしていくということの一つのあり方として、例えば警察自身にも監察機能というのは必要かというふうに思ふんですが、この監察機能の部分をやはり公安委員会の方に移す、あるいは同じようなものを公安委員会の中にもつくるという形で、外部からそういった意味で監察をしてもらいいのではないかのか。内部にそういう機能があつてもいいと思うんですね、しかし、外部にももう少し強い権限を持つた、強い陣容を持つた人たちがいた方が、これについては国民の警察に対する信頼が向上することになるのではないかなどというふうに私考える次第ですけれども、いかがでしょうか。

もつと広く、教育が犯罪にとって重要なだというの
は、先生の御指摘のとおりだと思います。そこの
責任があるポストはどこなのかというが、不明
確な面があると思うんですね。ただ、昨年末に
出した犯罪対策協議会議の行動計画は、やはり
省庁横断的な施策を入れまして、そちらの方向
に、一歩というよりは私は二歩に近いと思うんで
すが、進んだと思います。やはり、それは国会で
のいろいろな御発言とか、こういう野党の側から
の御意見なんかも踏まえたものだと思うんです
ね。

あともう一つは、やはり現実には、我々の立場
から言わせていただくと、地方公共団体の防犯教
育などの取り組み。ですから、神奈川県の知事さ
んとか、東京もそうなんですけれども、前向きに
どんどん進んでいらっしゃると思います。

○今津委員長代理 小幡参考人、簡潔にお願いし
ます。

○小幡参考人 外部に監察機関を設けてはどう
ことかと思いますけれども、いろいろなやり方が
ございまして、例えば公安委員会自身を監察機能
に特化するなんというのも、非常に根本的な制度
を変えるということといえば、あり得ないことで
はないわけです。ただ、そういたしますと、今
の警察すべてを民主的な公安委員会が管理するとい
うシステムとは大きくまた変えてしまうということ
になりますので、そこまでしてよいか。

あとは、公安委員会とは全く別のところにまた
組織をつくって、監察機能だけという話になります
と、それもまたちょっと、そこまで警察プロ
パーにやる必要があるかと申しますと、私は、自
治体の情報公開とか監査請求ということも外から
の監察ということで使えるのではないかと思つて
おります。

○泉(健)委員 どうもありがとうございました。

○今津委員長代理 次に、大口善徳君。

○大口委員 小幡先生、市川先生、前田先生、
きょうは本当に御苦労さまでござります。

私からは、まず、前田先生、こういう「日本の

治安は再生できるか」という御本があります。その中で、検挙率が低下しているという理由について、昭和の時代は六〇%、それが平成に入つて四〇%、平成八年ぐらいから二〇%ということでおおっしゃるには、平成元年に警察庁の政策転換があつた。警察次長通達によつて、職務質問の適正化の指示があつて、軽微な事案の検挙よりも重要な犯罪の摘発に力を入れるように指示した。これが検挙率の低下につながつた。ただ、限られた警察の数の中においてはそういうこともやむを得なかつたんではないか。それとともに、検察の方の起訴率も同じように、重要な案件に投入するべきだということで、起訴率についてもそうだ、こういう分析をされておるわけです。

ところがまた、破れ窓の理論と「うようなことで、軽微な犯罪もきつとやらなきやいけない」。そうすると、警察現場は重要な犯罪もやらなきやいけない、強盗事犯も五割を切るということにもなつてきますと、これは大変だ。片方では、非常に軽微な事犯についてもしつかりやらなきやいけない、こういう状況にあると思います。

私は、そうなつてきますと、やはり地域の防犯力というのは非常に大事だな、こういうふうに思つております。私ども、子供の安全プロジェクトとか治安対策プロジェクトの座長とか事務局長を私やつておりまして、最近も、「子どもたちの生命を守る安全プラン」という提言を出させていただいだんですが、やはり学校の防犯力を強化したり、地域と子供の結びつきを深めることをしたくらなきやいけない、こういう提言をさせていただきました。

○前田参考人 御質問、ありがとうございます。
私などいろいろなところでしゃべらせていただきました内容と今の大口先生の内容、ほんと重なつてますか、そういうことが必要だというのとなんですが、一つだけ申し述べておきたいのは、次長通達が原因でというのは、書いた言葉があれなんですが、きづかけなんですね。
やはり、なぜ検挙率が落ちたかといえば、犯罪数に対して警察官の数が基本的に足りないから、力関係で落ちていくんで、それはもうどの県警でも、事件負担の多いところほど検挙率が下がるという、完全な、きれいな相関がありますので、それはある程度科学的に立証できているんだと思うんです。
あと、あのときには、やはり警察官の勤務体制を変えて、勤務時間を一般の人に行わせて、週休二日とかいろいろな問題があつて、実質減員になつたわけですね。減員になつたのに増員しないで、しかも通達が出てという状況の中で、検挙率が落ち出した。
その中で、では警察官を増員すればいいということですけれども、それはそう簡単にはいかないということ、やはり地域の力も入れて犯罪を少なくしていく、あらゆる資源を使って犯罪を少なくしていかなければいけない状況だということですで、御提言のあつた施策、泉先生のさつきの御指摘とも全く私はつながっていると思いますし、神奈川の知事さんのやっているのも私は同じだと思いますね。埼玉もそうだと思います。その方向性がぜひ必要だ。
その中で私が申し上げたかったのは、警察官の仕事の中で何が現場で一番大変かということをづくりなんですね。捜査上、いろいろなことをやっていく中で、確かに会計の可視化・明確化といふのは非常に大事なんですが、そのハードルをどの程度にしておくのか、また、負担を少なくしながら國民から批判されないような制度を考えたいだきたく。

て帰つてと、そういうようなことを、それは当たり前だといえど、当たり前なんですが、少ない人数でこれだけ事件がふえている中で、現場の活動時間をどう担保していくか。そういう観点も入れていた。だからといって、この件を申し上げたつもりなんです。

○大口委員 先生のおっしゃったこと、よくわか

りました。

やはり、一つはそういう面におきます、また、人員の増員も私も要求しているんです。今回、三百五十名ふえまへこむら、これは一つかり

ますので、どういった場合が可能で法がとれるのかということにつきましては控え目でありましたが、そういうう長についても、それとバラレルな、若うに言っておりました。また、小野国ことで、今までは全く会計検査院もなしで、今は検討します、あつたわけですが、今は検討します、うに言つております。また、小野国は控え目でありましたが、そういうう長についても、それとバラレルな、若うに言つております。また、小野国

ういうつた方についてそういう領収書類はない可能性が極めて、その方で、そういう状況の中で、捜査上の支援が高い。そういう状況の中では、捜査上の支援が高くなる協力者に当たれません、あるいは名前を書かれて、そこから見せられません、あるいは名前を書かなければ非常に奇異な感じを受けます。それは單にいるだけではないかということですね。

ですから、一般的に捜査上の支障、どういふのがあるのか、それについてどうすべきかの前に、何度も言いますが、今実際現場で何を行われているのか、それをはつきりさせる

出でしまうようなものをやつてしまふと捜査は死んでしまうことだと思つております。○大口委員 この前北海道に行つてまいりました。小幡先生にちよとお伺いしたいんですが、佐野文男北海道公安委員長からいろいろお話を伺いました。

その中で、事後の情報というのは入つてくるわけですが、先取りした情報というのが必要だ。ところが、現在のシステムでは情報収集能力の強化というのは不可能だ。また、何かあつた場合は応

「う」と、こうこう」とと検査の支障という問題、ここをどう調和するかということが大事だと思うんですが、それについての両先生の御見解をお伺いしたいと思います。

○市川参考人 まず前提として、今まで本当に協

が大事だ。それをはつきりさせるには、まず、坤査費、捜査報償費については協力者の名前を開いて、監査委員、会計検査院がそれぞれ当たれることで、大前提ではないかと思つております。

援体制は必要だと。これは、現職の北海道の公安委員長の佐野文男さんという方がおっしゃっておるわけです。

そういう点で、こういう不祥事をきっかけにして、あるいはせっかく平成十二年に警察法の改正して、あるいは

回の不祥事というのは非常に、余りいい影響じやない、こう思つておりますて、ここはやはりしつかりとしていかなきやいけないな、私そう思つております。

力者にお金が渡るような書類のつくり方がされていましたのかという点が問題にならうかと思います。といいますのは、原田さんの証言あるいは弟子届署での斎藤さんのお話きょう持ってきた弟子届署での設定書の問題、あるいは警察本部会計課か

〔今津委員長代理退席、大村委員長代理着席〕

をして公安委員会の管理機能の強化ということをされたわけですが、それが本当に実際平成十三年からですのでこれからだと思うんですが、まだ改善しなきやいけないところがあるんではなくな、こういうふうに思つております。

いんですが、市川先生が今回のことについて、やはりきちつと、例えば報償費については道費ですので、北海道あるいは都道府県の監査委員による監査をしつかりやるべきだ、それから今後については会計検査院の検査をしつかりやるべきだ、そ

らの副署長、次長に対する研修資料などを見て
も、本当に捜査のためにつくった書類というもの
がつくられているのかどうかが出発点だらうと思
います。

ことが、システム運営上、不可欠のものだと思
ます。ですから、それは今後も、警察の捜査の中
にはどうしてもその部分は残らざるを得ないと私
は思つております。それ自体は国民の御理解をい
ただけると思うんです。

その一つとして、確かに独立の事務局を設けることについてはいろいろ議論があります。それはまた議論しなきやいけないと思いますが、それとともに改善策として、例えばこういう一般的の市民の代表として一応公安委員会委員に任命される、

の場合どうしても捜査の支障という理由で壁があると。私は北海道の道議員とも、我が党の議員ともいろいろ話をしたんですが、捜査の協力者、これに対して当たれない、監査委員の場合は捜査員にも当たれなかつたわけですから。今回当たるようになつた。さらにその先の情報提供者、協力者に対して当たれないということが非常にネックになつてゐる。

をしていると言いました。稻葉さんは自分の事件の被告人として公判庭でどう証言したかといふと、首なし一万、つまり被疑者なしで銃だけが出てくる場合で一万円を払っていた、自首の場合に三万円だと。そのお金がどう払われているか、どの予算から出されているか。本人は、警部ですね、わからぬと証言しているんですね。現金を上司からもらつて渡していた、それだけなんですね。つらつらと語る稻葉さん。

あと、存否応答拒否の問題が今出されたんだですが、私も実は、要するに審査する側で、警察情報製を作り出す出さないということで存否応答拒否をするべきだということ、まあ北海道ではございませんけれども、判断するのに悩ましいところはあります。が、やはりそれが出てしまうと、それだけで、協力力の身辺が危なくなるとかいう問題はないにしろ、システムが動かなくなるという問題はあるんです。そ

私もこの前の四月十四日のこの委員会におきまして、会計検査院に対して、捜査協力者に対しても直接当たるということについてどうなのか、こういう質問をしたんです。

まりそこでは支出に関する精算もなければ領収書もなければ、支出伺いも恐くないでしようと。

それで私は情報公開請求をしたら、存否を明らかにしないという回答が来たんです。恐らく僕はないだろうと思っています。つまり、実際の捜査方

ね、ですから、非常に信頼のできる方で、絶対に
に出ない人がみんなの代表として出てきて、そん
でチェックするみたいなシステム、今の情報公開
の審査というのはある部分そうなっているわけで
すけれども、その手のものというのは非常に合理化
的だと思いますが、それがマスクを通じて外に

本釣りで指名するというより、例えは弁護士会から弁護士会から推薦をもらうとか、あるいは会計士協会や税理士協会から推薦をもらうとか、会として推薦していただくという形にして、サポート体制といいますか、こういうものが必要ではないか。

一六

あるいは、監察の指示権につきましても、先生、四例あるということですが、国家公安委員会においては一回も例がない。地方においては四例あるということで、こういう監察の指示権というものが本当に機能できるのか。

これを機能させるということを考えますと、例えば先生もおっしゃっていますように、住民の苦情申し出制度、こういうものと連携していけば、監察の指示権も、情報を入手してできるんじやないか、こういうことです。なかなかこれがまだ行き渡っていないといいますか、平成十四年度で警察あてに対しては一万三千八百八十六、苦情の申し出があるんですけど、要するに、公安委員会に対する文書による苦情申し出というのは四百五十六件しかないわけです。

あるいは、この苦情申し出というのは警察職員もできるということですから、内部通報ということでヘルplineにもなるわけですが、まだまだこのあたりが十分機能していないということで、これについてやはり機能させるための改善点がないのかな、こういうふうに思っておるわけです。

そういうことで、今二点申し上げましたが、サポート体制のことと、それから苦情申し出制度についての改善のお考え、私どもの今提案した意見に対する評価をいたければと思います。

○小幡参考人 御質問ありがとうございます。

まず、サポート体制でございましたけれども、確かに人選が一番難しいところではないかと思います。公安委員というのは大変な責任を持つている仕事になりますので、これは一般の方と比べても、なろうとされる方は大変な職務を負われるわけで、これは確かに客観的に見てもなかなか難しい選であります。中には、弁護士さん、法律家あるいは会計に詳しい方がなつていらっしゃる例もあるや聞いておりますけれども、必ずしもすべての都道府県でそういうわけではないということもおっしゃるとおりであります。

私は、そうであつても、本来の姿は、管理権

限、人事上の権限も持つてございますので、本来は何でも指示してコントロールできるはずであると思います。ただ、それが必ずしもそうでないというお話もあるということをございますので、それが本当に機能できるのか。

これを機能させるということを考えますと、例えば先生もおっしゃっていますように、住民の苦情申し出制度、こういうものと連携していけば、監察の指示権も、情報を入手してできるんじやないか、こういうことです。なかなかこれがまだ行き渡っていないといいますか、平成十四年度で警察あてに対しては一万三千八百八十六、苦情の申し出があるんですけど、要するに、公安委員会に対する文書による苦情申し出というのは四百五十六件しかないわけです。

あるいは、この苦情申し出というのは警察職員もできるということですから、内部通報ということでヘルplineにもなるわけですが、まだまだこのあたりが十分機能していないということで、これについてやはり機能させるための改善点がないのかな、こういうふうに思っておるわけです。

そこで、例えは専門委員、犯罪被害者等のところにござりますけれども、そういうのを置いてはとうの選択肢としては私はあるのではないかと思ひます。ただ、何人置くのかとか、あるいは法律の専門家を置けばそれでよいのか、そのあたりがなかなか、詰めなければいけない話かなと存じております。

それから、もう一点は……（大口委員「苦情申し出」と呼ぶ）そうですね。

これも平成十二年に入つたばかりでございまして、まさにおっしゃるように、警察の方が公安委員会に苦情を申し出するということも十分考えられるわけでございます。こうるものを使えば、ななかなか警察内部で言いにくいことも直接公安委員会の耳に入るということになりますので、ぜひ

とも、こういうのを使えば、まさに内部告発も可能ですし、非常に有効だと思いますが、実際に平成十三年に動き出しておりまして、確かに周知としておりますので、私は、公安委員会が動き出しますますこれが周知徹底されますことを期待しております。

○前田参考人 御質問ありがとうございます。

私も、いつから不正経理がというのは、実態と

（大村委員長代理退席、委員長着席）
○大口委員 どうありがとうございました。時間が来ましたので終わります。

○山本委員長 次に、穀田恵二君。
○穀田委員 日本国産党の穀田恵二です。

きょうは、お三方、参考人の皆さん本当にあります。

がとうございます。貴重な御意見をお聞かせいたしましたから、どういうふうな形にせよ、情報公開、監査請求等で、これまで行政機関、さまざまにこういう問題が生じて、それに対して対処がなされたわけでございますが、今回、警察の問題が正にのつとった形で、可能であるのだからという形で、できるだけ適切な対応をしていただきたいと思います。

今回明るみに出た一連の警察裏金疑惑というのでは、先ほど市川さんからお話をありましたように、北海道警察の旭川中央署から始まって、それから弟子届署、さらには、今度は静岡県警、福岡県警と一齊に噴き出しました。今回は、特に国民的批判が大きく、あいまいにしてはならないという世論も広がっています。

そういう中で、きょうは、新聞紙上をぎわしてしまったように、神奈川県警が会計文書を破棄するなどという事態も起こっているわけですが、私どもは、問題になつてゐる警察の裏金づくりは、既に五十年前からつづくられ、特にそれは島根県警察の資料で明らかになつた事件でしたけれども、一つのシステムとして警察内部に根を張つてゐる構造ではないかと考へています。この裏金問題を究明することは、国民の安全、財産を守り、犯罪の予防をするという警察本来の仕事をする上で不可欠だと私は考へてゐるんですが、この辺の関係なり御意見を、まず最初に、基本問題としてお伺いしたいと思つていています。

二つ目の点ですが、きょう、私、ずっと述べてきましたのは、私も定かではありません。ただ、原田さんが述べられていて、昭和三十九年、新任で配属されたとき既に行われていたところは述べておりますので、それはかなり古くからあつたであろうというふうには思つております。

○市川参考人 いつから行われているかという点につきましては、私も定かではありません。ただ、市川参考人については、私が行なつておられたとき既に行われていたところは述べておりますので、それはかなり古くからあつたであろうというふうには思つております。

○前田参考人 御質問ありがとうございます。

私も、いつから不正経理がというのは、実態とかというのは存じ上げないんです。恐らく戦後からあつたんだろうなという推測というのは一般警察官であり、現場の警察官に身の回りの安全を守つてもらつておられる私たち国民一人一人であると、うふうに思つております。

○大口委員 どうありがとうございました。私は、いつから不正経理がというのは、実態とかというのは存じ上げないんです。恐らく戦後からあつたんだろうなという推測というのは一般警察官であり、現場の警察官に身の回りの安全を守つてもらつておられる私たち国民一人一人であると、うふうに思つております。

○前田参考人 御質問ありがとうございます。

私も、いつから不正経理がというのは、実態とかというのは存じ上げないんです。恐らく戦後からあつたんだろうなという推測というのは一般警察官であり、現場の警察官に身の回りの安全を守つてもらつておられる私たち国民一人一人であると、うふうに思つております。

○大口委員 どうありがとうございました。時間が来ましたので終わります。

○山本委員長 次に、穀田恵二君。

○穀田委員 日本国産党の穀田恵二です。

ります。

ただ、警察固有の問題として、やはり特殊な捜査関係で表に出にくく費目的なものといいますかが多いのもしねえ。ですから、それについてどう合理化していくか。大学の関係者としても、やはり食糧関係のお金みたいなものを昔はある程度使っていて、下の助教授のころから見つけておりました。それが今はなくなつてきたと

いうことも全体の流れで、それが出てくる中で発になつて、非常に厳しい御指摘を受けたこと

も、大学もあります。

その中で、さつき申し上げたように、警察の固有の問題があるとすれば、権力体質云々というよ

りは、やはり捜査等の関係で不明朗になりやすい部分があつて、必ず、人間ですから、ある程度緩めれば、本当に必要な部分以外に不当な使い方をする部分が出てくるのは御指摘あるとおりだと思います。

それをどう合理化していくかだと思っております。

○穀田委員 今の警察固有の問題というのは、私はいろいろあると思うんですね。やはり秘密体質

だとか、単に捜査の問題というのは、捜査というもので壁をつくつてうまくやるという側面もあつたんじゃないかと私は思つてているんですけども。

その辺はこれから論を張るとして、私は、この間に出来ました各警察署の中間報告を見ますと、またこれはお三方に質問したいんですけども、一連の中間報告書をずっと見ていて、大体、不

正を認めるのは、絶対に逃れられないものを認め

る。それから二つ目に、幹部が私的利用はしてい

ないんだということを言い張る。それから三つ目に、部下が責任を持って、責任は下部の警察官だ

というのが大体特徴なんですね。ですから、先ほ

ど市川参考人からあつたように、現場の警察官と

いうのはこういう点でもたまらぬなど私は思つん

です。

そこで、ここからは、こういうものの調査や一定の整理なりは正というのは、私は警察の内部調査では限界ではないかなと考えているところで

す。

そこで、お三方の陳述を聞いていますと、余り

第三者機関による調査については全体として肯定

的でないような雰囲気を感じたんですけども、

ただ、お三方の参考人の中では、例えば、小幡さ

んは情報公開制度による自浄作用、こうおっ

しゃつていますし、それから市川参考人も、今繰

り返しましたが、迅速な情報公開、それから

前田参考人は情報公開の根本、こうあります。だ

けれども、現場で何が起こっているかといいます

と、会計検査院の監査には一応報告するけれど

も、例えば道の監査には報告しないというような

ことがありますわけですね。ですから、そういう点で

の情報公開の徹底したやり方をどないしたらでき

るかという問題もぶつかつてることなんですね。

例えは宮城でも、協力者名の開示問題で二転三

転してしまって、一番大事なところが、核心のと

ころがなかなか表に出ない。それでは、幾ら情報

公開の制度があつても、警察の捜査という形の壁

でいつでも阻止できるということになつてはなら

ないと思うんですね。だからこそ、強い権限を付

与した第三者機関による調査が必要ではないかと

私は考へているんですが、その辺の関係を、お三

方に御意見をお伺いしたいと思っています。

○小幡参考人 情報公開とか監査請求というのが

もう既にある制度として、外からの制度としてござります。

情報公開については、捜査上の支障というの

が、確かに、見せないと、いうことの警察の主張になるわけですが、それに対するは、先ほどないんだということを言い張る。それから三つ目に、部下が責任を持って、責任は下部の警察官だというものが大体特徴なんですね。ですから、先ほどの市川参考人からあつたように、現場の警察官と市川参考人からもございましたように、情報公開審査会というところでインカメラで審理いたしましたので、その情報公開審査会の委員は、その情報が、確かに、見せないと、いうことの警察の主張になるわけですが、それに対するは、先ほどないんだということを言い張る。それから三つ目に、部下が責任を持って、責任は下部の警察官だというものが大体特徴なんですね。ですから、先ほどの市川参考人からあつたように、現場の警察官と市川参考人からもございましたように、情報公開審査会というところでインカメラで審理いたしましたので、その情報公開審査会の委員は、その情報

断が出てくるということをございます。

それから、会計監査、会計検査院とか住民監査請求については、私は、書類は、これはそれぞれ

秘密保持義務がございますので、見せるべきでは

ないかと思つております。ただ、それ以上に、直

接にその協力者に聞き取りができるかどうかとい

うのは、あるいは若干、捜査協力者自身がそれに

対してどういう反応をするか等々で、今後の捜査

に対しても、それはケース・バイ・ケースでこれ

は判断していかなければいけないのでないかと

思つております。

○市川参考人 私は、第三者委員会で現在の今起

こつている問題を解明するという点については、

否定は全くしておりません。それは必要な制度と

して、制度というか必要な手段として考えるべき

だと思つております。

ただ、私が言いたいのは、基本的に国民一人

一人が、だれか選ばれた第三者という人が常に監

視をすることではなくて、私たち国民一人

一人が常に、日常的に警察あるいは行政そのもの

を監視できるという制度として情報公開というも

のをもつともっと徹底していくべきであろうといふふうに思つています。ですから、恒常的、将来的には、あくまで僕は情報公開をベースに考えていくべきではないか。ただ、現在の今起つている不正経理疑惑そのものを徹底して解明するためには、情報公開では時間がかかるので、裁判を起こして二年三年、私、今二件抱えておりますけれども、警察相手の時間がかかるんですね。だから、そういう意味では、臨時的な意味で第三者委員会を設けて、まず現在の不正経理問題について疑惑を解明していくということは必要なことではないかといふふうに思ひます。

なぜならば、今の警察のやつている中間報告といふふうに思ひます。

同時に、情報公開の理念の根本というのは、やはり先ほど市川参考人からお話をありましたよう

に、国民一人一人がそういう監視の目で見る、ま

た、その意味でさらしていくことが根本にあるんだと思うんです。私は、そういう立場で今

後ともやつていただきたいと思っていますし、非常に

有益な御意見だつたと思つています。

あと、北海道警にかかわる問題が、一連のこの

事件が起きた背景は、捜査費が十分でないために、非常に難しい案件を扱っていた、そのためにお金を得るために覚せい剤の密売などに手を出して、そしてみずからがああいう事件を起こすことになった。こういうことを参考人が言つていたのであります。

そのことについて、やはり大事なことなので明らかにしておかなければならぬと思います。

一つ官房長にお聞きをしたいと思いますが、旭川中央警察署の署長であつて釧路の方面本部長だった原田さん、私は、いい人だと思うんですよ。この方が、いまだに実は北海道警察の調査に協力していないと伺つているんですけれども、私は、事件を、早く事実を解明して、そしてこういう案件を終わらせるためには、できるだけやっぱり警察の調査にも協力をすべきだというふうに思つたんですが、今、協力をしていただいているのかどうなのか。協力をしていただかないとすれば、本人の、私のこの間の質問に対しまして、北海道出張の質問に対する、いわゆるもう警察に話すことは何もないんだ、私は話すことはすべて話しているんだという状態がずっと続いているのかどうかということの確認。

それと、私なりに調べてみると、実は稻葉氏は、個人的な遊興のためのお金とか、あるいは女性関係とか、生活もかなり派手として、高級洋服もかなりたくさん持つていて、そのふうに地元の新聞で見たことを記憶しているんですけども、実はそういうことも彼が間違ひを起こす原因になつたのではないかと私は思つていて、午前中の質疑だけよく聞いていると、事実とは多少違うような感じがしたものですから、確認だけさせていただきます。

○吉村政府参考人　お答えを申し上げます。

最初に、稲葉関係でございますが、平成十五年の四月二十一日に札幌地裁で判決が出ておりまして、懲役九年。事案は、覚せい剤の使用と覚せい剤の所持、それからけん銃の所持であります。この判決要旨の中、恐縮ですが読み上げさせてい

ただきますと、

薬物犯罪を取り締まるべき立場にありながら、捜査協力者から有力な捜査情報を入手するためには、捜査協力者との親密な関係を築くことが必要であると考え、それに要する多額の交際費を捻出するとともに、自らの生活費や愛人との交際費あるいは高級外車等の購入費用を賄おう

として、そもそも捜査情報の入手目的といつても、これによつて事件を解決するという警察官

としての純粋な気持ちだけではなく、警察組織内における自らの立場、能力を誇示したいとの思惑もあったのであるから、その犯行動機は、甚だ自己中心的かつ利欲的というべきで、言語道断である。

こういうふうに述べられているところでございまして、北海道警あるいは静岡あるいは福岡で不適正な予算執行が判明をしておるわけありますが、そこは、現在まだ全貌については、これはできるだけ急ぎたいと思いますが、まだ途中経過でありますので断定的なことは申し上げられないわけでありますけれども、これまでの調査結果からいたしますと、まずは、捜査は非常に機動性を要する、即座に対応しなきゃいかぬということが必要になりますけれども、必ずしも今の、これまでの制度というのが使い勝手のいいものになつてないなかつたのではないかということがありまして、いわば、一度予算を執行したようにして、手

は手紙のやりとりをいたしまして、道警から、このお二人の、斎藤氏、このお二人の、斎藤氏については実に落としまして、その返事をいただいたりしておられます。

いずれにせよ、直接やはり実際のところを伺いませんとなかなか隔靴搔痒の感ということもありますから、これは道警として引き続き何とか接点をとるべく、お話を聞かせていただきべく努力をしていくように督励をしてまいりたいと思つておられます。

○今委員　ずっと議論を聞いておりますと、率直に疑問を感じるんですね。そもそも一連の警察の不祥事、この案件は、捜査費あるいは報償費、これが必要であるしかしそのお金が十分でない、十分でないために、現実的でないために、やむを得ず不正な支出操作が行われて、この事案

が起きたものなのか。あるいは、例えば外務省で、極端な話ですけれども、馬を買つていた役人もいましたよね。そもそも裏金が必要だった、警察の人たちが、幹部であれ中間管理職であれ裏金が必要だった、いろいろなことで。そのために捜査費あるいは報償費を名目に利用していつたのが、これから、情報提供者に対する謝礼の領収書のあり方の問題も含めて、より透明性の高い方式を樹立していくかなければならないというふうに思つております。

○今委員　ですから、必要なお金がないものですから、それを使うために捜査費というものを一部利用したという事例もかなりあるということをおっしゃつておられます。

ただすると、これは、ここまで言うと野党の方

因としてはあつたのではないかと思います。

それで、前者について、使い勝手の問題につきましては、これはもう從前から申し上げておりますように、捜査諸種費制度というものをつくつて、月初めに一定額を渡してこれで使えというこ

とで今は一部改善を私どもはしたつもりでございました。これから、情報提供者に対する謝礼の領収書のあり方の問題も含めて、より透明性の高い方式を樹立していくかなければならないというふうに思つております。

○吉村政府参考人　これまでの時点におきましては、まだ北海道警として接点を持つに至つておりますので、原田氏とかあるいは弟子届署の次長の斎藤氏、このお二人の、斎藤氏については実に落としまして、その返事をいただいたりしておられます。

それと、本来、捜査費では執行できないもの

の、慶弔費ですか残業時の夜食代とか、こうい

うものは正面から予算要求すれば本来予算措置で

あります。

それと、本来、捜査費では執行できないもの

の、慶弔費ですか残業時の夜食代とか、こうい

うものは正面から予算要求すれば本来予算措置で

たんですが、徹底した眞実の解明、そして情報公開を開をしつかりする、それ抜きには国民の信頼を得ることができないと言いましたが、私は、大方私

そこで、私は、むしろ大臣が積極的に、まあお立場がありますから、警察をかばつっていくといふ氣持ちは私は十分承知をいたしますけれども、このところは、大臣みずからが積極的に事実を解明して、むしろ自分が事実解明の本部長になつたお気持ちで警察改革に取り組んでいくようやな姿勢が私は求められると思うんですが、大臣のお気持ちを率直にお聞かせいただきたいと思います。

○小野國務大臣 今津議員にお答えをさせていただきます。

ますので、そういう立場から、国民の視点に立つて警察廳を適切に管理しつつ、国民の信頼の回復に向けて不斷の努力をしてまいる所存でござります。先生と同じ気持ちで取り組んでおりますことを申し添えさせていただきたいと思います。

○今津委員 この事件が起きてから、さすがに警察も、事実の、あるいは与える影響の大きさといふものを自覚されて、さまざま真相解明あるいはこれらの改革に取り組んでいる、そういうことについては私も承知をいたしております。そのためには何よりも、やはり大臣、指揮官の姿勢、意気込み、情熱、これが改革をしていくこうという方々の士気を高めるということになると思いますので、ぜひ先頭になつて頑張っていただきたい、そのように思います。

そして、最後に、その中でも、四月一日に国家

ましたことでござります。
それから、捜査経験を有する職員を監査担当者に加えるとともに、監査体制の増加を図るということと、警察署に出向いての監査や捜査員からの聞き取り調査の機会をふやすということ、こういう具体的な点を明らかにさせていただき、とにかく厳正な監査がしっかりと実施されるものと私も承知をいたしております。
その実施されました監査結果につきましては、國家公安委員会に報告をしてもらう。それによりまして、国家公安委員会の管理のもとで、実効性のある高い監査が実施されることとなるものと考えていいるところでございます。
○今津委員　ぜひ先頭になつて頑張つていただきたいと思います。心配しておりますが、犯罪の検挙率も、そこから少し上がつてきて、そしていい結果

○吉村政府参考人 お答えを申し上げます。
福岡におきましては、この二月末に不正経理といふことで疑惑報道がなされまして、事実関係を明らかにするために、直ちに県警の総務部長を長とするチームを設置いたしまして、福岡県の公安全委員会の指示のもとに調査を進めてまいりました。その結果、四月二十日にその中間報告書を福岡県議会警察常任委員会に報告するとともに、発表したものと承知をしております。
調査の結果でございますが、平成十年四月から平成十一年の七月をまずとらえております。これは、不正経理があるということで元警部補の方が

予算化できなかつたのかということをまずは一番
に思つた一人でもございます。

警察活動というものは国民の信頼と協力があつて
初めて成り立つものでございまして、そういうふたるもの
であれば予算執行が適正に行われなければなら
らないということは、これは当然のことである、
まずそういう認識に私自身も立つてゐるといふこと
を申し上げたいと思います。

国家公安委員会といつまつては、今回の予算

ますので、そういう立場から、国民の視点に立つて警察庁を適切に管理しつつ、国民の信頼の回復に向けて不斷の努力をしてまいる所存でござります。先生と同じ気持ちで取り組んでおります。○今津委員 この事件が起きてから、さすがに警察も、事実の、あるいは与える影響の大きさといふものを自覚されて、さまざま真相解明あるいはこれから改革に取り組んでいる、そういうことについては私も承知をいたしております。そのためには何よりも、やはり大臣、指揮官の姿勢、意気込み、情熱、これが改革をしていくこうという方々の士気を高めるということになると思いますので、ぜひ先頭になつて頑張っていただきたい、そのように思ひます。

そして、最後に、その中でも、四月一日に国家公安規則を制定して、全国的に監査を強化していくということありますけれども、大臣もこの警務、総務部の部長会議ですか、御出席をされて、そしてきっちりお話ををしていただけるというようなことも仄聞をしているんですが、具体的にはどのようにこれから全国的な監査というものを、今までと違つてこれからこうやってやつていくんだということを、ぜひ国民にその意気を示していただきたいと思ひます。

ましたことでござります。
それから、捜査経験を有する職員を監査担当者に加えるとともに、監査体制の増加を図るということ、警察署に出向いての監査や捜査員からの聞き取り調査の機会をふやすということ、こういう具体的な点を明らかにさせていただき、とにかく厳正な監査がしっかりと実施されるものと私も承知をいたしております。
その実施されました監査結果につきましては、國家公安委員会に報告をしてもらう。それによりまして、国家公安委員会の管理のもとで、実効性のある高い監査が実施されることとなるものと考えているところでござります。
○今津委員　ぜひ先頭になつて頑張っていただきたいと思います。心配しておりますが、犯罪の検挙率も、そこから少し上がつてきて、そしていい結果が少しずつ出ておりますので、私どもも期待をいたしております。
警察官が誇りを持つて日本の治安に当たることができるよう私からも祈念をして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。
○山本委員長 次に、太田昭宏君。
○太田委員 福岡県警察の捜査費の不正経理問題ということで、四月二十日に福岡県警が県議会に中間報告をいたしました。

○吉村政府参考人 お答えを申し上げます。
福岡におきましては、この二月末に不正経理と
いうことで疑惑報道がなされまして、事実関係を
明らかにするために、直ちに県警の総務部長を長
とするチームを設置いたしまして、福岡県の公安
委員会の指示のもとに調査を進めてまいりまし
た。その結果 四月二十日にその中間報告を福岡
県議会警察常任委員会に報告をするとともに、発
表したものと承知をしております。
調査の結果でございますが、平成十年四月から
平成十一年の七月をまずとらえております。これ
は、不正経理があるということで元警部補の方が
話をされたわけですけれども、彼が福岡県警の銃
器対策課に在籍をしておりましたのが平成七年の
十一月から平成十一年の夏まででありますので、
彼が在籍していた期間で、かつ、会計書類が残っ
ておりますのは平成十年四月から十一年の七月で
ござりますので、この間にます的を絞りまして、
国費の検査費、それから県費の検査報償費につい
て、どのようなことであつたのかということを調
査したところでございます。

警察に対しまして、今先生がおつしやっていたなにかを執行をめぐります一連の事案が判明したために、ききましたように、それぞれの事案を早期にとにかく解明する、予算執行の一層の適正化のための方策というものに対しても、逐次、検討状況に基づきまして、それが真に有効なものとなるように委員の間で活発に議論を行います。警察廳から報告をさせまして、警察廳に対しまして必要な指導、督励をして、警察廳に対しまして必要をうながすところです。

○小野国務大臣 警察内部における会計検査の充実強化を図るために、監査に関する権限を明確化させること、それと同時に、公安委員会に対しまして監査結果を報告させるということ、これらを定める会計の監査に関する国家公安委員会規則を制定したところでございます。

それを受けまして、先般、同規則に基づきまして、警察庁において平成十六年度会計監査実施計画が作成されたところでございまして、これまで、警察庁及び管区警察局によります会計検査と、いうのは、毎年度、すべての都道府県においては実施していなかつたものと承知しておりますが、今年度からは、本計画に基づきましてすべての都道府県警察を対象に実施をするということになります。

今、今津先生からもお話をあったとおり、警察への信頼を回復するということにおいては、私は一つ一つが、こうした議会の場ということも非常に、情報公開というか、ここでしつかり沉积をする場というふうにする必要が、県議会もあるいは国会も非常に重要な場であろうというふうに思つております。その意味では、与党、野党の質問にかかわらず、しっかりとここでお答えをするということが大事だし、また、きょうもある新聞にはほのかの県警での話が出てきたりといふようなこともありますから、しっかりと信頼回復と情報公開とすることについて取り組んでいただきたいと思います。

まず、四月二十日の福岡県警の報告と、それか

その結果、具体的には、まず第一に、当時の銃器対策課長は、捜査費及び捜査報償費を激励費として交付をしていたと述べているわけでございますが、これに合致する会計書類がなく、事実と異なる会計書類が作成をされていたということ。二つ目に、当時の捜査員の多くは、捜査費等の執行事実を認めておるわけであります、現時点では、まだ一部確認できないものがあるというようなこと。それから、三つ目でございますが、捜査費等を旅費の一時立てかえに流用していたというようなことなどから、捜査費と捜査報償費について不適正な執行があつたと福岡県警が判断をし、中間報告をしたわけでござります。

私は、今後とも、国民の良識を代表するという
のが我々公安委員会のメンバーの責務でもござい

今年度からは、本計画に基づきましてすべての都道府県警察を対象に実施をするとということになり

まず、四月二十日の福岡県警の報告と、それから

中間報告をしたわけでございます。
その後、四月二十日に福岡県の公安委員会から

警察法の四十三条の二に基づく監察の指示も受けまして、同日、警察本部長を長いたします調査委員会を設置し、体制はおおむね八十人ぐらいでござりますけれども、現在、引き続き全容の解明に向けて鋭意調査を進めているということでございまして、まだ、私的漏用等については、この時点ではあつたかなかつたか判然としないというのが実態でございます。

でもござりますので、その意味では、第三者の目も入つてはいるということで、御理解をいただきたいと思います。

目線に立ちまして、良識を持つて警察を管理していくことが何よりも強く求められているとの認識をして、一層深めたところでござります。

年、十一年でありますとか、ちょっと古い事案だ
ということではございますが、委員御承知のとおり
り、二月十三日に警察庁の中に予算執行検討委員
会を設けまして、個別事案をきちんと解明してい
くのが重要な責務でありますけれども、あわせ
て、これから将来的に予算の執行の透明化を高め
ていくというために、いろいろなことを出してき
たつもりでございます。

しそう、一つは、県費の更章費執行に対すると

○吉村政府参考人 委員のお話でございますが、捜査費等の執行状況の調査におきましては、御承知のとおり、捜査協力者を初めとして、捜査に密接な関連を有する情報に接することになるわけでありますし、いわゆる第三者が調査に参加することには問題なしとしないと思います。また、スピードを上げて調査結果をまとめる必要もござりますので、警察の組織あるいは捜査等の実務に精通をしている者が調査に当たることが、スピード一に、かつ、実効ある調査ができるのではないかと考えております。

セーディングとして出すということが非常に大事だとうふうに思いますが、これは十四日で、きょうは十二日間たっているわけですから、その次の、大口委員の質問に対する検討するなら検討するということで、直ちに私は検討していただいているものだ、こう思いますが、いかがでしようか。

○小野国務大臣 大口議員の方からお話をいただきまして、四月十四日の国会での御指摘を踏まえ、翌日の国家公安委員会におきまして都道府県

いがなくちやいかぬというふうに思つてゐるわけです。

その点からいきますと、その後、捜査諸雑費制度を初めとしていろいろな対策がとられてきたと思いますが、こういうことをやりましたというふうともまた、もっと国民に率直にわかる形で、何かの形で宣言をするとかいろいろな形があるとうとうと思ひますが、何をやつているのかわからなくて、何か受け身で答えをしているようなところしか国民には映らないということからいくと、これに対するこうします、こうします、こうしますといふ

つは、刷新会議の提言でも実は触れられておるのですが、情報公開の問題。これはなかなか、捜査のいわば秘密の問題がありますので、一〇〇%警察の文書を情報公開するというのはいさか疑問があるかもしれません。そこで折り合いをつけながら、何とか透明性を高める努力をしていくということを逐一外に打ち出してまいります。これからも努力をしてまいりたいというふうに思っております。

他方、今申し上げましたように、福岡県の公安委員会で監察の指示が出されておりまして、この指示によりますと、全警察署及び警察本部の全部署の平成十年度から十五年度までの捜査費、捜査報償費、旅費、食糧費、交際費の執行状況並びに会計の監査のあり方及び会計経理に関する業務手続きについて監察をして、その結果と改善方策を公安委員会に報告しろということです。まさに公安委員会は監察活動を第三者的立場から監督する機関でもございますから、福岡県警察による調査は、調査方法、途中経過について逐次福岡県の公安委員会に報告をされているところ

岡、静岡の公安委員の先生方にお電話をさせていただいたり、実際に連絡をとらせていただいてお話をさせていただきましたが、意見交換の結果は、警察に対する信頼を確保するためには、会計経理の問題について厳正かつ適正に処理していくとともに、警察が本来の活動に邁進できるよう環境を整備しなきやならないということ。厳しい治安情勢を好転させることができることから、そのためにも、公安委員会が国民、道民のことをさせていただきました。

ことを何らかの機会にきちっと出していくということをなすことが私は大事だというふうに思います。どのような成果というか、今考えを持っているかなどについてお答えいただきたいと思います。

○吉村政府参考人 その前に、委員からお尋ねのありました経理の手引き等を作成いたしました。につきましては、早速、漫画入りの検査員のための「検査費経理の手引き」等を作成いたしまして、これを県に配つておるところとございま

いなという感じがするわけです。
これは、意図的にやつたかどうかということは
非常に大事なことなんですが、意図的にやつたとしても、
はとても言わないでしようけれども、この事実問
係について明確に答えてください。

○吉村政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねの案内につきましては、平成十年度の会
計文書については、これは通例は各県で、九州等
区はもちろん警察庁でございますが、警察庁も各
県も、大体、会計文書というのは五年保存とい
うことになります。したがって、平成十年度の会
計文書は、黙っておきますとことしの三月三十日

ことでございます。

○宇佐美委員 そこは非常に適切な指示であったと思うわけでござりますけれども、大臣は、四月十四日の衆議院内閣委員会、この委員会で、大畠議員の質問に対して、もつとしっかりと活動しろ、動けというような質問なり意見があることに対して、「飛び回るほど私に与えられた時間が現実にはございません。」と答えられているわけござりますけれども、手元に公安委員長の四月一日から二十七日までのいわゆる大臣としての仕事の予定表をいただいているところ、大して仕事をしていませんよ。非常に時間があいている。恐らくそれは政務とか指示があるとおっしゃるんだと思ひますけれども、少なくともその内容を知った十六日以降きょうに至るまで、より一層御本人から、例えば九州管区管区長などに指示をされてしまうべきだと思いますし、電話なり行動なり、何をされたか教えてください。

○小野国務大臣 その前に、訂正をさせていただきます。四月の二十二日の日に、官房長に、現地の者と話をするように、そこを訂正していただきたいと思います。

それで、忙しいからという私の発言に対してでござりますけれども、あれは政務の方は入っておりませんし、議員も御案内のとおり、国家公安委員長とそれから青少年と少子化対策と食の安全と、私はその他の諸大臣としての仕事もござりますので、そういう日はほとんどなかつたということです。

○宇佐美委員 時間がないという今説明は、理解はしないですけれども、私の質問にまだ答えていません。どういった行動、活動、電話なりをこの九州管区に対してされたかという質問です。

○小野国務大臣 宮房長を通しての調査をしてもらうということでおざいますので、私から直接は電話はいたしておりません。

○宇佐美委員 そこをやつてくださいということを再三申し上げているんです。

そして、この予定表の中は、男女共同参画会議とか少子化社会対策大綱検討会とか、いわゆる國家公安委員長として以外の仕事の予定も入っていますから、先ほどの、別の大蔵の仕事だからとう話を該当しません。すると言ふなら、後ほど説明をしてください。

その上で、政務があると言われることでされども、今小野公安委員長の中で、最優先順位の仕事は一体何ですか。公安委員長の仕事もあり、各大臣の仕事と政務と言われる中で、どちらを最優先順位、そしてどれほどのウエートで動いていらっしゃいますか。

○小野国務大臣 私の、内閣総理大臣からの認証式においては、国家公安委員長、それから食品安全部担当大臣、それから青少年育成担当大臣、少子化対策担当大臣でござりますから、それが一番、これが二番、これが三番ということではなくて、折々に入ってくるもの、男女共同参画社会もその中の一つでありますし、少子化対策はまさに責任者でもござりますし、食の安全に関しましても、BSEの問題も鳥インフルエンザも、農林水産省と厚生労働省のブリッジのような形で、食品安全担当ということで、科学的、中立的調査をしてそれを広報、リスクコミュニケーションを出す等々も全部私の仕事になつておりますので、それが、入つてくるものすべてに私が担当大臣として参画をしているということでござります。

○宇佐美委員 大臣としての優先順位をつけろと言つても、答えるのは難しいかと思いますけれども、つまり、私が聞きたいのは、飛び回るほど私に与えられた時間が現実にはございませんと言つた所です。

ちょっとと違つた視点で、細かく報告をいたしているわけです。

ちよつと違つた視点で、細かく報告をいたしているわけですね。

○吉村政府参考人 ファイルのプラスチック部分ですか。(宇佐美委員)「全体の部分と中の部分で」(呼ぶ)中の部分は、本人から聞きましたところ、本人はもう既に転勤しておりませんけれども、ロッカーか何かの箱に立てて置いているんだですが、そういったような時間はあっても、公安委員長として九州管区や各都道府県の公安委員会と

電話連絡したりお会いをする時間はないというんですか。

○小野国務大臣 これは、宇佐美委員も御存じのとおり、大田区のある外郭団体に出たときのことだと思いますけれども、これはこの事案が起きるまでは、先ほどの、別の大蔵の仕事だからといふ話を該当しません。すると言ふなら、後ほど説明をしてください。

その上で、政務があると言われることでされども、今小野公安委員長の中で、最優先順位の仕事は一体何ですか。公安委員長の仕事もあり、各大臣の仕事と政務と言われる中で、どちらを最優先順位、そしてどれほどのウエートで動いていらっしゃいますか。

○小野国務大臣 当然でございます。

○宇佐美委員 この九州管区の問題、少し細かく質問をさせていただきたいと思います。

シユレッダーで三月三十一日の朝九時から九時半の三十分間にわたつて書類を処分したというごとにありますけれども、警察庁の方から二十三日にいたいた資料によりますと、「内訳」として、「超過勤務命令簿四冊、物品取得簿四冊、検査費証拠書類四十八冊、現金出納簿八冊」ということで、「旅行命令簿、物品取得書及び物品供用書について、分冊数の記憶が定かでなく、各四〇六冊あつたと考えている。」というふうになつています。加えて、「物品供用簿と物品取得書はフルタットファイル(綴じ部分はプラスチック)に編みつされていました。」というふうに、細かく報告をいたしているわけです。

○宇佐美委員 大臣としての優先順位をつけろと言つても、答えるのは難しいかと思いますけれども、つまり、私が聞きたいのは、飛び回るほど私に与えられた時間が現実にはございませんと言つた所です。

ちよつと違つた視点で、細かく報告をいたしているわけですね。

○吉村政府参考人 ファイルのプラスチック部分ですか。(宇佐美委員)「全体の部分と中の部分で」(呼ぶ)中の部分は、本人から聞きましたところ、本人はもう既に転勤しておりませんけれども、ロッカーか何かの箱に立てて置いているんだですが、そういったような時間はあっても、公安委員長として九州管区や各都道府県の公安委員会と

ております。

それから、ちよつと恐縮ですが、先ほどの大臣にお尋ねがございましたけれども、警察の建前からして、国家公安委員長が委員長の立場で九州管区警察局長に電話をしてこうしろあしろと言ふことは普通は想定をされておりませんで、それも、これまで、四月の二十二日の日に大臣が私をお呼びになつて、こういうことで、将来の防止策を考える上でも本人からよく聞いたらどうかというようなお話をありましたので、翌日の二十三日に聞いたという経緯でございます。

○宇佐美委員 余分な答えまで官房長がしてしますれば、国家公安委員長は、先ほど、こういふような書類を処分されたことについて、非常事態だといったような発言をされたと思いますけれども、その認識は、もしも非常事態だとするならば、警察庁長官を通そうが九州管区内で電話をすることは全く問題ないし、それについて違法性はあるんですか、官房長。

○吉村政府参考人 違法性があるかどうかというお尋ねでございますが、実際に大臣が、府内の私なり局長に御連絡があつて説明に行くということはありますので、常に形式的に長官に言うだけではなく、府内の者には何物を言わない、そういうことはもちろんございません。

○宇佐美委員 つまり、直接連絡をしてもいいわけですから、今後、こういった事件も含めて、公務員長のリーダーシップに非常に期待をされているところですから、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

先ほどのフルタットファイルの話なんですが、物品取得書についてはフルタットファイルに編綴をされていましたというふうになつてゐるんですが、ファイルに編綴されていたとしたら、その残りの部分のファイルは残されているわけですから、物品取扱書が何冊であったかというのは至つて明確なん

まず、これは平成十二年に、私たちも予算委員会で、当時の警察の信用が大変失墜した事案について、どのようにすれば国民の信頼を回復するかということで、議論をさせていただきました。そして一方、政府におかれでは、第三者の警察刷新会議というものをおつくりになって、そしてさまざまな改革をやられたというふうに承知をしています。

その中で数点まずお聞きをしたいと思いますが、警察における監察の強化というものがそこでもうたわれていたはずです。これはどういうものですか。

○小野国務大臣 今回の一連の事案に関しましては、監察の指示をなぜ出さないのか、そういう御質問かと思いますけれども……（原口委員「いや、違いますよ。警察刷新会議で」と呼ぶ）機能の強化策として、警察法改正で監察の指示が規定されたけれども、今回の一連の中で……（原口委員「十二年の」と呼ぶ）ええ、出されましたね。（原口委員「監察の強化の中身はどういうことでしたか」と呼ぶ）

○山本委員長 吉村官房長。

○吉村政府参考人 数字の問題ですから、私の方から答えていだきますが、平成十二年度は、警察庁で監察体制は六人、管区警察局は二十人でございました。これが……（原口委員「委員長」と呼ぶ）

○山本委員長 原口君。

○原口委員 私、基本的なことだけを聞いているんです。どういう、警察に対して、公安委員会も含めたさまざまな刷新がそのとき議論されて、それが実行に移されてきたかという前段をまず聞きながつたわけです。警察における監察の強化ということで、警察内部の自净能力を高めること、それから、このために都道府県警察の監察担当官の増強はもとより、警察庁や管区警察局においての体制強化、それから管区警察局の設置などを図った上で、都道府県警に対して監察を頻繁に実施するなど国の関与を

強めるべきであるということをここで大きくうたっているわけです。国の関与が強まつたんです。つまり、今大臣がお話しになつたように、警察本部長からの相対的独立性を確保する。

つまり、この委員会で委員長は何回も、今回の不祥事、まず自治体警察の中で調査をしなさい、自浄能力だというお話をしたけれども、もうそこを超えてきているんです。平成十二年のとき、それでチェックがきかなかつたから、国家公安委員会の関与、そしてわざわざ、首席監察官ですよ、都道府県警の首席監察官を国家公安委員長が任命するという形にまでなつて、ダブルのチェックになつていているわけです。

この認識は委員長お持ちだと思いますが、イエスかノーカでお答えください。

○小野国務大臣 失礼いたしました。

○吉村政府参考人 緊急提言におきまして、國の関与強化の観点からは、都道府県警察の首席監察官を国家公安委員会の任命とするなど人事面でも警察本部長からの相対的独立性を確保するということも有益であるとの提言を受けているわけでございます。

○山本委員長 失礼いたしました。

都道府県の監察部門の責任者たる首席監察官を順次地方警務官に格上げいたしまして、四月から四十七都道府県すべての首席監察官が地方警務官となつたところでござります。国家公安委員会といたしましては、地方警察官であります首席監察官に対しまして任免権を有しておりますが、これまで点で、首席監察官は本部長からの相対的独立性を確保されているわけでございます。

具体的な監察業務におきましては、都道府県公安委員会の管理のもと、本部長の指揮に従つて厳正な職務の執行に努めているところであり、警察

法上、国家公安委員会は、都道府県警察の業務に関しまして、地方警務官である首席監察官に対し直接の指示を行うことは予定していないと承知をしているわけでございます。

○原口委員 今おつしやつたとおりで、私たち

は、平成十二年のあの不祥事に際して幾つもの知恵を、そして議論を得てきているわけですね。つまり、今大臣がお話しになつたように、警察本部と警察庁との二重の監察、そして国家公安委員会はまたそこに、いわゆる市民、国民の代表としてきつちりと監督をしていく、こういう役割なんですね。

そこでお尋ねをしますが、大臣は、当初、ことしの二月十三日の記者会見でこう発表されておられます。今回の不祥事についてですが、監察官といたしまして、その辺どうなつてたのかというふうなことをきちんと調査することが大前提となつてゐると思います。

このとおりなんですよ、私はこのとおりだと思います。それぞの委員会、地方の公安委員会が調査をする、都道府県警がやる、それとともに、警察庁が調査をし、どのようにすればいいか、ダブルのチェックですから、ダブルのチェックが働いていなきやいけないわけです。

警察庁から委員長に、今回の問題でさまざまなお報告を上げていると思うのですが、いつ、どのような報告が上がつていますか。

○小野国務大臣 まず、今回の一連の事案に関しては、各関係の、北海道は北海道公安委員会、そして福岡は福岡の方の公安委員会が、それぞれ監察の指示を出してくるわけでございます。

ですから、私どもは、その指示を出されて、その結果を踏まえまして、警察庁なり我々国家公安委員会がどのように対処するかを決めるというところで、今、各それぞれの公安委員会の指示のもとに行われているところを見守つてあるというが現状でございます。

○原口委員 そこがこの警察刷新会議が予定したところと違つたです。

今、役所が書いた答弁をされて、私、きのう委員長と一小時間お話をさせていただいて、大変誠実な方だなと。子供の虐待についても大変前向きな姿勢を示していました。大変人間的にも尊敬する方だなと思います。ただ、今委員長がお

読みになつたのは事務方の書いたものであつて、警察刷新会議や私たちが予算委員会の中で議論してきたこととはやはり大きく違つているんですね。

現に、警察庁は今会議をやつていてるでしょう。どういう会議ですか、官房長。

○吉村政府参考人 会議というのは、予算執行検討委員会を二月十三日に私が一応長でつくりまして、連日開いておりますが、その会議のことです。どういふうか。

○原口委員 そうです。二月十三日に、今官房長がおつしやつた予算執行検討委員会、これはこう書いてありますよ。大臣、お聞きになつてください。

○吉村政府参考人 予算執行検討委員会に、官房長を委員長とする予算執行検討委員会を設置した。同委員会においては、北海道警察における会計経理をめぐる事案の解明を図るとともに、「ちゃんと」と書いているわけです。そして、

「警察の予算執行の在り方を検討し、その適正化を一層推進することとしている。」と。つまり、並行してやつていてるわけです。

私は、官房長に質問いたしますが、これまで何回予算執行検討委員会は行われましたか。きょう、与党、野党的議員を問わず、情報公開、国民に対して開示をせよという話をされました。私はきのう一日この執行検討委員会の議事録を待つていましたけれども、公開していないということですが、どういうことですか。

○吉村政府参考人 この当該予算執行検討委員会と申しますのは、私が一応トップになりましたが、総括審議官と総務、人事、会計課長、それから、最近は首席監察官が中に入ることもありますし、会計の係、それから原局原課の人間が入ることもあります。

それで、御承知のとおり、個別の案件について、例えれば、北海道あるいは静岡等々の案件がありましたから、これは、警察庁の職員が当地に赴

いて、いろいろ、事実関係がどこまで解明されているのかというようなことでこちらからも働きかけをしておりますし、こういう点が未解明だということを言つております。

また、北海道や静岡県警から、あるいは福岡か

ら当庁に参りまして、その委員会に来て、こういふうにやつています、ここまで調査をしたので、今度はこれですというようなことで。まあ、その意味では、きょうが一回目、この次が二回目というようなカウントをしておりません。そういうことで個別案件の対応をしておりますし、また、将来的な改善策についても、他人名義の領収書の廃止の問題でありますとか会計監査のあり方、これは多分に専門的なものでありますので、このときにはそのメンバー全員が集まっているわけではないということでもあります。

一々の予算執行検討委員会の状況については、これは長官まで話はしておりますが、国家公安委員会に対しましては、毎週木曜日の定例の国家公安委員会の設置以来常に、毎週、こういう状況でござりますということはすべて報告をしているところであります。

○原口委員 委員長は、この委員会に対して、今、予算執行検討委員会が毎週報告をしていると、いうことですから、その報告書を提出してください。そして、それを開示していない理由はないですよ。あなた方警察庁は——私は三年前、外務省の機密費の話をしましたが、あのときも外務省は相当たたかれましたね。しかし、彼らは第三者機関、園部参与を筆頭とする調査機関をつくって、そしてその議事録は全部公開しましたよ。

さつき大臣がおっしゃつたところ、事務方がいたのは違うということはおわかりになつたでしよう。向こうが調査をするのを待つているだけじゃないんです。警察庁も独自に、ここが足りない、そこが足りないと、今お聞きのとおりなんです。それを、国会でちゃんと報告を受けて、議論をしなきやいけないんです。

二重三重のチェックをつくりついているから、二重三重のチェックがどのようにきいているかということをここで大臣と私たちが議論することによって、真に国民の側に立った中立な公安委員会といふのが機能するわけですよ。

このことを押さえないと議論は進まないと

思つて、なぜ、警察庁の会議というのは、いつ、どこで、だれが、何をやつたか、そんなことも公表できないような会議ですか。中身について公表する気があるのかないのか。——ちょっと、最後まで聞かれてください。

○原口委員 国家公安委員会の議事録を公開して

いるのなんか、私はとうの昔に知っていますよ。

○吉村政府参考人 国家公安委員会の議事録はござります。

○原口委員 では、議事録はあるんですね。では、それを今出してください、この委員会に。

○吉村政府参考人 議事録はござります。

いという批判は当らないのではないかと思います。○原口委員 では、議事録はあるんですね。では、それを今出してください、この委員会に。

○原口委員 いや、ホームページを見ればわかるけれども、では、検討委員会で何を検討しているのか。「予算執行の在り方に關して、多角的に検討し、その適正化の一層の推進を図る」、こう書いてあるわけですよ。ほかの役所だったら、大臣、それぞれ議事録をつくって、そして大臣に、こうこうこうでございます、こうやつていますと部質問を聞いてからやつてください。最後まで聞いてください。

○吉村政府参考人 先ほど、こちらから関係の道

縣に赴いて云々というのは、これはもちろん、電話もありますし、電話連絡もしょっちゅう、毎日のようにやつております。それで、向こうから来てもらう場合もあり、こちらから行く場合もある

というの、これはある意味で警察庁として事業

を解明していく上では当然のことでありまして、それを大臣なり国家公安委員会に、いついつ行きましたとか、こういうのが来ましたと、それは

一々は申し上げおりません。

それから、先ほども申し上げましたように、執

行検討委員会というのはそういう形でいろいろな

ことをやつておりますから、会議録をつくつて、これから始めるよ、ではここまでが終わりだねと

いうような整理をしておりませんし、部屋も、私

の部屋を使つたり会議室を使つたり、いろいろな

ところでやりますので、そういう整理はしていな

いということです。

したがつて、その内容については、これは確

に隠すべきものはございませんので、全部国家公

安委員会に報告をしておりますから、国家公安委員会の議事録はホームページ上公開されておりま

すし、そこで出しました予算執行検討委員会

の資料もオープンになつてあるところであります

から、閉鎖的とか、議事録をあえてつくつていな

いといふのがありますから、

それを使つて国家公安委員会で報告をし、それは

国家公安委員会の資料につづられているといふ

こととあります。

○原口委員 いや、ホームページを見ればわかるけれども、では、検討委員会で何を検討しているのか。「予算執行の在り方に關して、多角的に検

討し、その適正化の一層の推進を図る」、こう書

いてあるわけですよ。ほかの役所だったら、大

臣、それぞれ議事録をつくって、そして大臣に、

こうこうこうでございます、こうやつていますと

部質問を聞いてからやつてください。最後まで聞

いてください。

○吉村政府参考人 先ほど、こちらから関係の道

縣に赴いて云々というのは、これはもちろん、電

話もありますし、電話連絡もしょっちゅう、毎日

のようにやつております。それで、向こうから來

てももらう場合もあり、こちらから行く場合もある

というの、これはある意味で警察庁として事業

を解明していく上では当然のことでありまして、それを大臣なり国家公安委員会に、いついつ行き

ましたとか、こういうのが来ましたと、それは

一々は申し上げおりません。

それから、先ほども申し上げましたように、執

行検討委員会というのはそういう形でいろいろな

ことをやつておりますから、会議録をつくつて、

これから始めるよ、ではここまでが終わりだねと

いうような整理をしておりませんし、部屋も、私

の部屋を使つたり会議室を使つたり、いろいろな

ところでやりますので、そういう整理はしていな

いということです。

したがつて、その内容については、これは確

に隠すべきものはございませんので、全部国家公

安委員会に報告をしておりますから、国家公安委員会の議事録はホームページ上公開されておりま

すし、そこで出しました予算執行検討委員会

の資料もオープンになつてあるところであります

から、閉鎖的とか、議事録をあえてつくつていな

いといふのがありますから、

それを使つて国家公安委員会で報告をし、それは

国家公安委員会の資料につづられているといふ

こととあります。

○原口委員 いや、ホームページを見ればわかるけれども、では、検討委員会で何を検討しているのか。「予算執行の在り方に關して、多角的に検

討し、その適正化の一層の推進を図る」、こう書

いてあるわけですよ。ほかの役所だったら、大

臣、それぞれ議事録をつくって、そして大臣に、

こうこうこうでございます、こうやつていますと

部質問を聞いてからやつてください。最後まで聞

いてください。

○吉村政府参考人 先ほど、こちらから関係の道

縣に赴いて云々というのは、これはもちろん、電

話もありますし、電話連絡もしょっちゅう、毎日

のようにやつております。それで、向こうから來

てももらう場合もあり、こちらから行く場合もある

というの、これはある意味で警察庁として事業

を解明していく上では当然のことでありまして、それを大臣なり国家公安委員会に、いついつ行き

ましたとか、こういうのが来ましたと、それは

一々は申し上げおりません。

それから、先ほども申し上げましたように、執

行検討委員会というのはそういう形でいろいろな

ことをやつておりますから、会議録をつくつて、

これから始めるよ、ではここまでが終わりだねと

いうような整理をしておりませんし、部屋も、私

の部屋を使つたり会議室を使つたり、いろいろな

ところでやりますので、そういう整理はしていな

いということです。

したがつて、その内容については、これは確

に隠すべきものはございませんので、全部国家公

安委員会に報告をしておりますから、国家公安委員会の議事録はホームページ上公開されておりま

すし、そこで出しました予算執行検討委員会

の資料もオープンになつてあるところであります

から、閉鎖的とか、議事録をあえてつくつていな

いといふのがありますから、

それを使つて国家公安委員会で報告をし、それは

国家公安委員会の資料につづられているといふ

こととあります。

○原口委員 いや、ホームページを見ればわかるけれども、では、検討委員会で何を検討しているのか。「予算執行の在り方に關して、多角的に検

討し、その適正化の一層の推進を図る」、こう書

いてあるわけですよ。ほかの役所だったら、大

臣、それぞれ議事録をつくって、そして大臣に、

こうこうこうでございます、こうやつていますと

部質問を聞いてからやつてください。最後まで聞

いてください。

○吉村政府参考人 先ほど、こちらから関係の道

縣に赴いて云々というのは、これはもちろん、電

話もありますし、電話連絡もしょっちゅう、毎日

のようにやつております。それで、向こうから來

てももらう場合もあり、こちらから行く場合もある

というの、これはある意味で警察庁として事業

を解明していく上では当然のことでありまして、それを大臣なり国家公安委員会に、いついつ行き

ましたとか、こういうのが来ましたと、それは

一々は申し上げおりません。

それから、先ほども申し上げましたように、執

行検討委員会というのはそういう形でいろいろな

ことをやつておりますから、会議録をつくつて、

これから始めるよ、ではここまでが終わりだねと

いうような整理をしておりませんし、部屋も、私

の部屋を使つたり会議室を使つたり、いろいろな

ところでやりますので、そういう整理はしていな

いということです。

したがつて、その内容については、これは確

に隠すべきものはございませんので、全部国家公

安委員会に報告をしておりますから、国家公安委員会の議事録はホームページ上公開されておりま

すし、そこで出しました予算執行検討委員会

の資料もオープンになつてあるところであります

から、閉鎖的とか、議事録をあえてつくつていな

いといふのがありますから、

それを使つて国家公安委員会で報告をし、それは

国家公安委員会の資料につづられているといふ

こととあります。

○原口委員 いや、ホームページを見ればわかるけれども、では、検討委員会で何を検討しているのか。「予算執行の在り方に關して、多角的に検

討し、その適正化の一層の推進を図る」、こう書

いてあるわけですよ。ほかの役所だったら、大

臣、それぞれ議事録をつくって、そして大臣に、

こうこうこうでございます、こうやつていますと

部質問を聞いてからやつてください。最後まで聞

いてください。

○吉村政府参考人 先ほど、こちらから関係の道

縣に赴いて云々というのは、これはもちろん、電

話もありますし、電話連絡もしょっちゅう、毎日

のようにやつております。それで、向こうから來

てももらう場合もあり、こちらから行く場合もある

というの、これはある意味で警察庁として事業

を解明していく上では当然のことでありまして、それを大臣なり国家公安委員会に、いついつ行きましたとか、こういうのが来ましたと、それは一々は申し上げおりません。

それから、先ほども申し上げましたように、執行検討委員会というのはそういう形でいろいろなことをやつておりますから、会議録をつくつて、これから始めるよ、ではここまでが終わりだねと

いうような整理をしておりませんし、部屋も、私の部屋を使つたり会議室を使つたり、いろいろなところでやりますので、そういう整理はしていな

いということです。

したがつて、その内容については、これは確

に隠すべきものはございませんので、全部国家公安委員会に報告をしておりますから、国家公安委員会の議事録はホームページ上公開されておりま

すし、そこで出しました予算執行検討委員会

の資料もオープンになつてあるところであります

から、閉鎖的とか、議事録をあえてつくつていな

いといふのがありますから、

それを使つて国家公安委員会で報告をし、それは

国家公安委員会の資料につづられているといふ

こととあります。

○原口委員 いや、ホームページを見ればわかるけれども、では、検討委員会で何を検討しているのか。「予算執行の在り方に關して、多角的に検

討し、その適正化の一層の推進を図る」、こう書

いてあるわけですよ。ほかの役所だったら、大臣、それぞれ議事録をつくって、そして大臣に、

こうこうこうでございます、こうやつていますと

部質問を聞いてからやつてください。最後まで聞

いてください。

○吉村政府参考人 先ほど、こちらから関係の道

縣に赴いて云々というのは、これはもちろん、電

話もありますし、電話連絡もしょっちゅう、毎日

のようにやつております。それで、向こうから來

てももらう場合もあり、こちらから行く場合もある

というの、これはある意味で警察庁として事業

を解明していく上では当然のことでありまして、それを大臣なり国家公安委員会に、いついつ行き

ましたとか、こういうのが来ましたと、それは一々は申し上げおりません。

それから、先ほども申し上げましたように、執

行検討委員会というのはそういう形でいろいろな

ことをやつておりますから、会議録をつくつて、これから始めるよ、ではここまでが終わりだねと

いうような整理をしておりませんし、部屋も、私の部屋を使つたり会議室を使つたり、いろいろな

ところでやりますので、そういう整理はしていな

いということです。

したがつて、その内容については、これは確

に隠すべきものはございませんので、全部国家公安委員会に報告をしておりますから、国家公安委員会の議事録はホームページ上公開されておりま

すし、そこで出しました予算執行検討委員会

の資料もオープンになつてあるところであります

から、閉鎖的とか、議事録をあえてつくつていな

いといふのがありますから、

それを使つて国家公安委員会で報告をし、それは

国家公安委員会の資料につづられているといふ

こととあります。

○原口委員 いや、ホームページを見ればわかるけれども、では、検討委員会で何を検討しているのか。「予算執行の在り方に關して、多角的に検

討し、その適正化の一層の推進を図る」、こう書

いてあるわけですよ。ほかの役所だったら、大臣、それぞれ議事録をつくって、そして大臣に、

こうこうこうでございます、こうやつていますと

部質問を聞いてからやつてください。最後まで聞

いてください。

○吉村政府参考人 先ほど、こちらから関係の道

縣に赴いて云々というのは、これはもちろん、電

話もありますし、電話連絡もしょっちゅう、毎日

のようにやつております。それで、向こうから來

てももらう場合もあり、こちらから行く場合もある

というの、これはある意味で警察庁として事業

を解明していく上では当然のことでありまして、それを大臣なり国家公安委員会に、いついつ行き

ましたとか、こういうのが来ましたと、それは一々は申し上げおりません。

それから、先ほども申し上げましたように、執

行検討委員会というのはそういう形でいろいろな

確認」と。今言つたのは現職の次長なんですよ。

現職の次長について、「事情聴取の要請に応じてない」と。そして、返す刀で、「検査用報償費等は適正に執行されているとの説明であつた。」

と。こんなことはもう矛盾じゃないですか、委員長。

一つの紙を見ても矛盾なんですよ。

逆に言うと、今度、静岡県警に行きましょうか。

静岡県警が、今、警察予算の執行検討委員会で添付していると言つた中間報告、旅費の総額は一千三百四十四万円ですよ。そのうち、内訳を大臣へらんになつたでしよう。ほとんどが適正に支出されていないじゃないですか。

福岡県警に至つては、原本が廃棄されており、確認されていないものも含めると、本当に驚くようなことが書いてあります。調査報告、こんなになりましたか、これ。福岡県警から来た中間報告書。検査費の支払い事実の確認ということで、検査員からの聴取内容及び当時の検査記録等から県警として現時点で報償費としての執行があつたと判断しているものが二百十九件です、大臣。そのうち、福岡県警が何と言つているかというと、検査員は検査費として執行した記憶があると申し述べているが、現時点で検査記録等による確認ができるといつて、百三十二件もあるんですよ。覚えていないもの、百三十二件もあるんですよ。覚えていない、忘れたと申し述べたもの、十二件。検査員が死亡したため事実確認ができないもの、三十八件。

つまり、ほとんど確認できていない。そして、書類と彼らの言つていることが違つていて、こんなものを添付されて、警察庁が調べていますとか、刷新に向けて国民の信頼を確保するため努力していますと、どこを読めばそんなことが出できますか。

つまり、大臣、私が大臣に申し上げたいのは、三年前の警察法の改正で、監督というものをきちんと定義しているんです。そして、さつき大臣がお読みになつたところ、二重三重のチェックを、こういう不祥事が起つたときに、開示をする文書、開示をしない文書をどうするかということ

を、かんかんがくがくやつていてるわけです。福岡県警で調査結果が出るまで待てばいいなんという

話じゃなかつたんです。あのときも、新潟県警で

もそうでした。

官房長にお伺いしますが、警察庁出向者が会計課長である警察本部は幾つありますか、そしてそ

れはどこですか。

○吉村政府参考人 お答え申し上げますが、その前に、弟子届署は、委員があるは誤解をされて

いるのではないかと思ひますので、私からちよつと補足をさせていただきます。

この骨子、四月六日のものでござりますけれども、これは、3の「調査状況」で、(1)が「関係書類の確認」、(2)が「平成十一年度の執行状況」、(3)

が「平成十三年度から平成十五年度までの執行状況」の三本立てになつてゐるわけです。

一番問題は十二年度。十二年度のころの元次長

には聴取に応じていただけない。ただ、これは

今、文書のやりとりはしていません。

十三年度から十五年度までについては、これは

もちろん署長、次長は聞いておりまして、ここに

ありますように、これはあくまで中間のまとめでございますけれども、「検査用報償費等は適正に

執行されているとの説明であった。」ということ

でありますので、別に矛盾はないと思ひます。

それから、警察庁出向者が会計課長である警察

本部は、北海道、青森、岩手、埼玉、千葉、神奈川、福井、愛知、長崎、沖縄の十県であります。

○原口委員 先ほどの宇佐美議員に対する答弁

で、警察庁出向者が会計課長であるにもかかわらず、神奈川県警それから愛知県警、書類が破棄なしで毀損をしているという事案が起つていますね。どうして起るんですか。

大臣は、再三再四、こういつたことがないよう

にと。さつき、公安委員会の中で別の委員も、こ

れは限りなく故意に近いものじゃないかと……

(小野国務大臣 「思われても仕方がない」と呼ぶ)

どこで故意性を阻却されましたか。

○吉村政府参考人 本人から四月二十三日に事情

を聞いたわけあります。いざりにせよ、四月一日付で異動になつたことから、これは本人の実

は思い込みであるわけですけれども、この一連の文書を異動の前に確實に処分しなければならない

と自分は思つていていたと、まあこれは間違いであります、ただ、そう言つております。

それで、一日早いものの、この文書を廃棄しても支障がないだろうという安易な気持ちから三月三十一日、本人は四月一日に朝から赴任をしておりますので、その前日にやつておこうといううことで、三月三十一日にシユレッダーで細断しました。

上司に対して、異動までに、つまり四月一日までに平成十年度の会計文書を廃棄すると報告し、了承を得ていて。これは実は、上司の指導が足らないわけでありまして、その部分を責任を問うておるわけであります。そういうようなことを一連の流れとして、私も三十分前後本人からいろいろ聞きましたけれども、心証としては、故意はないというふうに判断をしたわけであります。

○原口委員 三人の人がそこに見えていて、そして今国会で一番中心的なテーマになつていて、会計文書というのは、大臣、上にいろいろなものが書いてあるわけですよ。何月何日まではどうするとか、マル秘だとかなんとか、いろいろなのがあります。

それを、三人の人が見ていてそして廃棄するなんということは、とても考えられない。

そして、故意を阻却するという、今の三十分の聴取でもつて、それで、はい、どんどんこの書類がなくなつたということであれば、私たちには、国

はひいては警察だけではなくて国家全体の損失だということだけ申し上げておきます。

○原口委員 なるほど。一般論としても、これは違法ですよ。

○小野国務大臣 個別具体的にそういうものがどういうものであるのか、私にとりましては、少々お答えが難しゅうございます。

○原口委員 なるほど。一般的に来说うますと、法務省に来ていただいていますが、二

きよう、法務省に来ていただいていますが、二点お尋ねをします。一つは、こういう二重帳簿、裏金といったものについて、一般論で結構ですか

ら、違法であるのか。それから、先ほど官房長は

故意でなければその違法性を阻却できるかのよう

な答弁をなさつてました。こういう公文書と

いうものを破棄したときに、先ほどは過失である

というような御認定のようございますが、故意でなければ公文書の破棄といふものは罪にならぬのか、法的な判断をお尋ねしたいと思います。

〔委員長退席、大村委員長代理着席〕

○種波政府参考人 まず、犯罪の成否というのはあくまでも収集された証拠に基づいて判断される事柄でございまして、法務当局としてはお答えいたしかねるところでございます。

公用文書毀棄といいますのは、先ほど申し上げましたが、公務所の用に供する文書等を毀棄した場合に成立するものでございまして、これは故意犯であることは間違いないませんが、犯罪の捜査といふのは、いろいろな生の事実、どういうような経緯で、だれがどのような場合にどういうふうにしてやつたのかという生の事実を確定していくまで、そこにどういう犯罪が成立するのかと

いう法律の問題を考えていく、これを繰り返し並行しながらやっていくて犯罪の成否を確定するものでございますから、何事も、一概に当たる當らないということのお答えは難しいものだと思ひます。

○原口委員 まさに今おっしゃるとおりで、生の事実がどこにあるかということが国会はわからないでいるわけです。そして、それは公安委員長といえども、先ほどのこの添付だけでは、これが本当に違法なのか、あるいは故意なのかそうではないのか。そして、証拠はどんどんどんどんなくなる。一方で国民の不信は募る。では、どうとめればいいんだという、三年前にやつたシステムが動かない。

私のところにこういうものが来ました。一つの告発です。
裏金づくりは以前から言われていましたが、改められませんでした。理由は二つあります。上納システムと個人的に使えるという二点です。
裏金づくりの手法は全国共通です。電話帳から抽出して領収書を作成します。かつては上から下まで架空領収書を作成していましたが、ある時期から警部以上しか作成させないとなつたのも全国

共通です。会計検査院や都道府県の監査が来ても、捜査上の秘密と報償費の領取書を出さない回

答も共通です。警察庁の関与、指導のもとにやつ

てゐるのです。

かつて警察庁の本庁で会計を担当していた人は

言います。警察庁と打ち合わせをした会議で、遠

回しに、裏金をつくって警察庁に回してくれと言

われた。実際に、警視庁の裏金担当者は金庫から現金を袋に詰めて警察庁に行つてきますと出かけ、帰ったときには袋がないということを何度も経験しています。

こういう報告が来ています。これが本当に事実だとしたら国家の基本を揺るがす話だから、事実はどこにあるのか、そして、警察庁としてどのよ

うな調査をしているのか、それを明らかにしてくださいということを言つてゐるわけです。それが事実でなければ、私たち国民にとっては一番いい

話です。しかし、この各県書から出てきた中間報

告を見る限り、二百何件のうちの百何十件がもう

わかりませんということでは、使途不明であると

いうことでは、とても国民に対して説明できない

わけです。

そこで、警察庁長官はもうお見えになりました

か。では、お見えになつたら長官にお尋ねをいた

します。

まず、大臣、この予算執行の検討委員会、これ

をきつちり議事録をつくつて、そして警察庁とし

てどのような調査をし、そして、三重のチエック

をやつたわけですから、それぞれ各都道府県警に

送つてある首座監察官にその報告書を上げるよう

に指導をするように、リーダーシップをとつてい

ただけませんか。

○小野国務大臣 予算執行検討委員会は、その審

議状況につきまして逐一議事録を作成していない

といふのは、先ほど官房長がお話ししたとおりでござりますが、節目、節目においては私どもに報

告はいただいておりまして、さつき申し上げたよ

うに、それは国家公安委員会の議事録に載つてい

るという、これが今までのお答えの総括みたいな

ものでございます。

なお、都道府県警察に対します通達の発出等、

予算執行検討委員会におきまして検討の成果につ

きましては、これを速やかに公表しているところ

でござりますので、その辺はぜひ御理解を賜りた

いと思います。

○原口委員 では、大臣に聞きますよ。大臣は、

官房長から、今まで警察庁としてこの三つの事案についてどのようなことがわかったというふうに報告されていますか。そして、公金が別の使途に使われていた、その使途は何ですか。ほとんどわかつていませんですよ。何を報告されていますか。

○原口委員 では、大臣に聞きますよ。大臣は、

官房長から、今まで警察庁としてこの三つの事案についてどのようなことがわかったというふうに報告されていますか。そして、公金が別の使途に使われていた、その使途は何ですか。ほとんどわ

かつかないで、その対応能力を柱とする批判であつたかと存じます。

そして、そのことを警察刷新会議においても銳く指摘をされまして、十数回にわたる審議の過程で、これを打開するために、びほう策ではなくて、それを打開するために、びほう策ではなくて、根本的に警察を改めて、将来にわたつて警察行政が国家国民のために運営できることを保障する、

そういう内容のものに変えていくべきであるといふことから、私どもも真剣にその審議に関与させていただき、また、指摘を受けて施策を立案いたしました。

そして、今お話しのことに関しましては、まずもつて警察の自浄能力。もちろん問題が起きたけれども、その問題をみずから力によって、みずから決断によつて明らかにし、そしてまた公開をしていく、そういう能力。そのためには監察、これが大事であるということ。あるいは公安部委員会の管理機能、これを強化して、適切な指示を受けた業務を推進するように、こういう観点から、監察の指示に関するところの警察法の規定、これを、国家公安委員会につきましては制定していただき、また、警察本部長がそういういわゆる不祥事を認知したときには、適時適切に公安部委員会に報告すべき旨でございます。

また、監察と絡んで、苦情の処理、これが極めて大事である。苦情の中に監察すべき事項があつきました。また、監察をやる過程で国民の不満を解消すべきものが見つかることもあるということで、苦情に關しますところの処理の規定も整備をしていただきました。さらには、國民の声を直接現場で執行する責任者であるところの警察署長が聞くべきであるということから、警察署協議会という組織を法律上設置をしていたなど、今申し上げ

しいそういう國民の批判を受けまして、その批判の内容は種々ございましたけれども、一つには、警察の閉鎖的な姿勢、体質、あるいは國民の批判を受けにくい、意見を受けにくく、そういう体質、そしてまた、時代の変化要請に機敏に対応できなかつた、その対応能力を柱とする批判であつたかと存じます。

そして、そのことを警察刷新会議においても銳く指摘をされまして、十数回にわたる審議の過程で、これを打開するために、びほう策ではなくて、根本的に警察を改めて、将来にわたつて警察行政

ましたような法律上の措置をしていただいた、そういう記憶でございます。

○原口委員 長官にお見えいただきましたので、長官にこの場をかりて要請をしておきたいことがあります。

外務省の不祥事のときも、外務省を挙げて、あのときは園部参与をヘッドに、どのように刷新すればいいか、国民の理解を得ればいいかと、そこで、内部で検討委員会をおおつくりになって、そして、こうします、いついつまでに何をやります、いついつまでにどのような調査をしますといふ調査報告書もあわせて出されたわけです。

今回、公安委員長と今までずっと議論をしてきましたが、それぞれの都道府県の公安委員会で監査がなされ、その中間報告が出ていることは存じ上げていますが、警察庁としてどのような調査をして、そして警察庁としてこれをどのように改善していくのかということは先ほどからある議論をさせていただいています予算執行検討委員会が私はこれに当たるものかなと思っていましたが、議事録もない、あるいは会議も一定限のところでやっているわけではない、いつそれがアウトプットが出るかもわからないというような答弁では非常に心もとのうござります。

ぜひ長官のリーダーシップで、自分たちの中も、第三者を入れて、入れるかどうかは御判断に任せますが、自浄能力を發揮して自分たちもこういう調査をしているんだ、そして、それをいついつまでにこの委員会に中間報告をするといったことも、私たちにスケジュールを示していただけませんか。答弁をお願いいたします。

○佐藤政府参考人 まず、予算執行検討委員会の性格についてでございますけれども、これまでの本日のこの委員会における議論の経過は、私、ちょっとつまびらかでございませんので、重複があつたば御容赦いただきたいと思いますけれども、私の記憶では、二月の十日、北海道の監査委員会の報告がなされました、その中で、疑惑が残るという御指摘がございました。我々はこの指摘

を大変深刻に受けとめたのであります。

同日であったかと思ひますけれども、元方面本部長の記者会見が行われて、たしか同じ日だったと思ひますけれども、そういうことがあって、翌日が休日でございました。

二月の十二日であつたと思ひますが、国家公安委員会が開催をされまして、そこでその状況を私どもから報告をいたしたのであります。その際、公安委員会からは、大変この二つのことは重いよと。したがつて失礼しました、監査結果の報告は前日だったそうです。

その公安委員会の指摘を受けまして、さて、そ

れでは警察庁として何をなすべきかということを早急に検討を求める形になりました、そして翌日、予算執行検討委員会を設置したのであります。

その目的は、まずは、これは一体どういう事態であるのかということを解明しなければならぬ、その解明結果を受けて何を正すべきなのか、また、正し方はどうすべきなのかということがその後に来るであろう。それと、我々としては予算の適正執行を確保するために逐次改善を重ねてきたつもりでございますけれども、しかし、今日なお改善すべきことがあるかもしれない。そして、御指摘があつたことは過去の経理に関するものがその時点では主でありましたけれども、それを検討する過程で、現在もなおその反省、検討の中から生かすべき改善策が生まれてくるかもしれません。それがあるならば迅速にその改善策を立案すべきだということで、解明と改善策の企画立案、これを大きな任務として予算執行検討委員会をつくったわけであります。

それはしたがつて、我が警察庁の中におけるそういうことをやるためにプロジェクトチームでございまして、最終的にはその委員会において判断し、調査され、また、企画されたことを警察庁として受けて、そして国家公安委員会に報告をいたして、その上で、承認をされたものについて逐次公表をし、また、措置をしていく、こういうも

のとしてつくりました。

したがいまして、審議経過が問題ではなくて、問題ではないというとちょっと語弊はありますけれども、主ではなくて、一体そこから何が出されるか、その成果が問題であり、私どもが要求した内容でございます。

それからいま一つは、過去にも国会で開催された御議論がございましたけれども、こういう問題についても、しかし、現在の警察制度は国家警察ではありません。それはなぜかといえば、戦前の警察制度と終戦直後の警察制度のどちらのよしを考慮して現在の制度ができた五十年になりますが、この制度、ある意味で中途半端と見えるところもあるかもしれませんけれども、民主的な警察の管理運営と能率的な任務遂行の調和を求めてきた制度である。

私は、きょう、もう限られた時間なので、全国のどこに警察署も、すべて電話帳から抽出してい

る、警察署からの指導がないとできないようなところで指摘をされてきたことがまさにいろいろなところでの内部告発という形で出てきている。

私は、きょう、もう限られた時間なので、全国のどこに警察署も、すべて電話帳から抽出してい

る、警察署からの指導がないとできないようなこ

とであります。

この制度にのつたときに、今回の問題をどう処理するかというに当たって、基本的には、その事務を委任され、現在は自治事務として整理されている都道府県警察の事務については都道府県公安委員会が責任を持つて処理する、それを受けたままにこの委員会に中間報告をするといつたことをすべきであるということで、とりあえず早急に道県において調査をし、そしてそれを早く仕上げて、次につなげていきたいということで、私どもはそれを見ているところでございます。

○原口委員 いや、もうそこはすつと議論してき

きたわけです。

大臣、警察法の改正の大きなところは何かという質問を警察庁長官にしたんですが、ポイントは十二条の二なんですね。国家公安委員会が警察庁に対する指示を具体的または個別的な事項にわたつてできるようにする、これは大きな前進なんです。そして、国家公安委員会は、前項の規定によつて指示をした場合において、必要があると認めるとときは、その指名する委員に、当該指示に係る事項の履行の状況を点検させることまでできる

わけです。これはほど強い権限やチェックの条項を入れた、それはなぜかといえば、戦前の警察制度と終戦直後の警察制度のどちらのよしを考慮して現在の制度ができた五十年になりますが、この制度、ある意味で中途半端と見えるところもあるかもしれませんけれども、民主的な警察の管理運営と能率的な任務遂行の調和を求めていた制度です。

それはほど警察をめぐる危機的な状況というの

であります。それはなぜかといえば、戦前の警察制度と終戦直後の警察制度のどちらのよしを考慮して現在の制度ができた五十年になりますが、この制度、ある意味で中途半端と見えるところもあるかもしれませんけれども、民主的な警察の管理運営と能率的な任務遂行の調和を求めていた制度です。

私は、きょう、もう限られた時間なので、全国のどこに警察署も、すべて電話帳から抽出してい

る、警察署からの指導がないとできないようなこ

とであります。

この制度にのつたときに、今回の問題をどう処理するかというに当たって、基本的には、その事務を委任され、現在は自治事務として整理されている都道府県警察の事務については都道府県公安委員会が責任を持つて処理する、それを受けたままにこの委員会に中間報告をするといつたことをすべきであるということで、とりあえず早急に道県において調査をし、そしてそれを早く仕上げて、次につなげていきたいということで、私どもはそれを見ているところでございます。

○原口委員 いや、もうそこはすつと議論してき

たところで、先ほど太田議員が指摘をされたよう

です。

先ほどの予算執行委員会の中で検討してきましたと言つたけれども、一ヵ月以内でこういうものが出ていますよ。場合によつては、これはあつものに懲りてなますを吹くやり方をやつたのかもわか

らない。本当に捜査がそれでいいかどうかわからぬ。私たちも国会の中でも何の議論もできない。うち、こういうことを発表されている。にせ領収書は私はいかぬと思うけれども、別の見方もあります。その議論の過程が見えないんですよ。

領収書、どのような使途にされたのか、使途不明の部分について徹底的に解明するおつもりがありますか、警察庁長官。

そして、警察庁の関与はなかつたのか。福岡県警では警察官の上申書もあるやに聞いています。が、これからます、こういう、正義を守ろうという人たちが、いやこんなことでは正義は守れないという内部告発がふえてくるんじゃないかな。それにつきつかり情報をおオープンにすることによって国民の信頼をかち得るしかないんじゃないかなと思ふ。ですが、もう一回警察庁長官にお伺いします。

議論の過程を表に出してください。調査の今の現状を、大臣にお伝えになつてあるところだけです。結構ですから、警察庁としてどのような調査をつままで、私たちにまとめて報告をするおつもりがあるのかないのか。ぜひ教えてください。

○佐藤政府参考人 もう御案内かと存じますけれども、それぞれの県で調査をしている過程でもなかなか、関係者の人数も多いことですし、書類の問題もございまして、思いのほか時間がかかることがあります。したがって、できる限り迅速にこれをやり遂げてほしいと思いますし、私どもそれを督励しておりますけれども、この時間がいつまでということについてはなかなか申し上げにくい状況にございます。

ただ、それでは議会その他の皆様の御要請にこたえ得ないのであります。それで、それぞれの県において中間報告という形でとりあえずの報告をさせていただいたということでございます。したがつて、調査結果が出来まして、そして申し上げるべき時期には、これは私どもの方で責任を持って

御報告を申し上げなければならないと思つております。

なお、領収書の問題につきましては、かねてから議論がございました。本当にそれで協力者が確保できるようになるのか、現在の協力者がその協力を継続していく状況になるのではないか、もちろんの意見がございます。しかし、我々としては、やはり警察行政全体が適正に行われていると

いうことを確保していくことの方がより大きい益であろうと決断をした次第でございまして、また、そのあたりのことは現場の意見も引き続き聽取しながら、どのように具体的に進めていくかについては検討を重ねていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○原口委員 もうこれで質問を終えますが、大臣、国家公安委員会自身もその存在の意義が問われているということを申し上げたいと思います。

最後に委員長、資料の請求をしたいと思いま

す。

福岡県警から出てきた中間報告には、関係書類について開示を要請し、これは理事会でお諮りいただけますでしょうか。

○山本委員長 理事会で協議させてもらいます。

○原口委員 大臣におかれましては、ぜひ、国家公安委員会、これは国民が設立をした中立的な組織であつて、警察を守る組織ではありません。警察の誇りや捜査員のプライド、これを私たち自身、国民は全員が守らなきやいけない。それが今危機にさらされているということを申し上げて、質問を終えます。

ありがとうございました。

○山本委員長 次に、島田久君。

○島田委員 民主党・無所属クラブの島田久であります。

今回の質問に当たりまして、民主党の筆頭理事

ろ、こう言われましたので、幾分が外れているかもしれませんけれども、長官を中心に質問をさせていただきたいと思います。

古くは、明治の川路利良大警視の時代、戦中の政治公安警察、そして民主的な警察へ転換をして、オイコラと言われた警職法の改正、それらを経て今日に来ている。警察官そのものは私どもの身近なところで国民生活に携わっているし、警察官そのものの誇りと警察魂というようなものを、

戦後すぐの時代には、あるいは今までそうかも

しません、そういう魂を持つおられたと思うですけれども、今のこういう警察の不祥事などを見ていると、こういう本当の意味の国民のためのあるいは国民に開かれた警察として、その心は本当にどこに行つたんだろうか。あるいは、北海道で内部告発されている人の気持ちというものは、そういう気持ちがあつたのではないだろうか。あるのではないだろうか。

私ども、そのことを信じながら、やはり国民のために警察がどうあつたらいいかということを今こそ真剣に考えていかなければならぬ時期だと

思ふんですけれども、長官はその辺についてどうお考えでしょうか。

○佐藤政府参考人 今るるお話し下さいました

ようなこと、全く同感でござります。

それで、今日我が国の警察の第一線がどうであ

るかということ、これが一番こういう状況のもとで国民の皆様が心配になることであり、また我々も一番気にかけているところでございますが、例えで、具体的な例で恐縮でございますけれども、ちょうどこの問題が起きててぎやかになりました折でございましたが、全国の駐在所、交番で勤務しているます勤務員の、昨年一年間の勤務ぶりなり勤務実績が非常に顕著であったという人たちの集まりがございました。したがつて、駐在さんが大半でございました。

そして、私もあいさつをしたのでありますけれども、彼らに、我々はどんなことがあつても目の前に国民がいるんだ、住民がいるんだ、彼らが

我々を必要とする限り我々は全力を挙げてその任を全うするのみだ、長官あなたもひとつ頑張りなさいということで背中をたたかれまして、警察と

いうのはそういうものじゃないですかと。改めべきは改めていかなきやいけないけれども、我々の組織、我々の組織の中にいる一人一人を住民が待つておるし、その活動に期待しているんだから、それをやり抜いていくべきだという声でございました。

一方、間を置かずして、私は、ある警察の銃器

対策部隊を激励、視察に参りました。テロ情勢が

厳しいということでありましたから、日ごろ以上

の訓練を重ねおりましたけれども、彼らは、一

朝事ある、その一事のために訓練を重ね、私の目

の前で必死の銃撃をやりました。

私は、現在日本の犯罪情勢及びテロ情勢を考

えましたときに、過去に例を見ない事態にあると

思いますが、現場の警察官がかくして勤務してく

れていますが、また我々はそれを支え続けなけれ

ばなりませんが、そうである以上、我が国の治安維持はやり抜ける、こう考えている次第でございました。

私は、現在日本の犯罪情勢及びテロ情勢を考

えましたときに、過去に例を見ない事態にあると

思いますが、現場の警察官がかくして勤務してく

れていますが、また我々はそれを支え続けなけれ

が答弁されました警察協議会、地域との接点において警察協議会というものを設置して、そこがある面では刷新会議の中でもう一つ重要な柱になつてたと思うんですけれども、なかなかそれが現実的に今進んでいないようなんですねけれども、それらについてどう考えているかということ。

もう一つは、時間がありませんので、今度の警察法改正の中で重要な改正のポイントが幾つかあつたと思うんですね。私は、そういう中で、前回は生活安全課という形で国民生活に直結した形の組織改正であった。今回行われた警察法改正の中で、特に今の事態、テロだとかいろいろなそういう事態に対してどう対処するかということで、予防的な措置というものについてどう対応するかということについての組織改正だと思っているんですね。

それと同時に、治安という問題に対して理念がないと私は思うんですけども、長官自身、治安をどうするかということをよく言いますけれども、法律的な規定は探してみてもどこにもないし、警察として、では、治安といふものに対して現状のような状況の中で本当に理念があるのかどうかということについて、幾分私は疑問を持つているんですけども、長官、最後に、その辺のことについてどうお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤政府参考人 二問お尋ねでございますけれども、二番目の方からお答えをさせていただきたいと存じます。

私は、確かに、そもそも治安とは何ぞやという根本問題があろうと思います。それで、この治安の問題を国民が身近な問題として感じ始めたのは、実はつい最近ではないのかと感ずるわけあります。ですが、そういうことで思いますと、直接的なお答えにならなくて恐縮でございますけれども、私は、今日本国民が求めておりますもの、そして我々が願望しておりますものは、かつて我々が世界に誇った日本の治安の復活じゃないか。あの当

時の日本はよかつたよねという、そういう状態、それが我々の求めるべき治安の姿なんだろう。しなつて、今手を打つておりますのは、治安の回復とかし、そこにどうして我々が近づいていくか。そこで、今手を打つておりますのは、治安の回復ということを申し述べ、そして犯罪の抑止ということに力を注いでいるこう。

一方で、新しい脅威がござります。それは何かといえば、組織犯罪であり、サイバー犯罪であり、そして国際テロリズムでござります。これらを防ぐにはどうするかということで、今委員お話をございました予防ということが、犯罪の面においてもございましてもテロの面におきましても、重要な課題になつてきている。それをやり抜いていくことが日本のおさけを回復させ、復活させていくことにながつていくだろうと思っております。

ただ、一点申し上げておくべきは、日本はそういう状態でありますけれども、諸外国に比べればまだまだ日本の治安はよろしいであります。これは欧州各国の治安機関、アメリカの治安機関がひとしく我々に語つていています。

ただがつて、今だからこそやらなきやいけない。でないと、欧米の、もとへ戻ることができないうかと、ということについて、幾分私は疑問を持つて、長官、最後に、その辺のことについてどうお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

あと、警察署協議会の問題でございますけれども、これは確かに発足してまだ三年でござります。いろいろな形に変形をしていつておりますけれども、例えば消防団と一緒にパトロールしたたらどうかとか、あるいは郵便局と連携したらどうかとか、いろいろな御提言がございまして、その警察署協議会から出された御提言を警察行政の中に生かしていくことがたくさん出てまいっておりますなど、私は、これを、改善すべきは改善しなければいけませんけれども、しかし、基本的な方向としては、署長が自分の言葉で直接市民に御説明をし、直接意見を聞く。従前の警察の外郭団体ということではなくて、一市民の皆さんからそ

ういう関係でやりとりを行なう。こういう組織は大事な組織であるので、これを、しかも警察法で定められた組織でございますので、ぜひ発展させてまいりたいと思っております。

○島田委員 ゼビ長官に、改善と解明のために御努力されることをお願い申し上げまして、終わらせています。

ありがとうございました。

○山本委員長 次に、大畠章宏君。

○大畠委員 民主党の大畠章宏でございます。きょうは、警察庁長官も同席をしていただきて、この不正経理疑惑問題についての二回目の集中審議ということで、私も、これまでの審議を踏まえて、国家公安委員長をして長官に質問をさせていただきます。

冒頭に、国家公安委員長にこれまでの経緯を少し整理してお伺いしたいわけですが、月曜日、私は、武力攻撃事態対処に関する特別委員会で、総理にこの問題についても聞きました。これは、消防署あるいは警察というのが、地域の、国民の安全を守るために大変重要な役割を担いますが、まずはその初動作のときには警察と消防なんです。そういう意味で、警察の住民からの信頼というものを回復するため、大変重要な段階に入っていますから、今回の不正経理問題について総理はどういう認識を持っておられるかと、いうことについて、総理は、この問題は全国的課題であるというふうに認識しているというお話をはつきりされました。

国家公安委員長は、そうではない、これは地域の問題であるという指摘を当初されておりましたが、この問題について、改めて国家公安委員長の御認識を最初に伺います。

○小野国務大臣 お答えを申し上げます。

総理は、不正経理の問題は、一部の道具の警察署協議会から出された御提言を警察行政の中に入つて、改めて国家公安委員長の御認識を最初に伺います。

国家公安委員長は、そうではない、これは地域の問題であるというふうに認識しているというお話をはつきりされました。

○小野国務大臣 半分半分と申し上げていいの御案内とのおり、現に事案がある場合にはその事案に対処をして、不正事案に対処していなかつて、いざながれでございませんけれども、このような治安の悪さの中で全都道府県四十七を全部そのような対象としていくということは、いささかそれは私の考えているところではないということを申し上げたわけでございます。

○大畠委員 国家公安委員長が就任される前からしませんが、もう一度、この平成十二年七月十

三日の警察刷新会議における緊急提言というのをよく読んでくださいよ。そんな話じゃないですか、公安委員長。そういう御認識だからこの問題、なかなか、泥沼に入り始める。

かつて、私の郷里におきました梶山静六先生も国家公安委員長をされていましたが、梶山先生が国家公安委員長だったら、こんなにいたらくの、調査が進まない、そして指示出したってシユレッダーにかけられる。国家公安委員長の指示が無視されているんですよ、それもどうも意図的に各署でやられているような感じもするんですよ。

もう一回聞きますよ。国家公安委員長の指示といふのは、電話で指示するんですか。

○小野国務大臣 その件に関しましては、何をもつて指示をするかというのは後日に私自身もわかつたことでござりますけれども、それはやはり指示の徹底ということの中に、期日も少なかつたことから電話をもつてまずは連絡したということは了解いたしませんけれども、その指示をされた方の対応が余りにも、シユレッダーにかけた等々、私自身も少々あきれ返るような結果が出たということは、まさにざんきにたえない思いでそれを拝聴したわけでございます。

○大畠委員 そこで、佐藤長官。

国家公安委員会で決められた通達が、単に電話だけを行つたと。二十四日にされて、そして二十九日にだつたですかね、シユレッダーにかけられました。

これは、長官として、国家公安委員会の決定というものを徹底させる責任があるんじゃないですか。長官は、この問題について、単に地元の警察さん十人ぐらいを処分しただけで済むんですか。この証拠というものを保全しろという指令が出た

んですよ。私たちが何のためにこの委員会を、何回も何度も集中審議しているんですか。

これは、長官、そんな簡単な話じゃないですか。公安委員会で決めたんだ。公安委員会の指示を守るのが今度は警察庁の仕事だよ。ところが、その指示が単なる一本の電話で、それが伝わっていなかった。

○佐藤政府参考人 今回の平成十年度に係る会計書類の保存の問題につきましては、たしか三月の二十四日であったと思いますけれども、あと一週間しか残りがないということで、とにかく迅速にその趣旨を伝達するというために電話という方法を選択したところでございます。

今、御指摘のように、その結果が、一部とはいえ、また、四月一日以降に処理すべきものであるにかかわらずその前日に処理をしてしまったということは、まさに遺憾のきわみでございます。

今おしかりをいただいたこと、まことに申しわけない結果を生じさせてしまつたけれども、連絡の不徹底、その確認をしなかつたということを深く反省している次第でございます。

○大畠委員 私は、長官、この問題は単なるそ

ういう話だけじゃないんですよ。例えば、人命にかかわるような話が国家公安委員会で決議され、警察庁に行つた。それも口頭で言つて、文書化はしていない。その通知が行つてないために人命が損なわれたらどうするんですか。国家公安委員会で決められたものはきちんとやつてくださいよ。あとはどこも警察庁をコントロールするところがないんですよ。その国家公安委員会で決められたことが、急ぐから電話したと。

例えは、このワープロ、私もこれはぱつと打ちますよ。三十分からならない、十分ぐらいでできちゃいますよ。そしてそれを一齊にファックスする、今は機器があるでしょう。電話かけたら大変でしょう、四十七都道府県に、もしもし北海道で

すか、もしもし福岡ですか、そんなことやつてい

るんだつたら、文書化してやる。あるいは、電話連絡をどうしてもしたかつたら、後ほど文書化して、同時通報的に、夕方でもいいから出すべきじゃないですか。そんな、電話連絡も、受けた人がメモ書いて、そういうものなんですか。国家公

安委員会で決められたということは。

公安委員長。結局、公安委員長がどんなに努力したって、警察庁から下部におりないということなんですよ。これ。それは自衛隊だって警察だって消防だってそうだけれども、一分一秒を争うような話があるんですよ。

長官、そんな感じの警察庁なんですか。おかしく思いませんか。あれからもう一ヵ月たつた

て文書化されていないんでしょう、その問題は。ただ単に電話だけなんですか。長官、そんな感じの情報伝達ルートしか持つてないんですか、長官のところは。もう一度、それだけじゃダメですよ。

○佐藤政府参考人 もちろん、伝達の方法は幾つかあるうと思います。今回その方法を選択したと

いうのは、先ほど申し上げた理由でございます。なお、管区局を通じまして、その管区局の管内にある警察本部に対しては、管区局から連絡を、伝達をさせたということです。

確かに、危急の折にはどうするのかということはござります。無線でやる場合もございますし、それはござります。あるいは電話でやる場合もございますし、それはいろいろございます。電話も、いろんな電話がござります。それは事態と状況によりますけれども、今回の伝達は、先ほど申し上げた理由によつてその方法を選択したということです。

○大畠委員 この問題は、私は非常に重いと思うんですよ。三十分からならない、十分ぐらいでできちゃいますよ。そしてそれを一齊にファックスする、今は機器があるでしょう。電話かけたら大変です。その国家公安委員会で決められたことが、急ぐから電話だけ、文書化はされていな

い。

文書というのは便利なんですよ、壁に張つておけばいいんですから。署員がみんな見るでしょう。指名手配のものだつて張つてあるでしょう。私も警察署に行くと、指名手配、ずっとありますよ。通る人がみんな見るんだ。公安委員会の決定事項というのを、ぱつと、まあ金縫か何かわかりませんが、張つておいて、そしてやれば、みんな見るでしょう。電話メモなんか、なかなか見ませんよ。だから、一週間後、処分しちゃつたんだよ。

こんなでいたらくな警察庁内部の情報伝達ルートというのは、私は本当にびっくりしましたね。小さな企業だつて、みんな文書化していますよ。ましてや、国家公安委員会で決められた伝達が一本の電話なんというのを考えられない。そして間違つて処分したところが、今、あれですか、福岡、それから神奈川、愛知、一齊に始めていましてや、国家公安委員会で決められた伝達が一

事項というのを、ぱつと、まあ金縫か何かわかりませんが、張つておいて、そしてやれば、みんな見るでしょう。法律上、国家公安委員会しかな

いんですから、警察庁のコントロールをするところはないんです。その国家公安委員会で決められたことは、まさに遺憾でございます。

例えは、昔の侍だったら、あなた、衣服の中に

何か持つていませんか。持つていない、武士に二言はない。いや、どうしても見せてください。どうしても見たいというんだつたら、もしも何もなかつたらおまえの命をとるぞと言つてばつとあけない。何もない。それが待ですよ。ところが、だめだ、捜査上の秘密だ、そう言つて否定しておいて、裁判官といいますか、番所に行って、いや、あなたは市民の要求にこたえて中身をあけなさい。あけてみたら、いろんなものが入つていただ。これじや、市民が信頼しろといったて無理じやないです。

警察庁長官、今回の一連の不正經理問題について、長官としてどういう感覚でこのニュースを受けとめておられましたか。もう一度、この一連の不正經理疑惑問題について、疑惑じゃなくて、もうこれは確定しましたね、不正經理に関する長官としての御認識をお伺いしたい。

○佐藤政府参考人 捜査費あるいは捜査報償費といふお金は、警察が課せられました任務を達成する、そのうちの、捜査の分野においてその職務執行に必然的に必要な、伴う、そういう経費として容認をされたものであります。それが、しかも、当然公金であるというにもかかわらず、それが適正な定められた手続にのつとつて執行されていかつたことが判明したということについて、は、まことに深刻に受けとめている次第でござります。

もとより、最終的にそれがどういう用途に使われたのかということもこれまた重要なことでありますので、これも含めて現在調査中でありますけれども、それがし終えましたときには、我々としても、それがし終えましたときには、我々として、一体那辺に問題があり、また、今後に生かすべきは何かを含めまして、総括をしなければならないと思つております。

なお先ほど御指摘ございました静岡の件でございますが、これは、私の記憶に誤りがなければ、いわゆる職員旅費といいまして、捜査とはかわりのない旅費ではなかつたのかなと思います。ただ、争いましたのは、そのときの条例のも

とでは警察本部が情報公開の条例の実施機関ではなかった、しかも、その書類の保管管理がどちらにあつたかということについての争点があつたのではないかたかなと、ちょっと記憶で、恐縮ですけれども、そういう記憶がござりますので、申し述べさせていただきました。

○大島委員 もう一つ、私は、長官の口からぜひお伺いしたいのは、これは私に答えるくていいんです、全国の警察官と警察のOBの皆さんにこれから呼びかけてもらいたいんです。

というのは何かというと、例えば、原田さんにに対する誹謗中傷、おどし、それから福岡での、これはもう実名を言つていいのかどうかわかりませんが、内部告発されてテレビにも出しています

心ない、内部の警察官の一部の方とOBの方から出ているんですが、もうそんな行動はやめろと。

先ほど参考人質疑のときになりました、徹底した事実解明と情報公開、これしかもう警察の信頼を回復する道はないんです。内部告発をされて、それが全部うそだったというのならないですよ。

事実、北海道でも認めたでしょう。最初は、ないと言つたんだから。福岡でも、ないと言つたんだけれども、やっぱり認めた。静岡でも認めた。そ

うしたら、内部、私も長官と同じ警察官のOBですが、すごく心悩みながら告発しているんです。

警察官の誇りを守るために。

だから、長官から、現職の皆さんと、それからOBの皆さんに、このマイクを通じて全国に指示してください、内閣問題があるならばみんな言つてきてくれる、そして、一体那辺に問題があり、また、今後に生かすべきは何かを含めまして、総括をしなければならないと思つております。

もとより、最終的にそれがどういう用途に使われたのかということもこれまた重要なことでありますので、これも含めて現在調査中でありますけれども、それがし終えましたときには、我々としても、それがし終えましたときには、我々として、一体那辺に問題があり、また、今後に生かすべきは何かを含めまして、総括をしなければならないと思つております。

○大島委員 私は今の話を聞いてよかつたなと思うんです。何回も私は申し上げますが、福岡の警察本部に行つたときに、一枚のポスターがありました。これは何回もこの委員会で言つていますから皆さんは御記憶かもしれません、「プライドを持つ、そんな生き方がある 警察官募集!」私は、まさにそれが警察の一番の神髄だと思うんです。

だから、長官から、現職の皆さんと、それからOBの皆さんに、このマイクを通じて全国に指示してください、内閣問題があるならばみんな言つてきてくれる、そして、一体那辺に問題があり、また、今後に生かすべきは何かを含めまして、総括をしなければならないと思つております。

○大島委員 私は今のお話を聞いてよかつたなと思うんです。何回も私は申し上げますが、福岡の警察本部に行つたときに、一枚のポスターがありました。これは何回もこの委員会で言つていますから皆さんは御記憶かもしれません、「プライドを持つ、そんな生き方がある 警察官募集!」私は、まさにそれが警察の一番の神髄だと思うんです。

長官はこの警察刷新に関する緊急提言というのではなかつたかなど、ちょっと記憶で、恐縮です。けれども、そういう記憶がござりますので、申し述べたことがあります。これがその姿勢の基本であり、すべきだと思います。

したがつて、個々の人がどういう言動に及んだか私は承知いたしませんけれども、組織としては、そういう姿勢でこの問題に対処しているといふことを申し上げたいと存じます。

○大島委員 長官、今、一連のお話を申し上げてまいりましたけれども、どうも私は、いま一つこの問題についてなかなか前に進まない、そしてぼろぼろぼろぼろ出てくるんです。警察のいわゆる信頼が徐々に徐々に落ち始めているんですよ。それが全部うそだったというのならないですよ。かつて雪印の問題がありましたが、信頼が落ちてしまつたら、住民からの協力もなくなつてしまふんですよ。

長官に大失礼かもしれませんが、長官は、この裏金問題を見たり聞いたり、あるいは触れたりしたことはありませんか。

○佐藤政府参考人 私自身は、そういう経験をしておりません。

○大島委員 私は今の話を聞いてよかつたなと思うんです。何回も私は申し上げますが、福岡の警察本部に行つたときに、一枚のポスターがありました。これは何回もこの委員会で言つていますから皆さんは御記憶かもしれません、「プライドを持つ、そんな生き方がある 警察官募集!」私は、まさにそれが警察の一番の神髄だと思うんです。

警察本部に伝わつたら、約束違反だと言つて、全部資料を持っていつちやつた。

そこで、ちょっと国家公安委員長にお伺いしたのですが、警察法の第五十条、「警察本部は、国家公安委員会が道府県公安委員会の同意を得て、任免する。」道府県公安委員会は、国家公安委員会に対し、警察本部長の懲戒又は罷免に関し必要な勧告をすることがでります。」といふんです、こういう、県民から信頼を失つてしまつた本部長がそのままいいんです。

私は、前回のとき、言いましたよ。全国の公安委員長を集めて、一度、こういう問題について、

ですから、その辺はいかがでしたか。

○佐藤政府参考人 最終的にどこで扱つたかといふのは、ちょっと私も記憶はございませんけれども、あの当時は、たしか京都の地方にあります土地をめぐる紛議がございまして、そして、その土地に関して事件が内在しているかもしれないといふことで捜査をしていましたということはございません。

○鶴田委員 それじゃ、そういうことだということで、結局、長官は、先ほど、この問題で物をもらつたことはない、こう言つてゐるわけだけれども、では、武富士の関係者との顧客情報漏えい問題でお会いになつたことはありませんか。

○佐藤政府参考人 その顧客漏えい問題と、いうのはどうということを指しているのか、ちょっと判断いたしませんけれども、少なくとも、それらを含めて私は相談を受けたことは、先ほど御指摘にあつた、恐らく私が申し上げた土地に関するこゝといたしまだらうと思ひますけれども、私は、福田さんが見えたのは記憶にありますけれども、もう一方については記憶がありませんし、そのときに話になつたのはその土地の問題であつたろう。それを切り出されたような記憶はございませんが。あとのこと、その余の問題について相談にあつた、ないしはお尋ねをいただいたというこゝとはございません。

○鶴田委員 すると、福田さんがいたことはわかつてゐると。もう一人が、もう一つよくわからぬということですな。

○佐藤政府参考人 福田さんは私どもの先輩ですので、これはよくわかつております。私、恐らくお一人じやなかつたかなと思います、私が部屋でお会いしたのは。そして、その土地の問題はどう切り出さずに行かれたような記憶でございました。したがつて、私、何を相談されたのかよくわからぬというのがあの当時の実情でございました。

○鶴田委員 けつたいな話やねと私思いますわ。つまり、最初はもう一方いたんじやないかという

話で、今度はいないんじやないかと。あやふやだ

ということだけ指摘しておきたいと思うんです

というのは、相手は、相手というのは藤川氏

は、裁判をやつてゐるわけですよ。そこで、九

二年当時の話としてわざわざ二回も別の裁判で陳述をして、それ自身は、その二つの内容は藤川氏

の方が勝訴してゐるんですね。その中に陳述書をそれぞれ出しているわけですが、その

中にわざわざ二回も触れられている。しかも、名前も言い、お仕立て券も言ひ、片つ方には額面も

言ひということになつていてるぐらい、彼の方が鮮明なのに、あなたの方はもう一つ、福田さんだけはおつたけれども、最初は一人、もう一人おつたかな、次はいなかつたんじやないかなと。

こんな時期柄で、そういう問題になつていてるところに、私はいかがなものかなというふうにだけ言つておきたいと思うんです。仕方ないで

すよ、時期が違うんだから、事実認識が違うんだ

から。ただ、そういう事実について、相手はそ

う言つておられる点、見はつたと思つんです。

○佐藤政府参考人 今御指摘のお話を私が耳にし

たのは、昨年ある本が出版されまして、その本の

中で初めて、えつと思つたわけです。したがつて、平成四年から平成十五年までの間、このことについて私は仄聞したことなどがございませんでした。

そして、その本の中には、その著者はまた別

の、今お話のあつた人物の証言を引いておりまし

て、実は、自分は物のやりとりをしたところを見

つけたことはかりかねますけれども、先ほども

ちょっと御答弁を申し上げたことでござりますけ

ども、問題は、その話された内容が事実なのかどうか、そして、もし事実だとした場合にそれを

警察としてどう受けとめるか、受けとめるべきか

ということであろうと思ひます。

そして、現在は、そのお話の中身については真

摵にそれを受けとめて調査しなければならない、

そういう内容のものであるということで、北海道で、渡した話を、自分は見たわけがないという話で、度した話を、自分は見たわけがないという話

をしているだけで、その内容を訂正しているわけじゃないんですよ。そこだけは、あわせて言つておきたいと思います、せつかくですから。いやいや

ね。こういう問題というのは、私、思つんで

せんね、こういう問題というのは、私、思つんで

ます。

つまり、これほどの方面本部長が出たという

のは珍しいですね。今までもつと、それは内部告発もいろいろありました。しかし、これほど

の幹部が、ずっとやつてきましたとここまで言つた。しかも、私から直接会うてまへんで。それは

まだ長官の方が会える期間はあつたかもしだけ

れども、しかし、この問題で何が当たつているか

が、道警の原田元方副本部長の告発だと思うんですね。原田氏はこのときの心境をいろいろ述べておられる点、見はつたと思つたけれども、最初は一人、もう一人おつた

かといふのに、私はいかがなものかなというふうにだけ言つておきたいと思うんです。仕方ないで

すよ、時期が違うんだから、事実認識が違うんだ

から。ただ、そういう事実について、相手はそ

う言つておられる点、見はつたと思つた

ところに、私はいかがなものかなというふうにだけ言つておきたいと思うんです。だけれども、そういう

警の信頼が失われていく中で、現場の警察官やそ

の家族の人はさぞ肩身の狭い思いをしているので

はないでしょうか、一日も早く現場の警察官が誇りを持って仕事ができるようになつてもらいたい

い、こうおつしやつていてる。

つまり、告発したところの問題の中心は、何と

かこれを直さなくちや大変なことになる、直して

こそ初めて誇りが持てるんだということで告発し

ていると思うんですね。この思いについて長官官

は、率直に言つてどのように受けとめられますか。

○佐藤政府参考人 私は、直接あるいは間接にも

話を彼から伺つてはおりませんので、その心境に

ついてははかりかねますけれども、先ほども

ちょっと御答弁を申し上げたことでござりますけ

ども、問題は、その話された内容が事実なのか

どうか、そして、もし事実だとした場合にそれを

警察としてどう受けとめるか、受けとめるべきか

ございます。

○鶴田委員 まあ、あれやね、血が通わなあきま

せんね、こういう問題というのは、私、思つんで

ます。

つまり、これほどの方面本部長が出たとい

うのは珍しいですね。今までもつと、それは内部

告発もいろいろありました。しかし、これほど

の幹部が、ずっとやつてきましたとここまで言つた。しかも、私から直接会うてまへんで。それは

まだ長官の方が会える期間はあつたかもしだけ

れども、しかし、この問題で何が当たつているか

が、道警の原田元方副本部長の告発だと思うん

ですね。原田氏はこのときの心境をいろいろ述べておられる点、見はつたと思つたけれども、最初は

おつしやつていてる。

彼は、昔の仲間からも裏切り者としてのそしり

を受ける覚悟をしながら、裏金問題でこのまま道

警の信頼が失われていく中で、現場の警察官やそ

の家族の人はさぞ肩身の狭い思いをしているので

はないでしょうか、一日も早く現場の警察官が誇

りを持って仕事ができるようになつてもらいたい

い、こうおつしやつていてる。

つまり、告発したところの問題の中心は、何と

かこれを直さなくちや大変なことになる、直して

こそ初めて誇りが持てるんだということで告発し

ていると思うんですね。この思いについて長官官

は、率直に言つてどのように受けとめられますか。

○佐藤政府参考人 私は、直接あるいは間接にも

話を彼から伺つてはおりませんので、その心境に

ついてははかりかねますけれども、先ほども

ちょっと御答弁を申し上げたことでござりますけ

ども、問題は、その話された内容が事実なのか

どうか、そして、もし事実だとした場合にそれを

ござります。

○鶴田委員 まあ、あれやね、血が通わなあきま

せんね、こういう問題というのは、私、思つんで

ます。

つまり、これほどの方面本部長が出たとい

うのは珍しいですね。今までもつと、それは内部

告発もいろいろありました。しかし、これほど

の幹部が、ずっとやつてきましたとここまで言つた。しかも、私から直接会うてまへんで。それは

まだ長官の方が会える期間はあつたかもしだけ

れども、しかし、この問題で何が当たつているか

が、道警の原田元方副本部長の告発だと思うん

ですね。原田氏はこのときの心境をいろいろ述べておられる点、見はつたと思つたけれども、最初は

おつしやつていてる。

彼は、昔の仲間からも裏切り者としてのそしり

を受ける覚悟をしながら、裏金問題でこのまま道

警の信頼が失われていく中で、現場の警察官やそ

の家族の人はさぞ肩身の狭い思いをしているので

はないでしょうか、一日も早く現場の警察官が誇

りを持って仕事ができるようになつてもらいたい

い、こうおつしやつていてる。

つまり、告発したところの問題の中心は、何と

かこれを直さなくちや大変なことになる、直して

こそ初めて誇りが持てるんだということで告発し

ていると思うんですね。この思いについて長官官

は、率直に言つてどのように受けとめられますか。

○佐藤政府参考人 私は、直接あるいは間接にも

話を彼から伺つてはおりませんので、その心境に

ついてははかりかねますけれども、先ほども

ちょっと御答弁を申し上げたことでござりますけ

ども、問題は、その話された内容が事実なのか

どうか、そして、もし事実だとした場合にそれを

ござります。

私は、この記事は、一般国民のそういう常識と

しては普通だと思いますが、こういう思

いというのは長官は、一般国民がそういうふうに

思ひます。

思つてはいることも否定なさいますか。その辺はいかがですか。

○佐藤政府参考人 今御指摘のようなことが指摘され、報せられておりまして、それが警察に対し信頼を揺るがせておる。そういう私とそのように認識をいたしております。そういうことでござりますから、私としては、この問題について、こういうことが生じないようについて、過去におきましても、逐次、システムの改善でありますとか、意識の改革でありますとかを行つてまいりました。特に、平成十二年の警察刷新会議の提言を受けまして以降、さらにきめ細かく、いろいろな措置をとつてまいりました。そして、今日、この問題が指摘をされまして、もう将来にわたつて絶対これは起き得ない、どうやつても起き得ない、そういうことにしておる問題を取り組んでおりますし、現在はそういうことはないと信じておりますけれども、そういうことで、将来に向けて、我々は、現在指摘されている問題をそのためにも受けとめて、しっかりと解説をし、改善策を図つていかなければならぬ、そのように思つております。

○穀田委員 長官、もうお出になるということですけれども、私は、さうも午前中の参考人質疑でもあつたんですけれども、三つのことが必要だと思つますよ。

本当にこれは底の底まで徹底して洗う、究明するといふこととあわせて、国民監視の目にさらさない限りだめなんですよ、これは。その意味で、徹底した情報公開、この二つを言つてはりました。私は、もう一つやはり大事なのは、普通の会社だって同じなんですよ。どこだってそういうことはあり得るんですよ。その場合に、どうしたらそれを、今お話をあつたように絶対と、こういうふうに思つてはいるのではないかということについて、第三者的機関のそういうチェックが、したがつて第三者的機関のそういうことを申し上げて、どうぞ御

退席いただきたいと思つています。

そこで、私は、きょうの参考人の質疑のときにも発言しました、またこれは官房長の吉村さんが答えるんでしようけれども、これまでの、幾つかの警察が中間報告を出しているのを見ました。三月五日、静岡県警、三月十二日、旭川中央署の中間報告、それから、四月六日にも出ています。そして、四月二十日にも出ています。これは吉井議員が指摘したことなんですが、これらの報告を見ますと、特徴があるんですね。

一つは、不正を認めるのは、資料があつて、これがはしゃがないなという部分なんですよ。二つ目

は、一貫して出ているんだけれども、福岡なんかの場合は、一貫して出ているんだが、金額は出てこないんだが、ともかく私的流用はないんだということを言うん

ですね。だから、裏金に使われた、私的にやられただということを徹底して否定する、こういう特徴があるんですよ。三つ目は、先ほど来お話をあり

ましたように、それは参考人質疑でもあつたよ

うに、その人の責任になつてゐるんですね。ひどい

しかし、私が言つたのは、国民は納得している

少しうまく言つたのは、国民は納得してゐる

だけでもね。そういうこともありますか

て、先ほどちらつと福岡県警の場合は額と言つた

だけれどもね。そういうこともありますか

と、その人の責任になつてゐるんですね。ひどい

ことになると、告発をした人の責任だみたいな話になつておるという点は、まあ情けない話です。

したがつて、責任を下部の警察官に押しつけてい

る。こういう点の中間報告で国民党は納得している

ふうにお思ひなのか。警察庁、ぜひお答えいただきたいたい。

○吉村政府参考人 揚げ足をとるようで申しわけないんですが、福岡の中間報告におきましては、当事者は私的流用はないと言つておりますけれども、県警としての取りまとめ分には私的流用の有無については触れておりません。この部分は、したがつて、判で押したように全部同じような中間報告が出ているのではないかということについて、おふうに思つております。

従前大臣からもお話をありましたように、あくまで中間の報告でありますから、全貌をきちんと解説して、その原因なり、だれが本当の責任を実

質的に負うべきなのかということについては、これから早急に解説をしていくべきであろうといふに思つております。

加えて、個別の北海道、静岡、福岡と出ている

わけでありますけれども、ことしの五月から警察

の会計監査をきちんと全都道府県に対してもやろ

うということで実施するようにしておられます

で、これは、会計監査は十五年度分をまず見る

ということになりますが、必要があればずっと前にさかのぼつて抽出をして監査するということにな

りますので、決して、何か言わされたからそこだけやつてお茶を濁しているというわけでもないとい

うことについても御理解をいただきたいと思いま

す。

さつきは、警官はそういうことでよつしやとい

うふうに思つておるやろうかという点はいかがで

しょうか。

○吉村政府参考人 最初のお尋ねの国民の納得度は現場の第一線で懸命に働いている警官が納得するやううか。

さつきは、警官はそういうことでよつしやとい

うふうに思つておるやろうかという点はいかがで

度は現場の第一線で懸命に働いている警官が納得

するやううか。

さつきは、警官はそういうことでよつしやとい

うふうに思つておるやろうかとい

<p

な、これは本當だなというふうにわかることが國民の納得だと思うんですよ。そこを私言つていい

わけですね。だから、かまけていわなければいけない
くて、そういうことが大事なんだ。
しかも、そのことが、今お話ししたように、告
発した方面本部長自身が、いわば組織防衛という
やり方になつてゐるんぢやないか、そして、警察
官はますます肩身の狭い思いをしているぜ、こう
いうふうなことがあるので言つてゐるんですね。
そこで、では一般の新聞は、これらの方々の問
題についてどう報道をしているかということも少
し述べておきたいと思うんです。

福岡の場合はどう言っているかというと、刑事部の捜査員は、架空の情報提供者に対する精算書は何十年前から書き続けてきた。それをとがめる勇闘気は職場ではなく、犯罪を取り締まる我々が不正になれ切っていたと厳しく批判をした。みずから浄化作用でなく、内部告発で認めざるを得ない状況になつた。うなづいて、二月三日付

こうお話ししているのも報道されています。つまり、私が言つてゐるのは、確かに、今国民と、それから一線部隊の人たちというのと、これを解決し、真実であつて究明したということの報道、そういうことの報告をしつかりなされることが、最終的にはそういう確信なり信頼をかち取ることだというふうに思つて指摘したいと思うんです。

そこで、直近の中間報告として、福岡県警が出してゐる問題についてだけ、時間の関係上、最後に、聞きたいと思うんです。

〇吉村政府参考人 平成十年の四月から平成十一年の七月の間での福岡県警の銃器対策課における国費の検査費と県費の検査報償費につきまして
九五年から九年にかけて検査費の不正経理で約六千六百万の裏金をつくったという、福岡県警銃器対策課庶務係長の〇Bが告発したものですが
れども、中間報告だが、県警の会計課は関与して
いたかどうかについてはいかがでしょうか。この辺の一連の関係だけ、最後、質問しておきたいと
思います。

は、もう委員御承知かと思いますけれども、不適正な執行が認められたということを中間報告では述べております。

私は、この点が今後非常に重要な点になるだろうということだけ指摘して、時間ですので質問を終わります。

的な講習の制度を導入することとするものであります。

1

○山本委員長 次に、内閣提出、警備業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小野国家公安委員会委員長。

警備業法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小野國務大臣 二三〇ハニ義頭ニナリマ 一ノ皆輔

（ハ）既存の法律を改正する法律案について、その提案

理由及び内容の概要を御説明申し上げます。警備業は、国民の自主防犯活動を補完または代

行する重要な役割を果たしております。

する需要が増大するとともに、その社会的影響も大きなものとなつてきており、警備業務の適正な

実施に対する要請が強まっております。

れるものとするため、警備員の知識及び能力を向上させる二二二六、警備業務の成績者の保護と

上させるとともに、警備業務の依頼者の保護を図つていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、警備員の知識及び能力の向上を図るための規定の整備についてであります。

その一は、警備業者は、営業所ごとに、当該営業所ごとに二又に及ぶ警備室を設ける。

業所において取り扱う警備業務の区分に応じ 警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている

者から警備員指導教育責任者を選任しなければならないこととするものであります。

その二は、都道府県公安委員会による、警備員指導教育責任者に選任されている者に対する定期

警備業法の一部を改正する法律案

警備業法の一部を改正する法律案
警備業法の一部を改正する法律
警備業法(昭和四十七年法律第二百一十七号)の一部
を次のように改正する。

四

- | | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一章 総則(第一条・第二条) | 第二章 警備業の認定等(第三条・第十三条) | 第三章 警備業務(第十四条・第二十条) | 第四章 教育等 |
| 第一節 教育及び指導監督(第二十一条・第二十二条) | | | |
| 第二節 檢定(第二十三条・第三十九条) | 第五章 機械警備業(第四十条・第四十四条) | 第六章 監督(第四十五条・第五十一条) | 第七章 雜則(第五十二条・第五十五条) |
| 第八章 罰則(第五十六条・第六十条) | 附則 | 第二章の章名を次のように改める。 | 第二章 警備業の認定等 |
| 第三条第九号中「に第十一条の三第一項」を「及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分(前条第一項各号の警備業務の区分をいう。以下同じ。)」とし第二十二条第一項に改める。 | 第二十二条次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。 | 第一二二条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者又は同条第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者 | 第一二二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者 |
| 第二十二条を第六十条とし、第二十一条を第五十九条とする。 | 第二十二条を「三十万円」に改め、同条 | 第二十二条を第六十条とし、第二十一条を第五十九条とする。 | |

第一号中「第四条の二第一項(第四条の四第四項)を「第五条第一項(第七条第四項)に改め、同条第二号中「第四条の三」を「第六条」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第九条、第十条第一項、第十一条第一項
(同条第四項、第十六条第三項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ)、第十六条第二項(第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ)若しくは第四十一条の規定に違反して届出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十二条第一項、第十六条第二項、第四十条若しくは第四十二条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

第二十条第四号中「第六条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第五号中「第十二条第一項」を「第二十二条第三項」に、第六项(第十二条の六第三項)を「第二十二条第三項(第二十三条第五項及び第四十二条第三項)に、「基づく处分」を「による命令」に改め、同条第六号から第八号までを次のように改める。

六 第三十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七 第三十六条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

八 第三十七条若しくは第四十六条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第三十八条第一項若しくは第四十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条に次の二号を加える。

九 第四十二条第一項の規定に違反して機械警備業務管理者を選任しなかつた者

十 第四十四条又は第四十五条に規定する書類を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十条を第五十八条とする。

第六項(第十一條の六第三項)を「第八条、第二十二条第一項」に改め、同条第四項及び第五項中「第四条の三第三項」に改め、同条第六項の規定は機械警備業務管理第五、第十一條の三第六項を「第八条、第二十二条第五項」に改め、同条を第五十条とする。

第十五條第一項中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に、「基づく指示」を「よる指示」に改め、同条第二項第一号中「第四条の二第三項又は第四条の四第三項」を「第五条第三項又は第七条第三項」に改め、同条第二号中「第四条の五」を「第八条」に改め、同条を第四十九条とする。

第十四条中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条を第四十八条とし、同条の前に次的一条を加える。

(立入検査)

第四十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察職員に警備業者の営業所、基地局又は待機所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができることができる。

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第十三条を次のように改める。

(報告の徴収)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警備業者に対し、その業務の状況に關し報告又は資料の提出をさせることができる。

第十三条を第四十六条とし、第十二条を第四十五条とする。

第五章中第十一條の九を第四十四条とし、第十一条の八を削り、第十一條の七を第四十三条とする。

第十一條の六の見出しを「機械警備業務管理者」に改め、同条第三項中「第十一條の三第一項ただし書」を「第二十二条第一項ただし書」に、「同条第三項から第五項まで」を「同条第四項から第六項まで」に、「同条第六項の」を「同条第七項の」に改め、「同条第七項の規定は機械警備業務管理

者講習について」を削り、「同項第三項第二号中「掲げる者」を「同項第四項中「第二項」とあるのは「第四十二条第二項」と、同項第二号中「該当する者」に、「掲げる者又は心身」を「該当する者又は心身」に改め、「もの」と、同項第三号中」の下に「第七項第二号」とあるのは「第四十二条第三項において読み替えて準用する第七項第一号」と、「を加え、「同項第六項第一号中「掲げる者」を「同項第七項第一号中「いすれか」、「掲げる者又は第十一項第六第三項」を「いすれか又は第四十二条第三項に改め、「第三項第二号に」を「第四項第二号に」に改め、同項を第四十二条とする。

第十一条の五を第四十一条とする。

第十一条の四第二号中「第十一項の六第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同項を第四十条とする。

第十一条の三の見出しを「警備員指導教育責任者」に改め、同項第一項中「除く。」の下に「こと及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同項第七項を次のように改める。

7 警備業者は、国家公安委員会規則で定める期間ごとに、警備員指導教育責任者に選任した者に、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより行う警備員の指導及び教育に関する講習を受けさせなければならない。

第十二条の三第七項を同項第八項とし、同項六項第一号中「掲げる者」を削り、同項第三号中「第十条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同項第三号中「前項」を「第二項」に改め、同項第二号中「掲げる」を「該当する」に改め、同項第三号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。

3 警備員指導教育責任者資格者証の交付は、警備業務の区分ごとに行うものとする。

第四章中第十二条の三を第二十二条とし、同条の次に次の二節を加える。

第二節 檢定

(検定)

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会(以下単に「講習会」という。)の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対する、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

5 前項第四項から第六項までの規定は合格証明書の交付、書換え及び再交付について、同項第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同項第一項中「第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、同項第一号中「未成年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第一号」とあるのは「第二十三条规定において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同項第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。

6 前項各項に定めるものほか、第一項の検定の結果にあつては、業務執行権を有する社員に占める警備業者の役員又は職員(過去二年間に当該警備業者の役員又は職員である者を含む。)の割合が二分の一を超えてであること。

口 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)にあつては、業務執行権を有する社員に占める警備業者の役員又は職員(過去二年間に当該警備業者の役員又は職員である者を含む。)の割合が二分の一を超えてであること。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に関する料金その他の国家公安委員会規則で定める事項を定めておかなければならぬ。

(登録)

第二十四条 前項第三項の登録は、講習会を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十五条 次の各号のいすれかに該当する者は、第二十三条第三項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十五条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前に前二号のいすれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第二十六条 国家公安委員会は、第二十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 その行う講習会が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであること。

二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいすれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、警備業者がその親会社(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百十一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

2 前項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施に係る義務)

第二十七条 第二十三条第三項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(講習会の実施に係る義務)

第二十八条 登録講習機関は、公正に、かつ、第二十六条第一項第一号に掲げる要件及び国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により講習会を行わなければならない。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(登録事項の変更の届出)

第二十九条 登録講習機関は、第二十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

(業務規程)

第三十条 登録講習機関は、講習会の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、講習会の業務の開始前に、国家公安委員会に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、講習会の実施方法、講習会に

第七条を第十四条とする。

第三章の章名を次の如く改める

第二章中第六条の三を第十三条とする。
第六条の「第二項中」に掲げる場合を削り、
「掲げる者」を「定める者」に改め、同条第三項中
「第五条」を「第九条」に改め、同条を第十二条とす
る。

科 目	施設及び設備	講義室	一 警備業務に関する法令
警備業務の実施の方法	講義室 訓練施設 護身用具	この法律その他警備業務に必要な設備	二 この法律その他の警備業務に関する法令の概要に関する視聴覚教材
携常用無線装置		法令集その他の書籍	三 視聴覚教材を使用するため
警備業務用車両			四 法令集その他の書籍
金属探知機			
エックス線透視装置			
侵入検知装置			
遠隔監視装置			
九 八 七 六 五 四 三 二 一	一 講義室 二 訓練施設 三 護身用具 四 携常用無線装置 五 警備業務用車両 六 金属探知機 七 エックス線透視装置 八 侵入検知装置 九 遠隔監視装置	一 第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの	二 第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けている者であつて、警備員を指導し、及び教育する業務に通算して三年以上従事した経験を有するもの
二 一	三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者	三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者	三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有する者

第六条第一項中「第四条の二第一項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条第二項中「第四条の二第一項第一号」を「第五条第一項第一号」に、「第五条第一項各号」を「第五条第一項第三号」に改め、同条第四項中「第五条第三号」を「第九条第三号」に改め、同条を第十五条とする。

附則の次に次の別表を加える。
る。
所在地及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分に改め、同項第三号中「営業所」の下に「こと」と及び当該営業所において取り扱う警備業務の区分」を加え、同条第四項中「第四条の四第二項」を「第七条第一項」に改め、同条を第五条とす

(施行期日)
附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律による改正後の警備業法(以下「新法」という。)第十八条の規定の適用について

第三条 新法第十九条第一項の規定は、この法律は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月を経過する日までの間は、同条中「警備員」とあるのは、「警備員又は警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二号)による改正前の警備業法第十一條の二の規定による検定に合格した警備員」とする。

の施行前に締結した警備業務を行う契約については、適用しない。

員会」という。)の認定を受け、警備業を営んでいる者は、施行日から六ヶ月を経過する日までの間に、公安部員会に新法第五十五条第一項第二号及

び第三号に掲げる事項(同項第二号に掲げる事項にあつては、当該営業所において取り扱う警備業務の又はこれらと混同する業務を是認する)。

何處かの圖書に附する、その書籍を購入した後、其の書籍をも出
しなければならない。

格した者は、国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が行う審査に合格したとき

「第五条第一項第一号」に改め、同条を第九条とする。

			三 事故発生時 の対処要領	一 講義室	十 交通誘導用器材
五	四	三	二 訓練施設		
応急救護用器材	携帯用扩声器	護身用具			

る設備は、視聴覚教材をもつて代えることができ

は、新法第一二十三条第一項の検定に合格した者とみなす。

第六条 旧法第十一條の三第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証は、施

二十二条第二項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証とみなす。

規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又

はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

(検討) は、政令で定める。

した場合において、新法第十八条、第十九条及び第二十二条の規定の施行の状況を勘案し、必

要があると認めるときは、当該規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に
のとする。

に関する法律の一部改正)

第十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)の項中「第四条の二第五項、第四条の四第二項、第十一条の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一条の六第三項において準用する場合を含む。)並びに第十二条の六第二項」を「第五条第五項、第七条第二項、第二十二条第二項及び第六項(同条第六項については、第二十三条第五項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。)、第二十三条第四項並びに第四十二条第一項」に改める。

理由

最近における警備業の実情にかんがみ、警備員指導教育責任者の資格及びその選任の方法を改め、特定の警備業務の実施体制を強化し、警備員等の検定の手続を法定するとともに、警備業務の依頼者の保護のための書面交付に関する規定を新設するほか、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年五月二十一日印刷

平成十六年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局